

平成25年度

環境等測定調査結果

平成26年10月

福 島 県

目 次

資料1	大気汚染の常時監視測定結果	1
資料2	有害大気汚染物質モニタリング調査結果	19
資料3	酸性雨モニタリング調査結果	25
資料4	アスベストモニタリング調査結果	29
資料5	公共用水域の水質測定結果	35
資料6	地下水の水質測定結果	57
資料7	ゴルフ場排水農薬調査結果	63
資料8	ダイオキシン類調査結果	65
資料9	ダイオキシン類自主測定結果	81
資料10	化学物質発生源周辺環境調査結果	97
資料11	騒音調査結果	103
資料12	公害苦情調査の結果	119
資料13	化学物質の排出量・移動量の集計結果	129
資料14	猪苗代湖の水質測定結果等	141

平成 2 5 年度

大気汚染の常時監視測定結果

平成 2 6 年 1 0 月

福 島 県

この測定結果は、大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定に基づき県内の大気汚染の状況を常時監視した結果について、同法第 24 条の規定に基づき公表するものです。

1 測定方法の概要

(1) 測定期間

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

(2) 実施機関

福島県、郡山市及びいわき市

(3) 測定局及び測定項目

ア 測定局

原子力災害対策特別措置法に基づく旧警戒区域内の 2 測定局（双葉、富岡）を除く県内 16 市町村に所在する一般環境大気測定局（※1）33 局と自動車排出ガス測定局（※2）3 局において測定しました。

イ 測定項目

測定項目は、「大気の汚染に係る環境基準」（表－1）にて定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び微小粒子状物質の 6 項目、他に指針値が定められている非メタン炭化水素等の関連項目です。（表－2）

※1 一般環境大気測定局…住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を監視するため設置した測定局。

※2 自動車排出ガス測定局…道路近傍の大気汚染の状況を監視するため設置した測定局。

2 測定結果の概要

測定結果の評価は、有効測定局（※3）について、「大気の汚染に係る環境基準」により行いました。

※3 有効測定局…年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局。

なお、光化学オキシダントについては、午前 5 時～午後 8 時までの測定値の集計により評価するため、この規定は適用されない。

微小粒子状物質については年間 250 日以上 of 測定局。

(1) 一般環境大気測定局（33 局）の状況

ア 二酸化硫黄

有効測定局 23 測定局すべてにおいて、長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました。（表－3）

有効測定局の年平均値は 0.001 ppm で、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。（表－4、表－5）

イ 浮遊粒子状物質

有効測定局 27 測定局すべてにおいて、長期的評価による環境基準を達成しました。

また、短期的評価では 26 局で環境基準を達成し、達成率は 96.3%でした。

短期的評価を達成しなかったのは滝尻局（いわき市）でした。（表－3）

同局では短期的評価が未達成な状況でしたが、1 時間値が一時的に急激に上昇した一過性のものでした。

有効測定局の年平均値は 0.014 mg/m³ で、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。（表－4、表－5）

ウ 光化学オキシダント

（ア）測定結果

有効測定局 29 測定局すべてにおいて、環境基準を達成しませんでした。（表－3）

光化学オキシダント濃度の昼間（5時から20時まで）の日最高1時間値の全測定局の年平均値は 0.043 ppm でした。（表－4、表－5）

（イ）光化学スモッグ注意報等発令状況

光化学スモッグ注意報（※4）は発令しませんでした。

※4 光化学スモッグ注意報… 1 時間値が 0.12 ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令。

エ 二酸化窒素

有効測定局 21 測定局すべてにおいて、環境基準を達成しました。（表－3）

有効測定局の年平均値は 0.007 ppm で、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。（表－4、表－5）

オ 微小粒子状物質

（ア）測定結果

有効測定局 6 測定局において、長期基準を達成しました。

また、4 局で短期基準を達成し、達成率は 66.7%でした。

短期基準を達成しなかったのは会津若松局（会津若松市）及び白河局（白河市）でした。（表－3）

有効測定局の年平均値は 11.9 μg/m³ でした。（表－4）

なお、国による全国平均値の評価は、平成 22 年度より行われています。

（イ）「注意喚起」情報提供状況

平成 26 年 2 月 26 日には県内で初めて「注意喚起」情報（※5）発出しました。

会津若松局で午前 5 時～午前 7 時の 1 時間値平均が 85.0 μg/m³ で、日平均値

は $72.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。

高濃度の原因としては、大陸からの越境汚染と都市汚染の影響が複合している可能性が高いと考えられます。

※5「注意喚起」情報提供…日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過する場合（午前5時～午前7時の1時間値の平均が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過する場合、又は午前5時～正午の1時間値の平均が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過する場合に超過すると判断）に「注意喚起」情報を発出。

(ウ) 成分分析結果

平成25年度は白河局、会津若松局で微小粒子状物質の成分分析を実施しました。

期間は秋季（平成25年10月23日～平成25年11月6日）及び冬季（平成26年1月22日～平成26年2月5日）の2季節で実施し、調査項目は表-6のとおりです。

なお、調査結果は表-7のとおりでした。

カ 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの生成防止の観点から指針値（表-1）が定められており、指針値の上限（ 0.31ppmC ）を超えなかった測定局は10局中5局でした。（表-3）

全測定局の3時間平均値の年平均値は 0.12ppmC でした。（表-4、表-5）

(2) 自動車排出ガス測定局（3局）の状況

ア 一酸化炭素

3測定局すべてにおいて、長期的評価と短期的評価による環境基準を達成しました。（表-3）

全測定局の年平均値は 0.3ppm であり、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。（表-4、表-5）

イ 浮遊粒子状物質

3測定局すべてにおいて、長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました。（表-3）

全測定局の年平均値は $0.016 \text{mg}/\text{m}^3$ で、測定局別に年平均値を前年度と比べるとすべての測定局で「横ばい」でした。（表-4、表-5）

ウ 二酸化窒素

3測定局すべてにおいて、環境基準を達成しました。（表-3）

全測定局の年平均値は 0.013ppm であり、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。（表-4、表-5）

エ 非メタン炭化水素

光化学オキシダント生成防止のための指針値の上限(0.31ppmC)を超過したのは平局(いわき市)のみでした。(表-3)

全測定局の3時間平均値の年平均値は0.09 ppmCでした。(表-4、表-5)

表－1 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	環境上の条件に同じ。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	環境上の条件に同じ。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	環境上の条件に同じ。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期基準	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。
		短期基準	1日平均値のうち年間98パーセンタイル値が35μg/m ³ 以下であること。 ※98パーセンタイル値:最小値から数えて98%に位置する値

<指針値>

物質	評価方法
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

表－２ 大気汚染物質（常時監視測定項目）について

物質名	各物質の説明
二酸化硫黄	石油、石炭等に含有される硫黄が燃焼により酸化されて発生する。高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると考えられている。
一酸化炭素	炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
浮遊粒子状物質	浮遊粉じんのうち、粒子径が10 μm以下の物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留する。高濃度になると肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となる。高濃度になると、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与える。
二酸化窒素	窒素酸化物は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素と二酸化窒素の形で大気中に存在する。光化学スモッグの原因物質の一つであり、発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。これらの発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。また、二酸化窒素は、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると考えられている。
微小粒子状物質	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。
非メタン炭化水素	炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与しないメタンを除いた非メタン炭化水素が用いられる。

表－3 環境基準の達成状況等

(平成25年度)

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目										指針値 設定項目	
				二酸化硫黄		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		光化学 オキシ ダント	二酸化 窒素	微小粒子状 物質			非メタン 炭化水素
				長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価			長期 基準	短期 基準		
一般 環境 大気 測定 局	福島市	南町	住	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	—	
		森合	住	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	×	
		古川	住	—	—	—	—	○	○	×	○	—	—	—	
	二本松市	二本松	住	—	—	—	—	○	○	×	—	—	—	—	
		芳賀	住	○	○	—	—	○	○	×	○	○	○	—	
	郡山市	朝目	住	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	×	
		堤下	住	—	—	—	—	—	—	×	○	—	—	—	
		日和田	住	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	
		安積	住	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	
	須賀川市	須賀川	住	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	×	
	白河市	白河	住	○	○	—	—	○	○	×	○	○	×	×	
	棚倉町	棚倉	未	—	—	—	—	○	○	×	—	—	—	○	
	矢吹町	矢吹	住	—	—	—	—	○	○	×	—	—	—	—	
	会津若松市	会津若松	住	○	○	—	—	○	○	×	○	○	×	×	
	喜多方市	喜多方	住	—	—	—	—	○	○	×	—	—	—	—	
	南会津町	南会津	住	—	—	—	—	○	○	×	—	—	—	○	
	新地町	新地	未	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	—	
	相馬市	相馬	住	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	—	
		南相馬市	原町	住	○	○	—	—	○	○	×	○	○	○	○
			小高	住	—	—	—	—	○	○	×	—	—	—	—
	双葉町	双葉	住	—	—	—	—	△	△	△	—	—	—	—	
	富岡町	富岡	住	—	—	—	—	△	△	△	—	—	—	—	
	檜葉町	檜葉	未	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	○	
広野町	広野	住	○	○	—	—	○	○	×	○	○	○	—		
いわき市	上中田	準工	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	—		
	花ノ井	住	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	金山	未	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	—		
	下川	準工	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	滝尻	住	○	○	—	—	○	×	—	—	—	—	—		
	大原	住	○	○	—	—	○	○	×	○	○	○	○		
	中原	工	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	揚土	住	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	—		
	中央台	住	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	—		
	常磐倉	住	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	—		
	四	倉未	○	○	—	—	○	○	×	○	—	—	—		
	達成局数		23	23	0	0	27	26	0	21	6	4	5		
	有効局数		23	23	0	0	27	27	29	21	6	6	10		
	達成率 (%)		100.0	100.0	—	—	100.0	96.3	0.0	100.0	100.0	66.7	50.0		
ガ ス 測 定 局	福島市	杉妻町	住	—	—	○	○	○	○	—	○	—	—	○	
	郡山市	台新	住	—	—	○	○	○	○	—	○	—	—	○	
	いわき市	平	商	—	—	○	○	○	○	—	○	—	—	×	
		達成局数		0	0	3	3	3	3	0	3	0	0	2	
		有効局数		0	0	3	3	3	3	0	3	0	0	3	
	達成率 (%)		—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	—	—	66.7		
合 計		達成局数		23	23	3	3	30	29	0	24	6	4	7	
		有効局数		23	23	3	3	30	30	29	24	6	6	13	
		達成率 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.7	0.0	100.0	100.0	66.7	53.8	

(注)1 ○は環境基準を達成した局、×は環境基準を達成しなかった局、—は測定を実施していないまたは測定時間等が少なく評価対象外となった局です。
 2 非メタン炭化水素は、環境基準ではなく光化学オキシダント生成防止のための指針値の上限(0.31ppmC)を超えた日があった局を×としました。
 3 森合局、南会津局及び揚土局の微小粒子状物質は測定日数250日未満のため環境基準の対象から外しました。
 4 双葉局及び富岡局は、それぞれ帰還困難区域及び居住制限区域内にあるため、測定を休止しております。

表-4 大気汚染物質の年平均値

(平成25年度)

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目							指針値設定項目
				二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	光化学オキシダント (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	微粒子 (μg/m ³)	小粒子状物質 (μg/m ³)	非メタン炭化水素 (ppmC)
一般環境大気測定局	福島市	南町	住	0.001	—	0.018	0.042	0.010	—	—	
		森合	〃	0.001	—	0.020	0.040	0.010	[13.6]	0.20	
		古川	〃	—	—	0.014	0.041	0.008	—	—	
	二本松市	二本松	〃	—	—	0.014	0.042	—	—	—	
		郡山市	芳賀	〃	0.001	—	0.015	0.044	0.010	11.9	—
	朝日		〃	0.001	—	0.014	0.043	0.009	—	0.11	
	堤下		〃	—	—	—	0.041	0.010	—	—	
	日和田		〃	—	—	—	0.047	—	—	—	
	安積		〃	—	—	—	0.042	—	—	—	
	須賀川市		須賀川	〃	0.000	—	0.012	0.040	0.009	—	0.10
	白河市	白河	〃	0.000	—	0.012	0.045	0.005	13.2	0.16	
	棚倉町	棚倉	未	—	—	0.011	0.042	—	—	0.09	
	矢吹町	矢吹	住	—	—	0.014	0.044	—	—	—	
	会津若松市	会津若松	〃	0.000	—	0.013	0.042	0.007	12.9	0.10	
	喜多方市	喜多方	〃	—	—	0.014	0.045	—	—	—	
	南会津町	南会津	〃	—	—	0.012	0.043	—	[12.5]	0.12	
	新地町	新地	未	0.000	—	0.014	0.040	0.004	—	—	
	相馬市	相馬	住	0.001	—	0.015	0.041	0.005	—	—	
	南相馬市	原町	〃	0.001	—	0.010	0.044	0.004	10.4	0.10	
		小高	〃	—	—	0.011	0.042	—	—	—	
	双葉町	双葉	〃	—	—	—	—	—	—	—	
	富岡町	富岡	〃	—	—	—	—	—	—	—	
	檜葉町	檜葉	未	0.001	—	0.011	0.040	0.003	9.9	0.08	
	広野町	広野	〃	0.001	—	0.012	0.043	0.003	—	—	
	いわき市	いわき市	上中田	準工	0.001	—	0.010	0.041	0.008	—	—
			花ノ井	住	0.000	—	—	—	—	—	—
			金山	未	0.001	—	0.014	0.043	0.004	—	—
			下川	準工	0.001	—	—	—	—	—	—
			滝尻	住	0.001	—	0.018	—	—	—	—
			大原	〃	0.003	—	0.021	0.042	0.009	13.3	0.09
中原			工	0.002	—	—	—	—	—	—	
揚土			住	0.001	—	0.011	0.043	0.006	[8.9]	—	
中央台			住	0.001	—	0.013	0.045	0.006	—	—	
常磐			住	0.002	—	0.015	0.044	0.006	—	—	
四倉	未	0.001	—	0.011	0.045	0.004	—	—			
一般局平均				0.001	—	0.014	0.043	0.007	11.9	0.12	
自動車排出局	福島市	杉妻町	住	—	0.3	0.021	—	0.016	—	0.05	
	郡山市	台新	住	—	0.3	0.011	—	0.015	—	0.10	
	いわき市	平	商	—	0.3	0.015	—	0.009	—	0.11	
	自排局平均				—	0.3	0.016	—	0.013	—	0.09
全測定局の平均				0.001	0.3	0.014	0.043	0.008	11.9	0.11	

- (注) 1 光化学オキシダント濃度は昼間(5~20時)の日最高1時間値の年平均値です。
 2 非メタン炭化水素は、6~9時の3時間平均値の年平均値です。
 3 森合局、南会津局及び揚土局の微小粒子状物質は測定日数250日未満のため[参考値]です。
 4 白河局の微小粒子状物質出典元：環境省
 5 双葉局及び富岡局は、それぞれ帰還困難区域及び居住制限区域内にあるため、測定を休止しております。

表-5 大気汚染物質の年平均値差

(平成25年度)

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目							指針値設定項目
				二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	光化学オキシダント (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	微粒子 (μg/m ³)	小粒子状物質 (ppmC)	非メタン炭化水素 (ppmC)
一般環境大気測定局	福島市	南町	住	0.000	—	0.000	-0.001	-0.001	—	—	
		森合	〃	0.000	—	0.000	-0.002	0.000	—	0.01	
		古川	〃	—	—	-0.001	-0.001	0.000	—	—	
	二本松市	二本松	〃	—	—	0.000	-0.001	—	—	—	
		郡山市	芳賀	〃	0.000	—	[-0.004]	-0.001	0.000	[-4.2]	—
	朝日		〃	0.000	—	0.001	0.000	-0.001	—	-0.03	
	堤下		〃	—	—	—	-0.003	0.000	—	—	
	日和田		〃	—	—	—	0.003	—	—	—	
	須賀川市	須賀川	〃	0.000	—	0.000	-0.003	0.000	—	0.02	
		白河市	白河	〃	0.000	—	0.000	-0.001	-0.001	0.2	-0.01
	棚倉町		棚倉	〃	—	—	0.001	-0.002	—	—	-0.01
		矢吹町	矢吹	〃	—	—	0.000	-0.002	—	—	—
	会津若松市		会津若松	〃	0.000	—	0.000	-0.002	0.000	1.9	0.02
	喜多方市	喜多方	〃	—	—	-0.001	-0.004	—	—	—	
	南会津町	南会津	〃	—	—	-0.005	0.002	—	—	0.00	
	新地町	新地	未	0.000	—	0.000	0.002	0.000	—	—	
	相馬市	相馬	住	0.000	—	-0.002	-0.002	0.000	—	—	
		南相馬市	原町	〃	0.000	—	0.000	0.000	0.000	—	0.00
			小高	〃	—	—	[-0.010]	—	—	—	—
	双葉町	双葉	〃	—	—			—	—	—	
	富岡町	富岡	〃	—	—			—	—	—	
	檜葉町	檜葉	未	—	—	[-0.007]	—	—	—	[-0.01]	
	広野町	広野	〃	0.000	—	0.001	0.000	0.001	—	—	
	いわき市		上中田	準工	0.000	—	0.000	-0.002	0.000	—	—
			花ノ井	住	-0.001	—	—	—	—	—	—
			金山	未	0.000	—	0.002	-0.002	0.000	—	—
下川			準工	0.000	—	—	—	—	—	—	
滝尻			住	0.000	—	0.003	—	—	—	—	
大原			〃	0.000	—	0.003	-0.001	0.000	[3.7]	-0.02	
中原			工	0.000	—	—	—	—	—	—	
揚土			住	0.000	—	0.000	-0.003	0.000	—	—	
中央台			未	0.000	—	0.001	-0.002	0.000	—	—	
常磐			未	0.000	—	0.003	-0.003	0.000	—	—	
四倉	未	0.000	—	0.000	-0.003	0.001	—	—			
一般局平均				0.000	—	0.000	-0.001	-0.001	-0.2	0.00	
自動車排出局	福島市	杉妻町	商	—	0.0	-0.001	—	-0.002	—	-0.02	
		郡山市	台新	住	—	0.0	0.005	—	-0.001	—	-0.04
		いわき市	平	商	—	0.0	0.002	—	0.000	—	0.00
	自排局平均			—	0.0	0.002	—	-0.001	—	-0.03	
全測定局の平均				0.000	0.0	0.000	-0.001	-0.001	-0.2	0.00	

- (注)1 二酸化硫黄は、各測定局別の年平均値の前年度との比較で、±0.005ppm以内の場合横ばいと判断しました。
 2 一酸化炭素は、各測定局別の年平均値の前年度との比較で、±0.5ppm以内の場合横ばいと判断しました。
 3 浮遊粒子状物質は、各測定局別の年平均値の前年度との比較で、±0.010mg/m³以内の場合横ばいと判断しました。
 4 二酸化窒素は、各測定局別の年平均値の前年度との比較で、±0.005ppm以内の場合横ばいと判断しました。
 5 芳賀局の浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質、小高局及び檜葉局の全項目、並びに大原局の微小粒子状物質は平成24年度が有効測定時間(6000時間及び250日)を満たさなかったため[参考値]です。
 6 一般局平均及び自排局平均は、昨年度の一般局平均値及び自排局平均値との比較となります。
 7 双葉局及び富岡局はそれぞれ帰還困難区域及び居住制限区域内にあるため、測定を休止しております。

表－6 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析項目

調査項目	分析項目
質量濃度	質量濃度
イオン成分 (8項目)	ナトリウムイオン (Na ⁺)、アンモニウムイオン (NH ₄ ⁺)、カリウムイオン (K ⁺)、マグネシウムイオン (Mg ²⁺)、カルシウムイオン (Ca ²⁺)、塩化物イオン (Cl ⁻)、硝酸イオン (NO ₃ ⁻)、硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)
無機元素成分 (30項目)	ナトリウム (Na)、アルミニウム (Al)、カリウム (K)、カルシウム (Ca)、スカンジウム (Sc)、チタン (Ti)、バナジウム (V)、クロム (Cr)、マンガン (Mn)、鉄 (Fe)、コバルト (Co)、ニッケル (Ni)、銅 (Cu)、亜鉛 (Zn)、ヒ素 (As)、セレン (Se)、ルビジウム (Rb)、モリブデン (Mo)、アンチモン (Sb)、セシウム (Cs)、バリウム (Ba)、ランタン (La)、セリウム (Ce)、サマリウム (Sm)、ハフニウム (Hf)、タングステン (W)、タンタル (Ta)、トリウム (Th)、鉛 (Pb)、ケイ素 (Si)
炭素成分 (3項目)	有機炭素 (OC)、元素状炭素 (EC)、炭化補正值 (OCpyro)

表-7 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析結果

分析項目	調査地点		会津若松局		白河局	
	調査期間		秋	冬	冬	
			10月23日～11月6日	1月22日～2月5日	1月22日～2月5日	
質量濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	11.9 2.1 ~ 22.5		17.7 6.6 ~ 43		12.2 4.8 ~ 29	
イオン成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Cl ⁻	0.08 <0.02 ~ 0.18		0.35 0.12 ~ 0.70		0.26 0.05 ~ 0.99
	NO ₃ ⁻	0.6 0.03 ~ 1.3		4.3 0.22 ~ 14		2.1 0.13 ~ 7.3
	SO ₄ ²⁻	3.2 0.39 ~ 9.2		2.8 1.6 ~ 4.6		2.2 1.3 ~ 3.1
	Na ⁺	0.06 0.02 ~ 0.14		0.12 0.07 ~ 0.20		0.11 0.06 ~ 0.22
	NH ₄ ⁺	1.4 0.12 ~ 3.6		2.4 0.7 ~ 5.8		1.5 0.48 ~ 3.5
	K ⁺	0.13 0.02 ~ 0.27		0.21 0.09 ~ 0.47		0.13 0.05 ~ 0.25
	Mg ²⁺	0.01 <0.01 ~ 0.02		0.02 <0.01 ~ 0.03		0.02 <0.01 ~ 0.03
	Ca ²⁺	0.04 <0.02 ~ 0.06		0.05 0.02 ~ 0.08		0.07 0.03 ~ 0.12
炭素成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	OC	2.6 0.47 ~ 4.7		3.5 1.7 ~ 7.7		2.9 1.1 ~ 7.3
	EC	0.86 0.04 ~ 1.7		1.34 0.35 ~ 3.3		0.88 0.32 ~ 2.3
	OCpyro	0.60 0.04 ~ 1.3		0.76 0.41 ~ 1.5		0.63 0.28 ~ 1.5
無機元素成分 (ng/m^3)	Na	75 24 ~ 160		125 81 ~ 170		119 65 ~ 190
	Al	30 7.3 ~ 56		40 23 ~ 63		94 33 ~ 170
	Si	84 15 ~ 170		95 49 ~ 170		175 64 ~ 280
	K	110 9 ~ 210		165 57 ~ 300		115 43 ~ 290
	Ca	23 9 ~ 45		34 17 ~ 56		53 19 ~ 120
	Sc	<0.04 -		<0.05 -		<0.05 -
	Ti	2.8 0.83 ~ 7.9		4.4 1.9 ~ 9.1		5.0 1.7 ~ 9.6
	V	0.45 0.09 ~ 1.1		0.40 0.15 ~ 0.77		0.8 0.16 ~ 2.6
	Cr	1.2 <0.4 ~ 2.7		1.9 0.8 ~ 5.8		1.3 <0.8 ~ 2.0
	Mn	2.6 0.45 ~ 7.2		3.9 1.1 ~ 15		3.8 1.0 ~ 9.9
	Fe	31 11 ~ 60		45 17 ~ 130		75 28 ~ 180
	Co	0.05 0.04 ~ 0.06		0.11 0.09 ~ 0.13		0.06 <0.05 ~ 0.06
	Ni	0.19 0.19 ~ 0.19		0.62 0.12 ~ 2.4		0.50 0.16 ~ 1.1

分析項目	調査地点	会津若松局		白河局
		調査期間		冬
		秋	冬	冬
		10月23日～11月6日	1月22日～2月5日	1月22日～2月5日
無機元素成分 (ng/m ³)	Cu	2.2 1.2 ～ 4.0	2.5 0.50 ～ 6.0	1.9 0.55 ～ 5.4
	Zn	27 2.7 ～ 65	65 11 ～ 180	14 3.8 ～ 46
	As	0.87 0.21 ～ 2.0	1.2 0.49 ～ 1.9	0.60 0.28 ～ 1.1
	Se	0.5 0.4 ～ 0.6	0.6 0.6 ～ 0.7	0.6 <0.4 ～ 0.8
	Rb	0.34 0.11 ～ 0.77	0.32 0.10 ～ 0.63	0.30 0.13 ～ 0.72
	Mo	0.25 0.14 ～ 0.38	0.39 0.13 ～ 1.3	0.26 <0.09 ～ 0.63
	Sb	0.41 0.09 ～ 0.88	0.47 0.18 ～ 1.1	0.60 0.12 ～ 2.0
	Cs	0.06 0.05 ～ 0.11	<0.05 -	<0.05 -
	Ba	1.0 0.24 ～ 1.7	2.5 0.52 ～ 6.3	2.2 0.68 ～ 6.3
	La	0.04 0.03 ～ 0.05	<0.07 -	0.08 <0.07 ～ 0.09
	Ce	0.06 0.04 ～ 0.10	0.07 0.07 ～ 0.07	0.11 <0.07 ～ 0.19
	Sm	<0.04 -	<0.07 -	<0.07 -
	Hf	<0.03 -	<0.05 -	<0.05 -
	W	3.2 0.17 ～ 8.8	4.4 0.29 ～ 14	0.09 <0.03 ～ 0.15
	Ta	<0.03 -	<0.03 -	<0.03 -
	Th	0.07 <0.04 ～ 0.07	<0.07 -	<0.07 -
	Pb	5.7 0.23 ～ 15	6.1 2.2 ～ 12	4.7 1.6 ～ 11

注) 1 各測定値は上段に期間中の平均値を示し、下段に測定値の範囲を示した。
また、期間中の平均値を求める際、測定値に定量下限値以下があった場合には定量下限値の2分の1の値を用いて平均値を算出した。

2 「<」が示されている値は、検出下限値未満であったことを示す。

表－8 全測定局の環境基準達成状況の推移
(一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局)

項目		年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
一般環境大気測定局	二酸化硫黄	有効測定局数	32	32	31	30	26	23	
		達成率(%)	長期的評価	100	100	100	100	100	100
			短期的評価	90.6	100	96.8	96.7	100	100
	浮遊粒子状物質	有効測定局数	23	24	24	22	24	27	
		達成率(%)	長期的評価	100	100	100	100	100	100
			短期的評価	87.0	8.3	87.5	77.3	95.8	96.3
	光化学オキシダント	有効測定局数	33	33	32	30	28	29	
		達成率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	二酸化窒素	有効測定局数	29	28	26	25	23	21	
		達成率(%)	100	100	100	100	100	100	
	微小粒子状物質	有効測定局数	—	—	—	1	2	6	
		達成率(%)	長期基準	—	—	—	100	100	100
短期基準			—	—	—	100	100	66.7	
自動車排出ガス測定局	一酸化炭素	有効測定局数	3	2	2	3	3	3	
		達成率(%)	長期的評価	100	100	100	100	100	100
			短期的評価	100	100	100	100	100	100
	浮遊粒子状物質	有効測定局数	3	3	3	3	3	3	
		達成率(%)	長期的評価	100	100	100	100	100	100
			短期的評価	100	100.0	0.0	66.7	66.7	100
	二酸化窒素	有効測定局数	3	3	3	3	3	3	
達成率(%)		100	100	100	100	100	100		

表-9 福島県内の大気汚染物質濃度の推移（全測定局の年平均値）

年度	項目	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	光化学オキシダント (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	微小粒子状物質 (μg/m ³)	非メタン炭化水素 (ppmC)
一般局	H21	0.002	—	0.016	0.047	0.008	—	0.14
	H22	0.001	—	0.017	0.047	0.008	—	0.13
	H23	0.001	—	0.015	0.043	0.008	12.5	0.11
	H24	0.001	—	0.014	0.044	0.007	12.1	0.11
	H25	0.001	—	0.014	0.043	0.007	11.9	0.12
自排局	H21	0.003	0.4	0.015	0.039	0.014	—	0.13
	H22	0.003	0.3	0.016	0.037	0.013	—	0.12
	H23	—※ ¹	0.3	0.015	—※ ¹	0.013	—	0.11
	H24	—※ ¹	0.3	0.014	—※ ¹	0.014	—	0.11
	H25	—※ ¹	0.3	0.016	—※ ¹	0.013	—	0.09

(注) 光化学オキシダント濃度は昼間（5～20時）の日最高1時間値の年平均値です。

※¹ 自排局の二酸化硫黄、光化学オキシダントについては、平成23年度から測定機器の配置を見直したことにより測定していません。

表-10 全国の大気汚染物質濃度の推移（全測定局の年平均値）

年度	項目	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	光化学オキシダント (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	微小粒子状物質 (μg/m ³)	非メタン炭化水素 (ppmC)
一般局	H21	0.003	0.3	0.021	0.048	0.012	—	0.17
	H22	0.003	0.3	0.021	0.048	0.011	15.1	0.16
	H23	0.002	0.3	0.020	0.044	0.011	15.4	0.16
	H24	0.002	0.3	0.019	0.046	0.011	14.5	0.14
	H25	※ ¹	※ ¹	※ ¹	※ ¹	※ ¹	※ ¹	※ ¹
自排局	H21	0.003	0.5	0.024	0.041	0.023	—	0.22
	H22	0.003	0.5	0.023	0.043	0.022	17.2	0.21
	H23	0.003	0.5	0.022	0.039	0.021	16.1	0.19
	H24	0.002	0.4	0.021	0.042	0.020	15.4	0.18
	H25	※ ¹	※ ¹	※ ¹	※ ¹	※ ¹	※ ¹	※ ¹

(出典：大気汚染状況報告書（環境省）)

(注) 光化学オキシダント濃度は昼間（5～20時）の日最高1時間値の年平均値です。

※¹ 平成25年度の年平均値については、平成26年度末に環境省から公表予定です。

図1 本県及び全国の大気汚染物質濃度(年平均値)の推移

一般局：一般環境大気測定局 自排局：自動車排ガス測定局

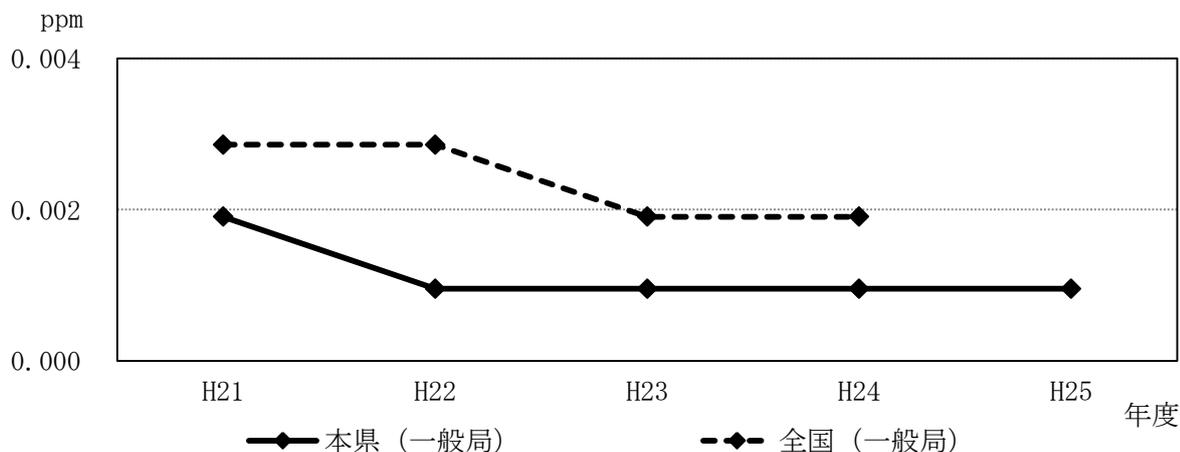


図1-1 二酸化硫黄濃度の推移

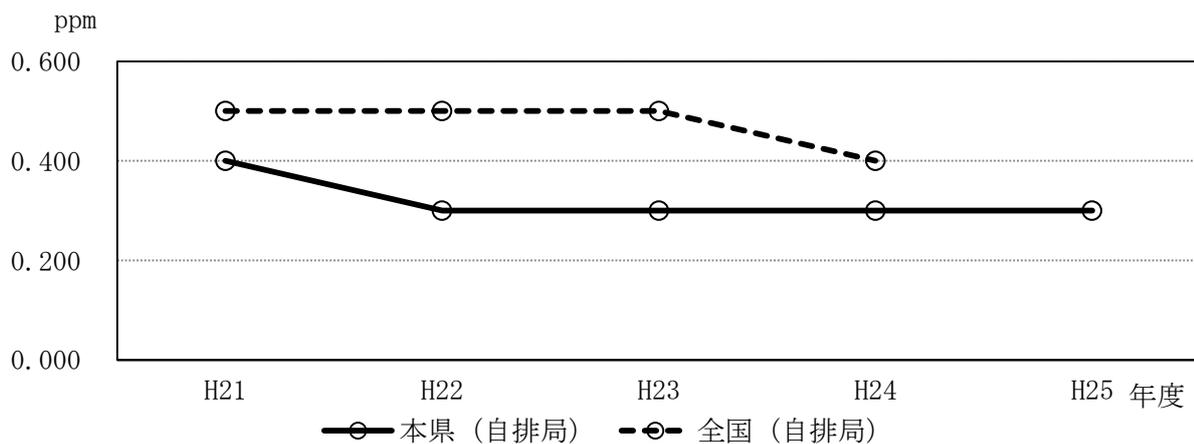


図 1 - 2 一酸化炭素濃度の推移

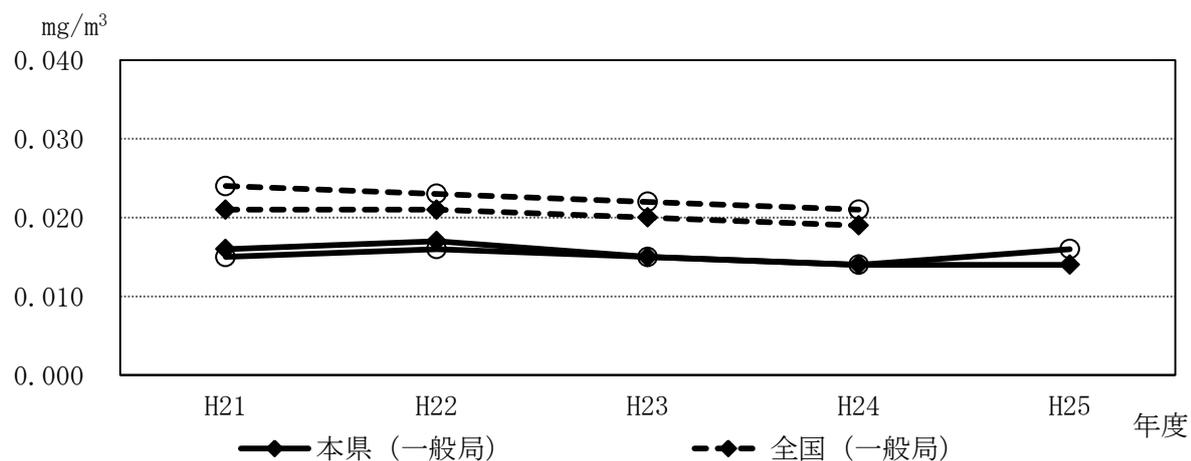


図 1 - 3 浮遊粒子状物質濃度の推移

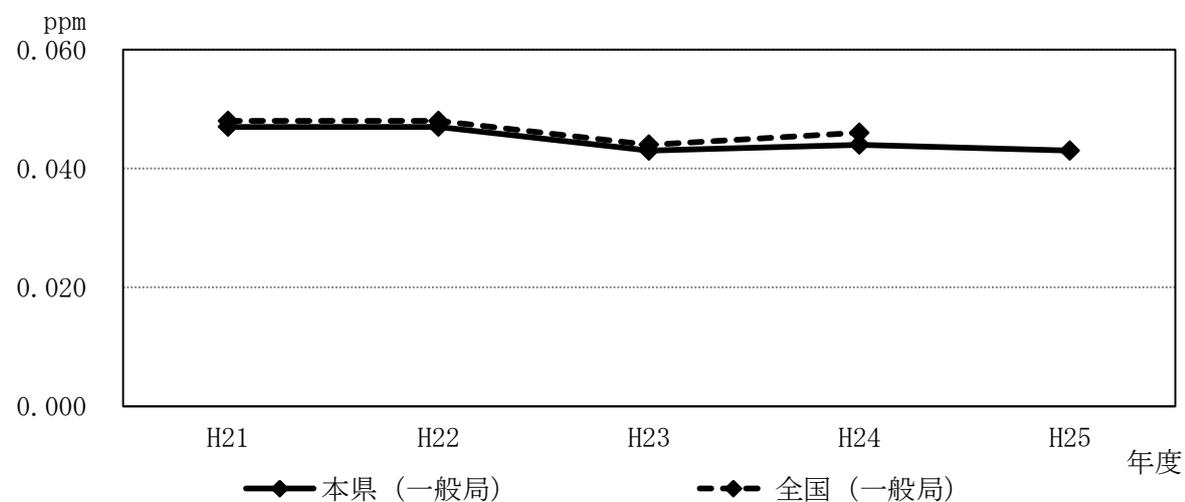


図 1 - 4 光化学オキシダント濃度の推移

(注) 光化学オキシダント濃度は昼間(5~20時)の日最高1時間値の年平均値です。

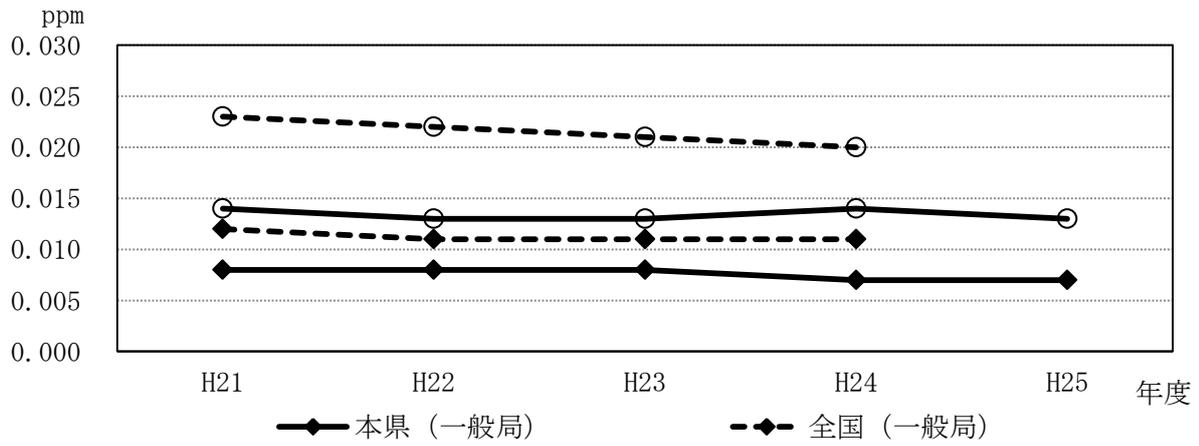


図 1 - 5 二酸化窒素濃度の推移

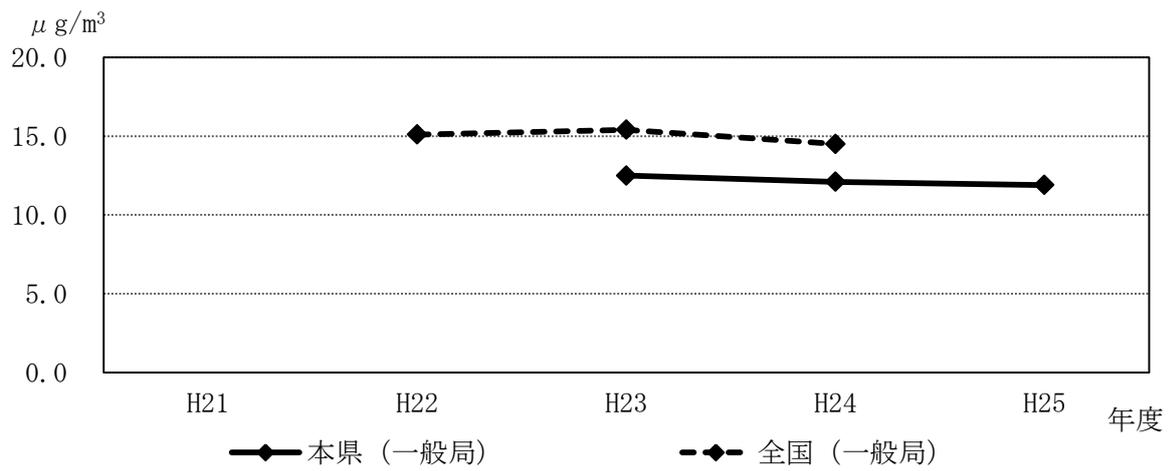


図 1 - 6 微小粒子状物質濃度の推移

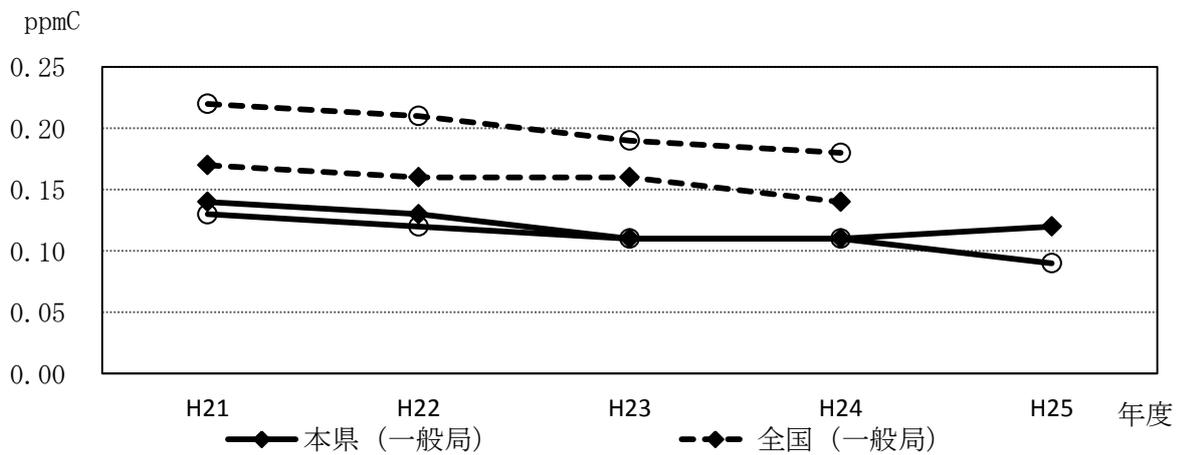


図 1 - 7 非メタン炭化水素濃度の推移

平成 2 5 年度

有害大気汚染物質モニタリング調査結果

平成 2 6 年 1 0 月

福 島 県

この測定結果は、大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づき、県内の有害大気汚染物質による大気の汚染状況についてモニタリング調査を行い、同法第24条の規定に基づいてその結果を公表するものです。

1 有害大気汚染物質モニタリング調査の概要

(1) 測定期間

平成25年4月～平成26年3月

(2) 実施機関

福島県、郡山市及びいわき市

(3) 測定地点

県内4市において、一般環境6地点、発生源周辺2地点及び道路沿道2地点の計10地点で測定しました。

表-1 測定地点一覧

地域分類 (地点数)	市町村	測定地点	所在地	測定機関
一般環境 (6)	福島市	信夫ヶ丘運動場	古川 14-1	福島県
	会津若松市	大気測定局(会津若松局)	西栄町 4-61	
	郡山市	開成山公園	開成 1 丁目	郡山市
	いわき市	大気測定局(揚土局)	平字揚土 5	いわき市
		大気測定局(中央台局)	中央台鹿島 1 丁目 55	
大気測定局(常磐局)	常磐湯本町栄田 11			
発生源周辺 (2)	郡山市	大気測定局(芳賀局)	芳賀 2 丁目 6-1	郡山市
	いわき市	大気測定局(中原局)	小名浜字中原 5-1	いわき市
道路沿道 (2)	福島市	県庁東分庁舎	杉妻町 5-75	福島県
	いわき市	大気測定局(平局)	平字正内町 22	いわき市

(4) 測定項目

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(平成23年7月1日付け環境省水・大気環境局長一部改訂)」で測定対象となっている環境基準設定項目等20物質(福島県:12物質、郡山市:10物質、いわき市:17物質)について測定しました。

(5) 測定方法

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年3月環境省)に基づき、各地点毎に月1回連続24時間サンプリングを行い測定しました。

2 有害大気汚染物質モニタリング調査の結果

(1) 環境基準設定項目

ア ベンゼン

各測定地点の年平均値は $0.63 \sim 1.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で環境基準 ($3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) を達成しました (表-2)。

イ トリクロロエチレン

各測定地点の年平均値は $0.10 \sim 0.35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で環境基準 ($200 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を達成しました (表-2)。

ウ テトラクロロエチレン

各測定地点の年平均値は $0.018 \sim 0.17 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で環境基準 ($200 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を達成しました (表-2)。

エ ジクロロメタン

各測定地点の年平均値は $0.69 \sim 1.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で環境基準 ($150 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を達成しました (表-2)。

(2) 指針値設定項目

ヒ素及びその化合物について指針値を超過する地点がありました。(表-2)

ア アクリロニトリル

各測定地点の年平均値は $0.019 \sim 0.047 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で指針値 ($2 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

イ 塩化ビニルモノマー

揚土局測定地点の年平均値は $0.027 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、指針値 ($10 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

ウ クロロホルム

各測定地点の年平均値は $0.10 \sim 0.12 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で指針値 ($18 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

エ 1,2-ジクロロエタン

揚土局測定地点の年平均値は $0.14 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、指針値 ($1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

オ 水銀及びその化合物

揚土局測定地点の年平均値は $5.4\text{ng}/\text{m}^3$ であり、指針値 ($40\text{ng}/\text{m}^3$) を下回りました。

カ ニッケル化合物

各測定地点の年平均値は $1.1 \sim 1.6\text{ng}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で指針値 ($25\text{ng}/\text{m}^3$) を下回りました。

キ ヒ素及びその化合物

各測定地点の年平均値は $2.3 \sim 20\text{ng}/\text{m}^3$ であり、中原局 ($20\text{ng}/\text{m}^3$) 及び中央台局 ($19\text{ng}/\text{m}^3$) の2地点で指針値 ($6\text{ng}/\text{m}^3$) を超過しました。

指針値超過地点については、監視を継続するとともに、超過原因の調査等を引き続き実施します。

ク 1,3-ブタジエン

各測定地点の年平均値は $0.050 \sim 0.14 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で指針値 ($2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

(3) その他の項目

アセトアルデヒド、塩化メチル、酸化エチレン、トルエン、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物の8物質については、すべての測定地点で平成24年度における全国の状況と同程度の濃度でした。(表-2)

表－２ 平成25年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果の概要

物質名 (単位)	地域分類	測定値(年平均値)						全国の状況 ^{※1}		環境基準 (指針値) ※2
		地点数				平均	測定値の範囲	年平均値	測定値の 最大	
		福 島 県	郡 山 市	い わ き 市	計					
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	1	2	5	0.94	0.63 ~ 1.2	1.0	1.8	3
	発生源周辺		1		1	0.67	0.67	1.3	3.0	
	道路沿道	1		1	2	1.2	1.2 ~ 1.3	1.4	2.5	
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	1	2	5	0.21	0.10 ~ 0.29	0.44	3.9	200
	発生源周辺		1		1	0.35	0.35	0.67	10	
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	1	2	5	0.072	0.018 ~ 0.17	0.17	1.4	200
	発生源周辺		1		1	0.071	0.071	0.18	0.94	
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	1	2	5	1.0	0.69 ~ 1.8	1.5	6.8	150
	発生源周辺		1		1	0.79	0.79	2.0	13	
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境		1	1	2	0.033	0.019 ~ 0.047	0.055	0.43	(2)
	発生源周辺		1		1	0.026	0.026	0.16	1.8	
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境			1	1	0.027	0.027	0.040	0.88	(10)
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境		1	1	2	0.12	0.11 ~ 0.12	0.18	1.9	(18)
	発生源周辺		1		1	0.10	0.10	0.26	1.3	
1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境			1	1	0.14	0.14	0.15	0.92	(1.6)
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	一般環境			1	1	5.4	5.4	2.0	6.1	(40)
ニッケル化合物 (ng/m^3)	一般環境	2		1	3	1.4	1.1 ~ 1.6	3.4	20	(25)
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	一般環境			3	3	8.4	2.3 ~ 19	1.3	13	(6)
	発生源周辺			1	1	20	20	5.9	24	
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境		1	1	2	0.054	0.050 ~ 0.058	0.10	0.32	(2.5)
	発生源周辺		1		1	0.072	0.072	0.18	2.0	
	道路沿道	1		1	2	0.13	0.12 ~ 0.14	0.18	0.45	

物質名 (単位)	地域分類	測定値(年平均値)						全国の状況 ^{※1}		環境基準 (指針値) ※2
		地点数				平均	測定値の範囲	年平均値	測定値 の最大	
		福 島 県	郡 山 市	い わ き 市	計					
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2			2	1.5	0.56 ~ 2.6	1.9	12	—
	道路沿道	1		1	2	1.0	1.2 ~ 1.9	2.2	14	
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2			2	1.8	1.7 ~ 2.0	1.5	13	—
酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2			2	0.070	0.079 ~ 0.19	0.080	2.1	—
トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	1		3	14	5.9 ~ 20	7.2	180	—
	発生源周辺		1		1	8.5	8.5	8.5	180	
	道路沿道	1		1	2	9.6	5.8 ~ 13	9.2	150	
ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)	一般環境			1	1	0.092	0.092	0.17	4.6	—
	道路沿道	1		1	2	0.094	0.093 ~ 0.095	0.20	2.9	
ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2			2	1.9	0.75 ~ 3.3	2.3	18	—
	道路沿道	1		1	2	2.0	0.99 ~ 3.5	2.7	28	
ベリリウム及び その化合物(ng/m^3)	一般環境		1	1	2	0.014	0.011 ~ 0.016	0.022	0.64	—
	発生源周辺		1		1	0.012	0.012	0.029	0.25	
クロム及び その化合物(ng/m^3)	一般環境		1		1	1.6	1.6	4.0	590	—
	発生源周辺		1		1	1.8	1.8	6.7	72	

※1：出典：平成24年度大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告）（環境省）

※2：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準

アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエンについては指針値

平成25年度

酸性雨モニタリング調査結果

平成26年10月

福 島 県

この調査結果は、平成25年度における県内の酸性雨の状況を調査した結果を取りまとめたものです。

1 調査の目的

地球的規模の環境問題の一つである降水の酸性化（酸性雨）については、全国的にpH4台の降水が確認されています。これは欧米とほぼ同程度であり生態系への影響が懸念されていることから、県内の酸性雨の実態を把握するため、モニタリング調査を実施しました。

2 調査地点及び捕集方法等

調査地点	調査地点の場所	調査実施機関	捕集方法
会津若松	会津若松市迫手町7-40 (福島県会津保健福祉事務所)	会津地方振興局 (分析は環境センター)	ろ過式雨水採取器により捕集
郡山	郡山市朝日3-5-7 (郡山市環境保全センター)	郡山市環境保全センター	〃
いわき	いわき市小名浜大原字六反田22 (いわき市環境監視センター)	いわき市環境監視センター	〃
羽鳥	岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草 (羽鳥湖付近)	環境センター	〃

3 調査項目等

調査項目	調査頻度
降水量、pH、導電率、水素イオン(H ⁺)、硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)、硝酸イオン(NO ₃ ⁻)、塩化物イオン(Cl ⁻)、アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)、カルシウムイオン(Ca ²⁺)、マグネシウムイオン(Mg ²⁺)、カリウムイオン(K ⁺)、ナトリウムイオン(Na ⁺)	通年 (原則として2週間ごとに捕集、ただし調査地点「羽鳥」は1ヶ月ごとに捕集)

4 調査結果

各調査地点のpHの年間平均値は、4.88～5.10でした。また、主なイオン成分の年間沈着量は、非海塩性硫酸イオン(nss-SO₄²⁻)23.9～42.8 meq/m²/年、硝酸イオン(NO₃⁻)17.9～27.9 meq/m²/年、非海塩性カルシウムイオン(nss-Ca²⁺)9.6～62.2 meq/m²/年、アンモニウムイオン(NH₄⁺)14.5～62.5 meq/m²/年であり、総イオン沈着量(Total-ion)は124.9～351.2 meq/m²/年でした。(表-1、図-1)

表-1 ろ過式酸性雨採取による調査結果

調査地点	年間降水量(mm)	pHの年間平均値	導電率の年間平均値(μS/cm)	年間沈着量(単位: meq/m ² /年)											
				H ⁺	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	NH ₄ ⁺	Total-ion	nss-SO ₄ ²⁻	nss-Ca ²⁺
会津若松	1230.2	4.88	16.5	16.2	39.2	24.9	60.6	50.7	2.3	22.6	13.2	20.6	250.4	33.1	20.4
郡山※1	866.2	5.10	17.6	7.0	44.6	27.9	27.2	15.2	1.6	62.9	5.8	44.8	237.0	42.8	62.2
いわき※2	1306.1	4.99	21.9	13.3	51.6	24.0	86.5	74.0	2.6	20.0	16.7	62.5	351.2	42.7	16.8
羽鳥	1062.3	4.90	11.0	13.4	25.8	17.9	19.1	16.2	2.1	10.3	5.6	14.5	124.9	23.9	9.6

※1 平成26年1月14日～27日は降水量が著しく少なかったため欠測とした。

※2 平成25年8月12日～26日、平成25年12月2日～26日、平成26年1月14日～27日は降水量が著しく少なかったため欠測とした。

※3 端数処理の関係で総イオン沈着量が各イオン沈着量の合計と一致していません。

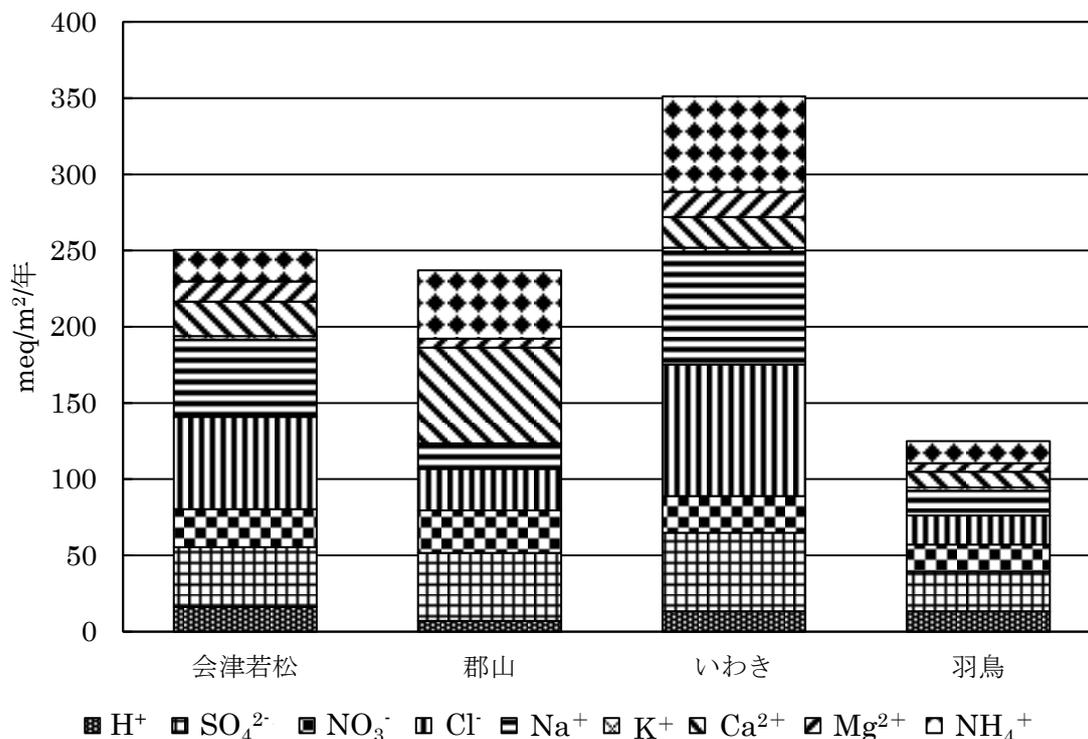


図-1 ろ過式酸性雨採取による調査結果 (地点別イオン成分沈着量)

5 まとめ

平成25年度における県内4地点の降水のpHは前年度に比べ変化量は小さく横ばい傾向にあります。また、平均導電率及び平均イオン成分沈着量も同様で、増減はありますが、それぞれの変化量は横ばい傾向にあります。

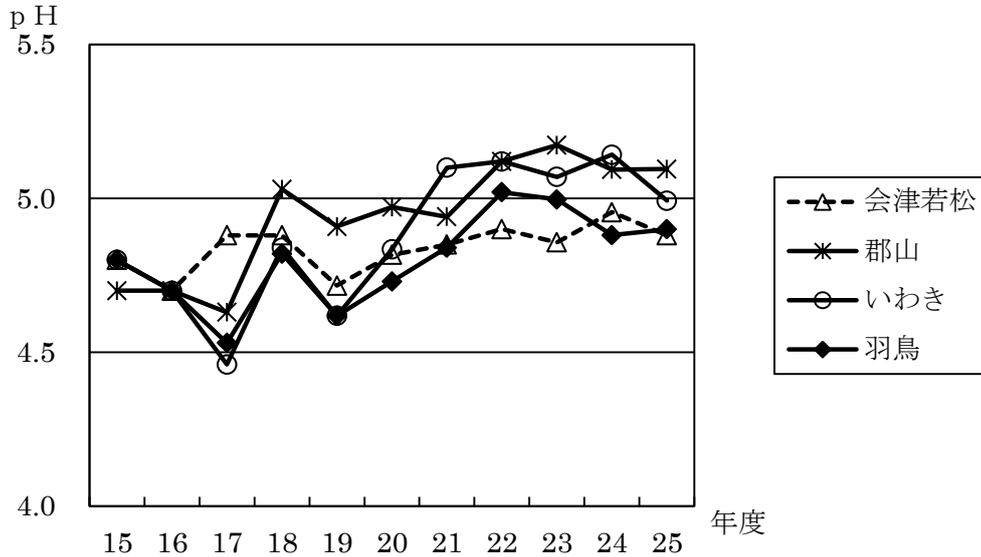


図-2 ろ過式酸性雨採取による各調査地点のpHの平均値の推移

表-2 ろ過式酸性雨採取による調査結果の比較(年平均値)

	年間降水量 (mm)	pH	導電率 ($\mu S/cm$)	上段：年間沈着量 (単位：meq/n ² /年)												
				下段：総イオン沈着量に対する割合 (単位：%)												
				H ⁺	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	NH ₄ ⁺	Total-ion	nss-SO ₄ ²⁻	nss-Ca ²⁺	
福島県 (H25年度)	1116.2	4.97	16.9	12.5	40.3	23.7	48.3	39.1	2.1	28.9	10.3	35.6	240.9	35.6	27.2	
				5.2	16.7	9.8	20.1	16.2	0.9	12.0	4.3	14.8	100	14.8	11.3	
福島県 (H24年度)	978.6	5.02	21.2	12.4	34.4	21.3	54.5	46.1	2.7	16.6	11.5	38.8	238.3	28.8	14.6	
				5.2	14.4	8.9	22.9	19.4	1.1	7.0	4.8	16.3	100	12.1	6.1	
全国 (H24年度)	1945.2	4.82	29.9	36.1	36.3	25.7	246.4	209.5	5.7	10.2	24.6	26.8	621.4	23.7	5.7	
				5.8	5.8	4.1	39.7	33.7	0.9	1.6	4.0	4.3	100	3.8	0.9	

※1 イオン成分沈着量の単位「meq」について

「m(ミリ)」は千分の一、「eq」は中和反応等の化学反応性に基づいて定められた元素や化合物の一定量である「化学当量(chemical equivalent)」を表しています。

※2 端数処理の関係で総イオン沈着量が各イオン沈着量の合計と一致していません。

平成25年度

アスベストモニタリング調査結果

平成26年10月

福 島 県

この調査結果は、平成25年度における県内の一般環境大気中アスベスト濃度及び特定粉じん排出等作業（建築物等解体等工事）現場周辺のアスベスト濃度を調査した結果をとりまとめたものです。

1 調査の目的

アスベストは耐熱性及び耐摩耗性など多くの優れた特性を有していることから、建材などの工業原材料として広く使用されてきました。しかし、いったん大気中に放出されると分解・変質せずに環境中に蓄積され、大量に吸い込むと肺がんや中皮腫などを引き起こすことなどが問題となっています。

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業の立入検査及び工事現場周辺のアスベスト濃度測定を実施することにより、作業基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うことによって大気環境の保全を図りました。

また、一般環境大気中のアスベスト濃度を広域的かつ継続的に監視、把握しました。

2 調査の概要

(1) 一般環境大気中のアスベスト濃度調査

ア 調査地点、調査頻度及び実施機関

平成25年度は県内6市1町において、いずれも主に住宅の用に供する地域で毎月実施しました。（表-1）

表-1 調査地点、調査頻度及び実施機関一覧

市町村名	調査地点（所在地）	調査頻度	実施機関
福島市	大気測定局（森合測定局） （福島市森合字中谷地4-4）	月1回	福島県
白河市	大気測定局（白河測定局） （白河市寺小路28）		
会津若松市	会津保健福祉事務所 （会津若松市追手町7-40）		
南会津町	南会津合同庁舎（南会津郡南会津町 田島字根小屋甲4277-1）		
南相馬市	南相馬合同庁舎 （南相馬市原町区錦町1丁目30）		
郡山市	郡山市環境保全センター （郡山市朝日3丁目5-7）	月1回	郡山市
いわき市	大気測定局（中央台測定局） （いわき市中央台鹿島1丁目55）	月1回	いわき市
	大気測定局（大原測定局） （いわき市小名浜大原字六反田22）	月1回	

イ 測定方法

福島県、郡山市実施分については「アスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）」（平成22年6月環境省水・大気環境局大気環境課）、いわき市実施分については「アスベストモニタリングマニュアル（第3版）」（平成19年5月環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき実施しました。

ウ 調査結果

県内の一般環境中アスベスト濃度は、ND～0.44本/Lであり、平成24年度調査結果と比較すると大きな変化はありませんでした。（表-2）

また、大気汚染防止法第18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（以下、「敷地境界基準」という。）10本/Lと比較すると低い値でした。

（2）特定粉じん排出等作業現場周辺のアスベスト濃度調査

ア 調査地点

大気汚染防止法第18条の15に基づく届出及び建設リサイクル法に基づく解体の届出の中から調査地点を選定し、原則として、作業現場の敷地境界の2地点（集じん・排気装置の排出口に最も近い1地点及び主風向の風下1地点）で調査を実施しました。

イ 測定方法

「アスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）」（平成22年6月環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき実施しました。

ウ 調査結果

県内の特定粉じん排出等作業現場周辺のアスベスト濃度は、ND～1.8本/Lであり、敷地境界基準10本/Lと比較すると低い値でした。（表-3）

表-2 一般環境アスベスト濃度調査結果

市町村名	調査地点	アスベスト濃度（下段の（ ）内はアスベスト以外を含む総繊維数濃度）（本/L）※1※2												検出値の 幾何平均値 （本/L）
		調査時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
福島市	大気測定局 （森合局）	0.31 (2.5)	ND (1.9)	0.44 (2.8)	— (0.22)	— (0.53)	— (0.56)	— (0.79)	— (0.32)	— (0.26)	— (0.45)	— (0.45)	— (0.44)	0.36 (0.64)
白河市	大気測定局 （白河局）	— (0.35)	0.19 (1.9)	— (0.89)	— (0.38)	— (0.56)	— (0.50)	— (0.37)	— (0.43)	— (0.57)	— (0.43)	— (0.70)	— (0.49)	0.19 (0.55)
会津若松市	会津保健福 祉事務所	— (0.57)	— (1.0)	ND (1.1)	— (0.75)	— (0.66)	— (0.40)	— (0.57)	— (0.34)	— (0.51)	— (0.30)	— (0.49)	— (0.33)	— (0.53)
南会津町	南会津 合同庁舎	— (0.42)	— (0.76)	0.15 (1.7)	ND (2.4)	— (0.70)	— (0.44)	— (0.43)	— (0.75)	— (0.51)	— (0.27)	— (0.36)	— (0.55)	0.15 (0.62)
南相馬市	南相馬 合同庁舎	— (0.87)	0.12 (1.1)	0.12 (1.8)	— (0.44)	— (0.88)	— (0.63)	— (0.68)	— (0.46)	— (0.55)	— (0.59)	— (0.72)	— (0.41)	0.12 (0.69)
郡山市	郡山市 環境保全 センター	— (0.13)	— (0.32)	— (0.44)	— (0.59)	— (0.38)	— (0.23)	— (0.30)	— (0.37)	— (0.20)	— (0.29)	— (0.36)	— (0.42)	— (0.31)
いわき市※3	大気測定局 （中央台局）	0.13 (0.17)	0.08 (0.68)	0.22 (0.47)	0.16 (0.53)	0.12 (1.0)	0.13 (0.17)	0.23 (0.42)	0.07 (0.14)	0.13 (0.32)	0.25 (0.51)	0.17 (1.3)	0.22 (0.30)	0.14 (0.40)
いわき市※3	大気測定局 （大原局）	0.20 (0.34)	0.07 (0.80)	0.11 (0.20)	0.13 (0.23)	0.07 (1.2)	0.22 (0.59)	0.30 (0.86)	ND (0.14)	0.17 (0.74)	0.22 (0.34)	0.17 (0.55)	0.20 (0.86)	0.14 (0.47)
平成25年度調査結果		ND～0.44												0.12～0.36
平成24年度調査結果		ND～0.32												0.12～0.17
大気汚染防止法の 敷地境界基準（参考）		10												

※1 アスベスト濃度の単位は、大気1リットルあたりのアスベスト繊維数である。

※2 総繊維数濃度（アスベスト以外を含む）が1本/Lを超えたものについて、アスベストを定量した（いわき市以外）。「—」は、総繊維数濃度が1本/Lを超えなかったためアスベストを定量しなかったもの。「ND」は、アスベストを定量したが検出されなかったことを表す。

※3 いわき市は、総繊維数濃度（アスベスト以外を含む）にかかわらず、アスベスト（クリソタイル）の計数を行い測定値としている。

表－3 特定粉じん排出等作業現場周辺のアスベスト濃度調査結果

(参考：敷地境界基準 10本/L_{※1})

番号	地域	調査地点	調査日	測定地点 _{※2}	総繊維数 濃度 (本/L)	アスベスト _{※3} 濃度 (本/L)	実施機関
1	県北	二本松市上竹	H25. 5. 9	風下	2. 4	0. 12	福島県
2	相双	双葉郡檜葉町	H25. 5. 16	排出口付近	0. 96	—	福島県
				風下	0. 56	—	
3	県北	二本松市本町	H25. 5. 20	北側排出口付近	3. 6	1. 8	福島県
				南側排出口付近	1. 8	ND	
4	会津	耶麻郡猪苗代町	H25. 6. 27	排出口付近	0. 90	—	福島県
				風下	0. 68	—	
5	相双	相馬市新沼	H25. 7. 24	出入口付近	0. 93	—	福島県
				敷地内	0. 73	—	
6	県北	伊達市前川原	H25. 9. 9	排出口付近	0. 53	—	福島県
7	会津	会津若松市山鹿町	H25. 9. 25	排出口直近敷地境界	1. 7	0. 25	福島県
				南隅敷地境界	0. 68	—	
8	県北	福島市杉妻町	H25. 11. 8	屋上排出口付近	0. 51	—	福島県
9	相双	相馬郡飯館村草野	H26. 1. 7	排出口付近北側	0. 73	—	福島県
				排出口付近南側	0. 39	—	
10	会津	会津若松市門田町	H26. 2. 24	排出口直近敷地境界	0. 79	—	福島県
				事業場東側出入付近	0. 90	—	

※1 アスベスト濃度の単位は、大気1リットルあたりのアスベスト繊維数である。

※2 排出口とは、集じん・排気装置排出口、アスベスト除去作業場所の前室または出入口に最も近い測定地点。敷地境界とは、主風向等の情報を勘案した風下の敷地境界における測定地点。

※3 総繊維数濃度(アスベスト以外を含む)が1本/Lを超えたものについて、アスベストを定量した。「—」は、総繊維数濃度が1本/Lを超えなかったためアスベストを定量しなかったもの。「ND」は、アスベストを定量したが検出されなかったことを表す。

平成 2 5 年度
公共用水域の水質測定結果

平成 2 6 年 1 0 月
福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された平成25年度公共用水域水質測定計画に基づき、県内の公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

平成25年度では、平成24年度実施しなかった警戒区域又は帰還困難区域内の河川13地点、海域4地点のうち、河川5地点、海域1地点について測定を行いました。

1 測定内容

(1) 測定期間

平成25年4月～平成26年3月

(2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省（東北地方整備局及び北陸地方整備局）

(3) 測定地点及び測定項目

ア 測定地点数

表－1 測定水域数及び測定地点数

区分	環境基準の類型指定状況	測定地点数等								
		河川数等	水域数	地点数	地点数の測定機関別内訳					
					福島県	福島市	郡山市	いわき市	東北地方整備局	北陸地方整備局
河川	指定有	41(38)	58(44)	92(53)	51	3	6	18	9	5
	指定無	40(10)	40(10)	43(10)	21	5	7	10	0	0
	小計	81(48)	98(54)	135(63)	72	8	13	28	9	5
湖沼	指定有	15(3)	15(3)	28(7)	24	0	3	0	0	1
	指定無	3(2)	3(2)	3(2)	1	0	0	0	2	0
	小計	18(5)	18(5)	31(9)	25	0	3	0	2	1
海域	指定有	13(5)	13(5)	31(7)	11	0	0	20	0	0
合計		112(58)	129(64)	197(79)	108	8	16	48	11	6

(注) 1 指定の有無は、生活環境の保全に関する環境基準の類型のあてはめの有無を示す。

2 ()内は、測定地点数の内数であり、健康項目の測定地点数を示す。

3 原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域又は帰還困難区域（河川8地点、海域3地点）は未測定で、測定地点には含まない。

イ 測定項目

測定項目は、測定地点の状況等により選定して測定しました。

表－2 測定項目

区 分		項 目 名
健康項目		カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
生活環境項目		pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール
その他の項目	トリハロメタン生成能	トリハロメタン生成能(クロロホルム生成能、ジブロモクロロメタン生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ブロモホルム生成能)
	要監視項目	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン

2 測定結果の概要

(1) 環境基準の達成状況

ア 健康項目

カドミウム等27の健康項目は、河川、湖沼及び海域の79地点で測定した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、過去5年間における測定結果でも環境基準の超過はありませんでした。

イ 生活環境項目

(7) BOD又はCOD

水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準達成率は、河川100%、湖沼73.3%、海域84.6%でした。全水域の達成率は93.0%となり、前年度に比べ0.2ポイント上昇しました(表－3)。

なお、環境基準未達成は6水域でした(表－4)。

表－3 年度別BOD又はCODの環境基準の達成状況

区分	環境基準類型	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
		達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成水域数/指定水域数
河川	A	100	100	100	100	100	43/43
	B	100	100	100	83.3	100	12/12
	C	100	100	66.7	100	100	3/3
	D	—	—	—	—	—	—
		100	100	98.2	96.4	100	58/58
湖沼	A	66.7	73.3	73.3	73.3	73.3	11/15
海域	A	57.1	100	85.7	100	71.4	5/7
	B	100	100	100	100	100	6/6
		76.9	100	92.3	100	84.6	11/13
合計		90.9	100	92.8	92.8	93.0	80/86

表－４ 年度別BOD又はCODの環境基準を達成しなかった水域の測定結果（単位：mg/L）

区分	水系名		環境基準点名 (市町村名)	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	基準値 (mg/L 以下)
	水域名								
湖沼	阿賀野川	尾瀬沼	湖心 (桧枝岐村)	<u>4.5</u>	<u>4.1</u>	<u>5.6</u>	<u>3.9</u>	<u>4.6</u>	3
		雄国沼	湖心 (北塩原村)	<u>5.4</u>	<u>5.2</u>	<u>4.8</u>	<u>6.8</u>	<u>5.8</u>	3
		東山ダム貯水池	東山ダムサイト (会津若松市)	<u>3.3</u>	3.0	3.0	<u>3.7</u>	<u>4.2</u>	3
	阿武隈川	千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト (石川町)	<u>5.6</u>	<u>5.6</u>	<u>5.9</u>	<u>6.6</u>	<u>6.3</u>	3
海域	相双地区 地先海域	相双地区 地先海域	釣師浜漁港沖約2,000 m付近(新地町)	1.9	2.0	<u>2.6</u>	2.0	<u>2.2</u>	2
			真野川沖約2,000m付 近(南相馬市)	<u>2.4</u>	1.8	<u>2.1</u>	1.9	<u>2.2</u>	2
		相馬港及び相馬 地先海域	地蔵川沖約2,500m付 近(相馬市)	2.0	2.0	2.0	1.8	<u>2.2</u>	2

- (注) 1 「河川」はBODの75%水質値、「湖沼」及び「海域」はCODの75%水質値。
 2 水域内すべての環境基準点で環境基準を満足している場合に達成水域とする。
 3 下線付数値は環境基準未達成であることを示す。
 4 千五沢ダム貯水池には、平成27年度までの暫定目標値：COD5.0mg/Lが設定されている。
 5 尾瀬沼は、福島県で測定した結果のみを記載。

(イ) 全窒素・全磷

湖沼や海域の富栄養化の代表的指標である全窒素・全磷の環境基準達成率は、湖沼71.4%(前年度と同じ)、海域100%(前年度と同じ)でした(表－5)。

なお、環境基準未達成水域は2水域でした(表－6)。

表－5 年度別全窒素・全磷の環境基準の達成状況

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数 /指定水域数
湖沼	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	5/7
海域	50.0	50.0	100	100	100	2/2

表－6 年度別全窒素・全磷の環境基準を達成しなかった水域の測定結果（単位：mg/L）

区分	水域名	環境基準点名 (市町村名)	項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	基準値 (mg/L 以下)
千五沢ダム 貯水池	千五沢ダムサイト (石川町)	全窒素	<u>1.2</u>	<u>1.1</u>	<u>1.2</u>	<u>1.4</u>	<u>1.1</u>	0.4	
		全 磷	<u>0.075</u>	<u>0.066</u>	<u>0.077</u>	<u>0.076</u>	<u>0.076</u>	0.03	

- (注) 1 各基準点における表層の年間平均値を評価する。
 2 全窒素・全磷ともに環境基準を満足している場合に達成水域とする。
 3 下線付数値は環境基準未達成であることを示す。
 4 東山ダム貯水池には、平成27年度までの暫定目標値：全磷0.014mg/Lが設定されている。
 5 千五沢ダム貯水池には、平成27年度までの暫定目標値：全窒素0.96mg/L,全磷0.052mg/Lが設定されている。

(ウ) 全亜鉛・ノニルフェノール

水生生物及びその生息又は生育環境の保全のため環境基準が定められ、平成18年度から順次、県内の各水域に環境基準のあてはめが行われています。平成24年度にノニルフェノールの環境基準値の設定が行われ、平成25年度から測定を実施しました。

平成25年度の環境基準達成率は100%でした（表-7）。

表-7 全亜鉛・ノニルフェノールの環境基準の達成状況

区分	項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
		達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数 / 指定水域数
河川	全亜鉛	100	100	100	100	100	43/43
	ノニルフェノール	—	—	—	—	100	42/42
湖沼	全亜鉛	100	100	100	100	100	15/15
	ノニルフェノール	—	—	—	—	100	14/14

(注) 指定水域は、河川45水域、湖沼15水域ですが、河川2水域については警戒区域又は帰還困難区域のため調査していない。

ノニルフェノールは河川42水域、湖沼14水域で調査を実施した。

(2) その他の項目の測定結果

ア 要監視項目の測定結果

要監視項目については、11河川の12地点で測定した結果、すべての地点で指針値の超過はありませんでした。

※ 要監視項目：

「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、環境庁が平成5年3月に設定したもの。

要監視項目の測定結果を評価する上で設定された、長期間摂取に伴う健康への影響を考慮して算定された値を指針値としている。

イ トリハロメタン生成能の測定結果

11河川、5湖沼の17地点で測定した結果、トリハロメタン生成能の年平均値は0.019～0.090mg/Lの範囲で、16地点で水質目標値を達成しました。

水質目標値が未達成だったのは、千五沢ダム貯水池でした。

※ トリハロメタン生成能：

水中のフミン質などの有機物が浄水処理過程の塩素処理により分解、塩素化されて生成するものであり、ある水が一定の条件下でもトリハロメタンの潜在的な生成量のことをトリハロメタン生成能という。

水質目標値は水域の最高平均水温により決定し、30～35℃では0.05mg/L、15℃以下では0.09mg/Lで、水温が5℃下がると水質目標値は0.01mg/L上昇する。

河川については、すべての環境基準地点でBODに係る環境基準を達成しました。
湖沼については、4水域がCODに係る環境基準未達成、1水域で全燐、1水域で全窒素及び全燐の環境基準が未達成でした。

海域については、2水域がCODに係る環境基準未達成でした。

環境基準未達成の水域についての汚濁原因と対策は次のとおりです。

(1) 湖沼

ア 千五沢ダム貯水池（環境基準未達成項目：COD，全窒素及び全燐）

汚濁原因は、生活排水のほか、畜産系の排水や自然由来と考えられます。

また、千五沢ダム貯水池に流入する河川の流域は「生活排水対策重点地域」に指定されており、流域自治体と連携して農業集落排水処理施設や浄化槽の整備等の対策を推進するとともに、家畜排せつ物の処理対策等の指導を実施しています。

イ 尾瀬沼（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

ウ 雄国沼（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

エ 東山ダム貯水池（環境基準未達成項目：COD，全燐）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

(2) 海域

ア 相双地区地先海域（釣師浜漁港沖約2,000m付近及び真野川沖約2,000m付近）

（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、例年と比べ、夏季に水温が高くなったことなど複合的な要因が考えられます。

イ 相馬港及び相馬地先海域（地蔵川沖約2,500m付近）（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、例年と比べ、夏季に水温が高くなったことなど複合的な要因が考えられます。

水質測定結果（BOD又はCOD）

1 河川の各調査地点におけるBOD75%水質値の経年変化 (単位：mg/L) No.1

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
阿賀野川	阿賀野川(1)	A,イ (2 mg/L以下)	S48.3.31	○ 1	田島橋	1.1	0.9	0.9	0.6	0.8
				2	大川橋上流	1.6	1.2	1.0	0.8	0.9
	阿賀野川(2)	A,イ (2 mg/L以下)	H14.7.15	3	馬越橋	0.7	0.5	0.6	0.7	0.5
				○ 4	宮古橋	0.8	0.9	0.7	1.0	0.9
	阿賀野川(3)	A,ハ (2 mg/L以下)	S48.3.31	5	山科地先	0.7	1.5	1.3	0.9	0.8
				○ 6	新郷ダム	1.3	0.9	0.8	1.4	1.0
	只見川	A,イ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 7	西谷橋	1.1	1.0	0.8	0.7	0.6
				○ 8	藤橋	1.2	1.0	0.7	0.8	0.8
	伊南川	A,イ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 9	青柳橋	1.0	0.9	0.7	0.9	0.7
				○ 10	黒沢橋	0.9	1.0	0.8	0.7	0.9
	田付川	A,ロ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 11	大橋	1.0	0.9	0.5	0.6	0.8
		A,イ (2 mg/L以下)	H21.3.23	○ 12	下川原橋	1.5	1.2	1.0	1.7	1.2
	宮川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 13	細工名橋	1.3	1.2	1.4	1.3	1.4
	旧宮川	B,イ (3 mg/L以下)	S57.6.22	○ 14	丈助橋	2.4	2.0	1.9	2.0	1.7
	濁川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 15	濁川橋	1.4	1.2	1.2	1.2	1.4
		A,イ (2 mg/L以下)	H21.3.23	○ 16	山崎橋	1.3	1.0	1.1	1.4	1.2
	日橋川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 18	南大橋	0.7	0.7	0.8	1.2	0.9
	湯川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 19	滝見橋	1.2	1.3	0.9	0.9	1.0
○ 20				新湯川橋	2.5	2.4	3.0	3.6	2.2	
21				阿賀野川合流前	2.8	2.4	2.9	2.2	2.0	
旧湯川	B,ロ (3 mg/L以下)	S57.6.22	○ 22	栗ノ宮橋	1.3	1.2	1.5	1.7	1.3	
阿武隈川	阿武隈川上流	A,イ (2 mg/L以下)	S46.5.25	○ 33	羽太橋	0.8	0.8	0.9	0.6	0.8
	阿武隈川中流(1)	B,イ (3 mg/L以下)	H14.7.15	34	田町大橋上流400m	1.0	1.3	0.9	0.9	0.9
				35	川ノ目橋	1.9	1.9	2.0	2.0	1.6
				36	江持橋	1.3	1.2	1.0	1.4	1.3
				○ 38	阿久津橋	1.4	1.2	1.1	1.4	1.3
	阿武隈川中流(2)	B,ロ (3 mg/L以下)	S46.5.25	40	高田橋	2.6	1.9	2.1	2.5	2.3
				41	蓬萊橋	1.7	1.2	1.4	1.7	1.6
				○ 42	大正橋	1.5	1.2	1.5	1.6	1.7
	広瀬川(小国川)	A,イ (2 mg/L以下)	H18.3.24	○ 43	館ノ腰橋上流	1.7	0.9	0.9	1.0	0.9
				○ 46	広瀬川合流前	1.8	1.8	1.7	1.6	1.9
44				地藏川原橋	1.9	1.0	0.8	1.0	1.1	
○ 45	阿武隈川合流前	1.9	1.0	1.3	1.6	1.4				

(注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
 3 類型等は平成26年4月1日現在のもの。

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
阿武隈川	摺上川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	51	十綱橋	1.3	1.2	1.1	1.1	1.2
				○ 52	阿武隈川合流前	1.0	0.8	0.9	0.8	1.1
	松川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 54	阿武隈川合流前	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8
	荒川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 55	日ノ倉橋上流	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
				○ 56	阿武隈川合流前	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5
	五百川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	66	石筵川合流後	1.3	0.7	1.2	0.8	0.9
				67	上関下橋	1.2	0.8	0.7	0.9	1.0
				○ 68	阿武隈川合流前	1.4	1.4	1.1	1.3	1.4
	逢瀬川	A, イ (2 mg/L以下) B, イ (3 mg/L以下) C, イ (5 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 69	馬場川合流点上流	1.3	0.8	1.2	0.9	0.9
				○ 70	幕ノ内橋上流	2.9	2.4	3.0	3.1	2.1
				○ 71	阿武隈川合流前	3.4	2.7	3.7	2.6	2.6
	大滝根川 (谷田川)	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	75	船引橋	1.2	1.4	1.4	1.2	1.7
				○ 76	阿武隈川合流前	1.8	1.2	1.3	1.6	1.5
				77	谷田川橋	2.1	1.2	1.9	1.6	2.1
	釈迦堂川	A, イ (2 mg/L以下) B, イ (3 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 81	須賀川市水道取水点	1.2	1.8	1.0	1.3	1.2
○ 82				阿武隈川合流前	1.1	1.1	0.7	1.0	1.3	
社川	A, イ (2 mg/L以下)	S46. 5. 25	83	社川橋	1.4	1.3	1.1	1.2	1.2	
			○ 84	王子橋	1.9	1.5	1.4	1.6	1.4	
今出川	B, ハ (3 mg/L以下)	H13. 3. 27	○ 85	猫啼橋	2.7	2.2	2.0	2.0	1.5	
北須川	A, イ (2 mg/L以下)	H13. 3. 27	○ 86	やなぎ橋	1.3	1.0	0.8	1.3	1.2	
那珂川	黒川	A, イ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 91	栃木県境	1.1	1.1	1.0	0.8	0.8
久慈川	久慈川	A, ロ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 92	松岡橋	1.5	1.1	1.0	1.2	0.9
				○ 93	高地原橋	1.4	1.2	1.1	1.1	0.9
相双地区水域	小泉川	A, イ (2 mg/L以下) B, イ (3 mg/L以下)	S53. 4. 7	○ 96	小泉橋	1.8	1.5	1.5	1.4	1.2
				H20. 2. 26	○ 97	百間橋	3.0	1.7	1.5	1.4
	宇多川	A, イ (2 mg/L以下) A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 98	堀坂橋	1.3	0.8	1.1	1.0	0.9
				H19. 10. 5	○ 99	百間橋	1.4	0.9	1.0	0.9
	真野川	A, イ (2 mg/L以下) A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 100	落合橋	1.3	1.0	1.0	1.0	1.3
				H20. 2. 26	○ 101	真島橋	1.2	1.2	0.8	1.2
	新田川	A, イ (2 mg/L以下) A, イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 102	木戸内橋	1.3	1.2	0.8	0.6	0.7
				H19. 10. 5	○ 103	鮭川橋	1.4	1.4	1.1	0.8

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
3 類型等は平成26年4月1日現在のもの。

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
相双地区 水域	小高川	A, イ (2 mg/L以下)	H20. 2. 26	○ 105	善丁橋	1.5	1.3	-	-	1.0
		A, イ (2 mg/L以下)		○ 106	白金橋 (ハツカラ橋の 代替え地点)	1.7	1.5	-	-	1.4
	木戸川	A, イ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	114	西山橋	1.2	0.5	-	-	0.9
				○ 115	長瀬橋	1.0	1.1	-	-	1.0
				○ 116	木戸川橋	1.0	1.1	-	-	1.0
	浅見川	A, イ (2 mg/L以下)	S53. 4. 7	117	広野町 水道取水点上流	1.0	1.0	0.9	0.7	0.7
				○ 118	坊田橋	1.0	0.7	0.8	0.7	0.6
いわき 地区 水域	大久川 (小久川)	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 119	蔭磯橋	1.9	1.8	1.3	1.6	1.6
				120	連郷橋	0.9	1.0	1.1	1.3	2.2
	夏井川	A, ロ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 122	北ノ内橋	1.2	1.2	1.2	1.1	1.4
				○ 123	久太夫橋	0.8	0.8	0.9	1.1	1.2
	好間川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 124	六十枚橋	0.9	1.0	1.0	1.4	2.0
				○ 125	岩穴つり橋	0.5	0.6	0.6	0.7	0.9
	仁井田川	B, イ (3 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 126	夏井川合流前	2.1	1.8	1.8	2.6	3.0
				129	霞田橋	1.0	0.9	0.9	1.0	1.1
	藤原川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 130	松葉橋	1.2	0.9	1.0	1.2	1.3
				○ 133	愛谷川橋	1.2	1.4	1.1	1.7	1.3
				134	島橋	8.7	6.6	5.0	4.9	5.4
	鮫川	C, ハ (5 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 135	みなと大橋	3.4	3.3	4.3	3.2	2.4
				○ 139	井戸沢橋	1.1	0.7	0.8	1.3	1.1
蛭田川	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 140	鮫川橋	1.2	1.0	1.1	1.4	1.3	
			B, イ (3 mg/L以下)	○ 144	小塙橋	4.7	2.3	3.1	3.4	2.8
蛭田川	C, ハ (5 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 145	蛭田橋	4.8	3.4	8.6	3.7	3.9	

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
3 類型等は平成26年4月1日現在のもの。
4 小高川2地点及び木戸川3地点は、平成23から24年度において原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域内のため測定を実施していない。

2 湖沼の各調査地点におけるCOD75%水質値の経年変化

(単位：mg/L)

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
湖沼	大川ダム貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H15.3.27	○ 146	湖心	2.8	2.2	2.3	2.2	2.1
	尾瀬沼	A,イ (3 mg/L以下)	S56.4.10	○ 147	湖心	4.5	4.1	5.6	3.9	4.6
	奥只見貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H18.3.24	○ 149	湖心	2.8	2.8	2.5	2.2	2.5
	田子倉貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 150	湖心	2.6	2.9	2.6	2.2	2.5
	沼沢湖	A,イ (3 mg/L以下)	H20.2.26	○ 151	湖心	3.0	2.3	2.1	1.9	2.3
	猪苗代湖	A,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 152	湖心	1.0	1.1	1.1	1.0	1.0
				153	小石ヶ浜水門	1.3	1.5	1.3	1.3	1.3
				154	天神浜	1.8	2.5	1.6	1.6	2.0
				155	安積疏水取水口	1.0	1.5	1.3	1.3	1.1
				156	高橋川河口付近	2.2	1.7	2.0	2.0	1.9
				157	浜路浜	1.1	1.2	1.1	1.3	1.4
				158	舟津港	1.1	1.2	1.1	1.3	1.2
	159	青松ヶ浜	1.1	1.2	1.2	1.4	1.2			
		○ 160	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	湖心	2.7	2.7	2.4	2.3	2.2
					161	湖北部	3.0	2.9	2.5	2.5
	162				湖南部	2.8	3.0	2.6	2.4	2.3
	小野川湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 163	湖心	2.4	2.9	2.7	2.6	2.5
				164	湖東部	2.8	3.2	2.6	2.4	2.5
				165	湖西部	3.0	2.9	2.5	2.4	2.4
	秋元湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 166	湖心	3.4	3.5	3.1	2.9	2.9
				167	湖東部	3.2	3.7	3.6	3.0	2.9
				168	湖西部	3.2	3.5	3.2	2.7	2.8
	曾原湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 169	湖心	3.0	3.0	2.9	2.8	2.7
雄国沼	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 170	湖心	5.4	5.2	4.8	6.8	5.8	
磐梯五色沼沼群	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 171	毘沙門沼湖心	1.6	1.9	1.8	1.7	1.8	
東山ダム貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H13.3.27	○ 172	東山ダムサイト	3.3	3.0	3.0	3.7	4.2	
羽鳥湖	A,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 173	湖心	2.9	2.2	2.5	2.2	2.3	
千五沢ダム貯水池	A,ニ (3 mg/L以下) 平成27年度までの暫定目標 5.0mg/L	H13.3.27	○ 174	千五沢ダムサイト	5.6	5.6	5.9	6.6	6.3	

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及速やかな達成に努めることを示す。
 3 類型等は平成26年4月1日現在のもの。

3 海域の各調査地点におけるCOD75%水質値の経年変化

(単位: mg/L)

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
海 域	相双地区 地先海域	A, イ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 178	釣師浜漁港沖約2,000m付近	1.9	2.0	2.6	2.0	2.2
				○ 179	真野川沖約2,000m付近	2.4	1.8	2.1	1.9	2.2
				183	東京電力(株)広野火力発電所沖約1,000m付近	1.6	1.6	-	-	1.9
	松川浦海域	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 184	漁業権区域区1号中央付近	1.1	0.8	0.8	0.6	0.7
				○ 185	漁業権区域区3号中央付近	1.2	0.9	0.8	0.8	0.8
				186	浦の出入口付近	0.9	0.9	0.8	0.9	1.1
	相馬港及び 相馬地先海域	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 187	地藏川沖約2,500m付近	2.0	2.0	2.0	1.8	2.2
				○ 188	相馬港南防波堤屈曲部から西約200m付近	2.0	1.9	2.0	1.8	2.0
	原町市 地先海域	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 189	原町市特別都市下水路沖約1,000m付近	1.9	2.0	1.9	2.0	2.0
				○ 190	新田川沖約1,000m付近	2.1	1.7	1.9	1.8	1.9
				○ 191	新田川沖約5,000m付近	2.0	1.9	2.0	1.8	2.0
	いわき市 地先海域 (漁港内除く)	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 192	中之作港沖約1,000m付近	1.7	1.5	1.6	1.9	1.8
				○ 193	豊間漁港沖約1,500m付近	1.6	1.9	1.4	1.7	1.6
				○ 194	夏井川沖約1,500m付近	1.9	1.9	1.7	1.8	1.6
	久之浜港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 195	A及びB防波堤の接部から西約150m付近	2.0	1.9	1.4	1.6	1.8
	四倉港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 196	埠頭先東約30m付近	1.9	2.1	1.8	1.9	1.9
	豊間漁港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 197	中防波堤先端から西約30m付近(豊間地区)	2.1	1.9	1.4	1.9	1.9
				○ 198	漁港内中央付近(沼ノ内船溜)	1.7	2.0	1.5	1.6	2.0
	江名港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 199	東内防波堤先端から北西約50m付近	2.1	2.1	2.1	1.5	1.7
	中之作港	B, イ (3 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 200	西防波堤先端から南約200m付近	1.7	1.8	1.4	1.6	1.7
	小名浜港	B, イ (3 mg/L以下)	S47. 3. 31	○ 201	四号埠頭先	2.2	2.4	2.5	2.1	1.9
202				西防波堤第2の北約400m付近	2.6	2.3	1.8	2.2	1.9	
203				漁港区内	2.4	2.3	2.7	1.7	1.6	
常磐沿岸海域	A, イ (2 mg/L以下)	S48. 3. 31	○ 204	蛭田川沖南南東約2,500m付近	2.2	1.9	1.8	1.9	1.9	
			○ 205	鮫川沖南約2,000m付近	2.2	1.6	1.8	1.8	1.8	
			206	照島の東南東約800m付近	1.9	2.0	1.4	1.9	1.5	
			207	蛭田川沖東約1,000m付近	1.9	1.9	1.8	1.9	1.9	
			208	勿来港外の漁港区内	1.9	1.8	1.9	1.8	1.6	
209	小浜港外の漁港区内	1.7	1.9	1.4	1.6	1.8				
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	A, イ (2 mg/L以下)	S53. 4. 7	○ 210	番所灯台から真方位245度線上約2,000m付近	1.5	1.8	1.7	1.9	1.6	
			○ 211	八崎灯台から真方位115度線上約1,500m付近	1.7	1.9	1.5	1.9	1.6	

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
 3 類型等は平成26年4月1日現在のもの。

水質測定結果（全窒素・全燐）

1 湖沼の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化

（単位：mg/L）

水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
大川ダム 貯水池	Ⅲ, イ (全燐0.03mg/L以下) H15. 3. 27	全燐	○ 146	湖心	0.015	0.014	0.014	0.012	0.013
猪苗代湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 152	湖心	<0.003	0.003	<0.003	<0.003	0.003
			153	小石ヶ浜水門	0.003	0.005	0.003	0.004	0.004
			154	天神浜	0.012	0.011	0.006	0.010	0.006
			155	安積疏水取水口	<0.003	0.004	0.003	0.004	0.004
			156	高橋川河口付近	0.015	0.009	0.012	0.014	0.007
			157	浜路浜	0.003	0.004	0.005	0.011	0.006
			158	舟津港	0.004	0.005	0.005	0.013	0.006
桧原湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 160	湖心	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006
			161	湖北部	0.008	0.006	0.007	0.006	0.006
			162	湖南部	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006
小野川湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 163	湖心	0.006	0.007	0.006	0.007	0.006
			164	湖東部	0.008	0.008	0.006	0.007	0.005
			165	湖西部	0.007	0.008	0.007	0.007	0.006
秋元湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 166	湖心	0.005	0.007	0.005	0.005	0.005
			167	湖東部	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
			168	湖西部	0.006	0.007	0.005	0.006	0.006
東山ダム 貯水池	Ⅱ, ニ (全燐0.01mg/L以下 :平成27年度までの 暫定目標0.014mg/L) H13. 3. 27	全燐	○ 172	東山ダムサイト	0.016	0.013	0.013	0.017	0.017
千五沢ダム 貯水池	Ⅲ, ニ (全窒素0.4mg/L以下 :平成27年度までの 暫定目標0.96mg/L (平成22年度まで 1.0mg/L)) (全燐0.03mg/L以下 :平成27年度までの 暫定目標0.052mg/L) H13. 3. 27	全窒素	○ 174	千五沢ダムサイト	1.2	1.1	1.2	1.4	1.1
		全燐	○ 174	千五沢ダムサイト	0.075	0.066	0.077	0.076	0.076

- (注) 1 調査結果は、表層値の年間平均値。
 2 連番号の○印は、環境基準点を示す。
 3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
 4 類型等は平成26年4月1日現在のもの。

2 海域の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化

(単位：mg/L)

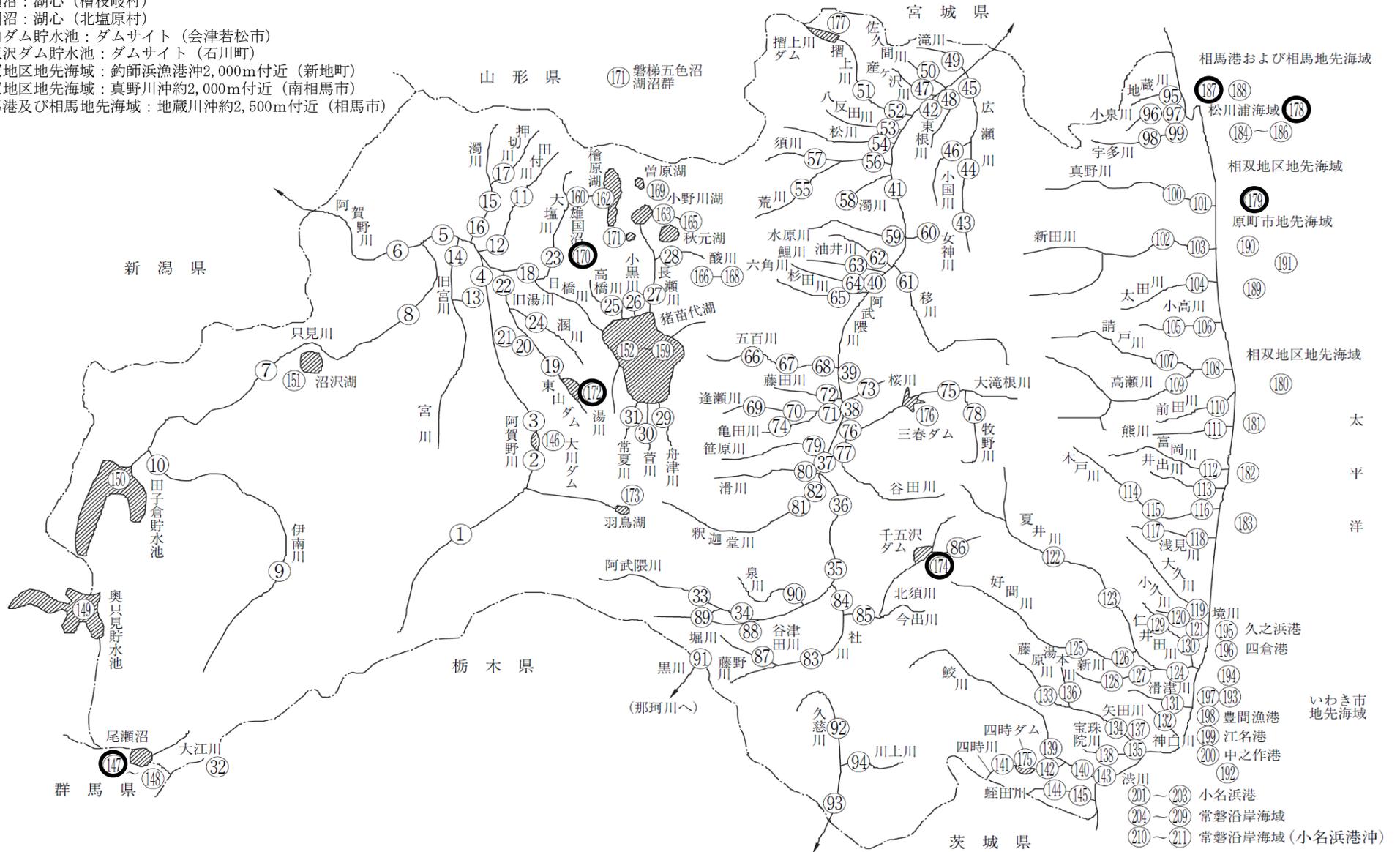
水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
松川浦 海域	Ⅱ, イ (全窒素0.3mg/L以下) (全燐 0.03mg/L以下) H9. 3. 14	全窒素	○ 184	漁業権区域区 1号中央付近	0.27	0.28	0.19	0.23	0.24
			○ 185	漁業権区域区 3号中央付近	0.32	0.30	0.21	0.23	0.22
			186	浦の出入口付近	0.28	0.21	0.18	0.25	0.22
		全燐	○ 184	漁業権区域区 1号中央付近	0.030	0.030	0.015	0.018	0.017
			○ 185	漁業権区域区 3号中央付近	0.038	0.032	0.017	0.019	0.018
			186	浦の出入口付近	0.034	0.026	0.014	0.021	0.016
小名浜港	Ⅲ, イ (全窒素0.6mg/L以下) (全燐 0.05mg/L以下) H22. 12. 14	全窒素	○ 201	四号埠頭先	0.40	0.40	0.41	0.45	0.33
			202	西防波堤第2の 北約400m付近	1.0	0.85	0.46	0.69	0.89
			203	漁港区内	0.33	0.40	0.36	0.34	0.37
		全燐	○ 201	四号埠頭先	0.028	0.029	0.027	0.030	0.024
			202	西防波堤第2の 北約400m付近	0.040	0.037	0.035	0.042	0.047
			203	漁港区内	0.035	0.042	0.033	0.032	0.036

- (注) 1 調査結果は、表層値の年間平均値。
 2 連番号の○印は、環境基準点を示す。
 3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
 4 類型等は平成26年4月1日現在のもの。

【平成25年度】

○は環境基準を達成しなかった水域（BOD又はCOD）

- 147 尾瀬沼：湖心（檜枝岐村）
- 170 雄国沼：湖心（北塩原村）
- 172 東山ダム貯水池：ダムサイト（会津若松市）
- 174 千五沢ダム貯水池：ダムサイト（石川町）
- 178 相双地区地先海域：釣師浜漁港沖2,000m付近（新地町）
- 179 相双地区地先海域：真野川沖約2,000m付近（南相馬市）
- 187 相馬港及び相馬地先海域：地蔵川沖約2,500m付近（相馬市）



参考

BOD又はCODの濃度順位（平成25年度）

BOD（COD）が低い地点

【 河 川 】 (単位：mg/L)

順位	河川名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1(1)	荒川（上流部）	日ノ倉橋上流	<0.5	福島市
1(1)	荒川（下流部）	阿武隈川合流前		福島市
3(8)	只見川 浅見川	西谷橋 坊田橋	0.6	金山町 広野町

【 湖 沼 】 (単位：mg/L)

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%値	市町村
1(1)	猪苗代湖	湖心	1.0	猪苗代町 会津若松市 郡山市
2(2)	磐梯五色沼 湖沼群	びしゃもんぬま 毘沙門沼湖心	1.8	北塩原村
3(6)	大川ダム貯水池	湖心	2.1	会津若松市 下郷町

【 海 域 】

(単位：mg/L)

順位	海域名	測定地点名	COD75%値	地続き市町村
1(1)	松川浦海域	漁業権区域区1号中央付近	0.7	相馬市
2(2)	松川浦海域	漁業権区域区3号中央付近	0.8	相馬市

(注) 1 測定方法が他の水域と異なる水域も含め、環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%値が小さいものから順位をつけたもの。

2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の（ ）内は前年度の順位を示す。

BOD (COD) が高い地点

【 河 川 】 (単位：mg/L)

順位	河川名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1(2)	びんだ 蛭田川	蛭田橋	3.9	いわき市
2(7)	好間川 (下流部)	夏井川合流前	3.0	いわき市
3(4)	びんだ 蛭田川	小埸橋	2.8	いわき市

【 湖 沼 】 (単位：mg/L)

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%値	市町村
1(2)	せんごさわ 千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト	6.3	石川町
2(1)	雄国沼	湖心	5.8	北塩原村
3(3)	尾瀬沼	湖心	4.6	桧枝岐村

【 海 域 】 (単位：mg/L)

順位	海域名	測定地点名	COD75%値	地続き市町村
1(3)	相双地区地先海域	釣師浜漁港沖約2,000m付 近	2.2	新地町
1(5)		真野川沖約2,000m付近		南相馬市
1(14)	相馬港及び相馬地 先海域	地蔵川沖約2,500m付近		相馬市

(注) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%値が高いものから環境基準の適合・不適合に関係なく順位をつけたもの。

2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の () 内は前年度の順位を示す。

(参考) 水質汚濁に係る環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について(抄)昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値としている。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

※測定方法は省略(以下、すべて同じ。)

2 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川(湖沼を除く。)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃 度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級・自然環境保全及 びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下	別に水 域類型 ごとに 指定す る水域
A	水道2級・水産1級・水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上		
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上		
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L以上		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

” 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

” 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用

” 2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

” 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

” 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

” 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその 塩(LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04 mg/L以下	
備考 基準値は年間平均値とする。					

イ 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素要 求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L 以上		
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上		
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用

" 2級：サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用ならびに水産3級の水産生物用

" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考
1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3 農業用水について、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産 1種：サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

" 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04 mg/L以下	

備考 基準値は年間平均値とする。

(注) LASは平成25年度調査を実施していない。

ウ 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級・工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—		

備考
1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの。(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種・水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅳ	水産3種・工業用水及び生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	

備考
 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産 1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその 塩(LAS)	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01 mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006 mg/L以下	

(注)LASは平成25年度調査を実施していない。

要監視項目に係る指針値

1 人の健康の保護に関するもの

(平成21年11月30日付け環水大発第091130004号 環水大土発第091130005号 環境省水・大気環境局長通知)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下

2 水生生物の保全に関するもの

(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知、平成25年3月27日付け環水大水発1303272号 環境省水・大気環境局長通知)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/L以下
		生物特 A	0.006 mg/L以下
		生物 B	3 mg/L以下
		生物特 B	3 mg/L以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L以下
		生物特 A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下
		生物 B	0.08 mg/L以下
		生物特 B	0.01 mg/L以下
	海域	生物 A	2 mg/L以下
		生物特 A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg/L以下
		生物特 A	1 mg/L以下
		生物 B	1 mg/L以下
		生物特 B	1 mg/L以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L以下
		生物特 A	0.03 mg/L以下
※4-tert オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001 mg/L以下
		生物特 A	0.0007mg/L以下
		生物 B	0.004 mg/L以下
		生物特 B	0.003 mg/L以下
	海域	生物 A	0.0009mg/L以下
		生物特 A	0.0004mg/L以下
※アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.02 mg/L以下
		生物 B	0.02 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.1 mg/L以下
		生物特 A	0.1 mg/L以下
※2,4- ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03 mg/L以下
		生物特 A	0.0003mg/L以下
		生物 B	0.03 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下

(注) ※印の物質は平成25年度に調査を実施していない。

トリハロメタン生成能の濃度に係る水質目標値

(平成7年5月8日付け環水管第120号 環境庁水質管理課長通知)

指 定 水 域 の 水 温	水質目標値 (年平均値、単位：mg/L)
15℃以下	0.09
15℃を超え20℃以下	0.08
20℃を超え25℃以下	0.07
25℃を超え30℃以下	0.06
30℃を超え35℃以下	0.05

(注) 1 水域の水温は、当該水域の月平均値の年間最高値とします。

2 当該浄水場に高度浄水処理施設が整備され及び整備されようとしている場合にあつては、当該施設のトリハロメタン生成能の削減後の残存率で除した値を目標値とします。

平成 2 5 年度

地下水の水質測定結果

平成 2 6 年 1 0 月

福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された平成25年度地下水の水質測定計画に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

1 測定内容

(1) 測定期間

平成25年4月～平成26年3月

(2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市及びいわき市

(3) 測定地点及び測定項目

ア 概況調査

(ア) ローリング方式

県内を概ね10km四方のメッシュに区分した合計113メッシュを概ね5年周期で調査を実施しており、平成25年度は25メッシュの25地点(9市7町4村)で水質測定を行いました。

測定項目は、環境基準項目の28項目です。

(イ) 定点方式

テトラクロロエチレンや鉛等の有害物質を使用又は製造している工場・事業場の周辺30地点(10市5町1村)で水質測定を行いました。

測定項目は、工場・事業場の有害物質使用状況等により選定しました。

イ 継続監視調査

平成元年度以降の概況調査等により環境基準を超過した地点の経年的な水質を監視するために117地区181地点(13市16町8村)の水質測定を行いました。

測定項目は、汚染の認められた項目等です。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等で、平成25年度新たに環境基準超過が判明した地点の周辺1地区2地点(1市)で、汚染範囲を確認するための調査を行いました。

測定項目は、汚染の認められた項目等です。

エ その他の調査(水質測定計画外)

その他汚染の把握のため、5地区15地点(1市2町1村)で調査を行いました。

測定項目は、土壌汚染等の状況から選定しました。

表－１ 測定機関別地下水の水質測定地点数

測定機関		福島県	福島市	郡山市	いわき市	合計
概況 調査	ローリング方式	18	1	2	4	25
	定点方式	19	2	4	5	30
継続監視調査		124	34	20	3	181
汚染井戸周辺地区調査		0	0	0	2	2
その他の調査		15	0	0	0	15
合計		176	37	26	14	253

表－２ 環境基準項目（有害物質）

測定項目名
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン

2 測定結果の概要

(1) 概況調査

ア ローリング方式

25地点のうち、環境基準を超過したのはいわき市平下高久地区の1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が超過しました。

イ 定点方式

30地点全てにおいて環境基準を超過した地点はありませんでした。

(2) 継続監視調査

117地区（181地点）のうち、環境基準を超過したのは38地区（54地点）でした。環境基準を超過した38地区における汚染物質の経年変化は14地区が減少傾向、13地区が横ばい、11地区が増加傾向でした。

全体的傾向としては、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素や揮発性有機化合物（VOC）が環境基準を超過している事例が多く、昨年までと同様の傾向でした。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

新たに汚染が判明した1地区について、2地点で汚染井戸周辺地区調査を行った結果は次のとおりです（表－3）。

環境基準を超過した地点はありませんでした。

表－3 汚染井戸周辺地区調査の結果

地区名	調査の経緯	測定地点数	環境基準超過地点数	測定項目
いわき市 平下高久地区	概況調査（ローリング方式）で環境基準超過が判明したため実施	2	0	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素

(4) その他の調査

自主調査や土壌汚染状況調査等により判明した汚染状況の確認のため5地区15地点で調査を行いました。白河市和尚壇山地区の2地点でほう素、猪苗代町磐里地区の1地点で砒素、西郷村屋敷裏東地区の1地点でほう素、石川町古館地区の2地点で1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンが環境基準未満の値で検出されました。

表－4 測定結果の概要

調査の種類		環境基準超過項目	基準超過地点数 ／測定地点数	超過範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L以下)
概況 調査	ローリング方式	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1/25	11	10
	定点方式	-	0/30	-	-
		計（実地点数）	1/55	-	-
継続監視調査		カドミウム	1/1	0.009	0.003
		1,2-ジクロロエチレン	11/112	0.042～0.67	0.04
		トリクロロエチレン	5/131	0.042～0.75	0.03
		テトラクロロエチレン	15/131	0.011～1.2	0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	23/33	11～34	10
		ふっ素	2/19	1.6～2.4	0.8
		塩化ビニルモノマー	7/60	0.003～0.090	0.002
		計（実地点数）	54/181	-	-
汚染井戸 周辺地区調査		計（実地点数）	0/2	-	-
その他の調査		計（実地点数）	0/15	-	-
合計（実地点数）			55/253	-	-

3 環境基準超過等に係る行政対応

平成25年度に新たに環境基準超過が判明したのは、いわき市平下高久地区（概況調査により判明）のみであり、基準超過項目は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素でした。

井戸は飲用ではありませんでしたが、念ため注意喚起を行いました。周辺に汚染源となる工場等がないことから、原因は周辺の田畑への施肥によるものと推定されました。

なお、この井戸については、今後継続監視調査を実施します。

また、1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンが環境基準未満の値で検出された石川町古館地区の井戸についても、今後継続監視調査を実施します。

参考 平成25年度地下水測定結果 基準超過状況

項目	概況調査												継続監視調査			汚染井戸周辺地区調査			その他の調査			合計			環境基準 (mg/l以下)	
	ローリング方式						定点方式						地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)		
	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)														
カドミウム	25	0	0.0	4	0	0.0	1	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	1	3.3	0.003
全シアン	25	0	0.0	6	0	0.0	5	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	0	0.0	検出されないこと
鉛	25	0	0.0	4	0	0.0	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	0	0.0	0.01
六価クロム	25	0	0.0	10	0	0.0	4	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	0	0.0	0.05
砒素	25	0	0.0	4	0	0.0	8	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45	0	0.0	0.01
総水銀	25	0	0.0	4	0	0.0	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31	0	0.0	0.0005
アルキル水銀	2	0	0.0	-	-	-	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0	0.0	検出されないこと
P C B	25	0	0.0	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	0	0.0	検出されないこと
ジクロロメタン	25	0	0.0	13	0	0.0	26	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64	0	0.0	0.02
四塩化炭素	25	0	0.0	4	0	0.0	9	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	0	0.0	0.002
1,2-ジクロロエタン	25	0	0.0	19	0	0.0	112	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	162	0	0.0	0.004
1,1-ジクロロエチレン	25	0	0.0	19	0	0.0	112	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	162	0	0.0	0.1
1,2-ジクロロエチレン	25	0	0.0	19	0	0.0	112	11	9.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	162	11	6.8	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	25	0	0.0	19	0	0.0	131	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	181	0	0.0	1
1,1,2-トリクロロエタン	25	0	0.0	19	0	0.0	112	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	162	0	0.0	0.006
トリクロロエチレン	25	0	0.0	19	0	0.0	131	5	3.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	181	5	2.8	0.03
テトラクロロエチレン	25	0	0.0	19	0	0.0	131	15	11.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	181	15	8.3	0.01
1,3-ジクロロプロペン	25	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	0	0.0	0.002
チウラム	25	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	0	0.0	0.006
シマジン	25	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	0	0.0	0.003
チオベンカルブ	25	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	0	0.0	0.02
ベンゼン	25	0	0.0	4	0	0.0	5	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	0	0.0	0.01
セレン	25	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	0	0.0	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	25	1	4.0	1	0	0.0	33	23	69.7	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	24	39.3	10
ふっ素	25	0	0.0	8	0	0.0	19	2	10.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	2	3.4	0.8
ほう素	25	0	0.0	7	0	0.0	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	0	0.0	1
塩化ビニルモノマー	25	0	0.0	15	0	0.0	60	7	11.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106	7	6.6	0.002
1,4-ジオキサン	25	0	0.0	-	-	-	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	0	0.0	0.05
合計 (実地点数)	25	1	4.0	30	0	0.0	181	54	29.8	2	0	0.0	15	0	0.0	253	55	21.7	-	-	-	-	55	55	21.7	-

平成 2 5 年度

ゴルフ場排水農薬調査結果

平成 2 6 年 1 0 月

福 島 県

この調査結果は、ゴルフ場における農薬による水質汚濁防止の推進を図るため、ゴルフ場排水等について調査した結果を取りまとめたものです。

1 調査概要

- (1) 調査期間：平成25年9月
- (2) 調査機関：福島県及びいわき市
- (3) 調査対象：県内のゴルフ場49か所のうちの16ゴルフ場（福島市及び郡山市を除く。）
- (4) 調査対象農薬：「福島県生活環境の保全等に関する条例」により排水基準が定められている39農薬について調査しました。

2 調査結果の概要

排出基準を超過した農薬はありませんでした。

また、ゴルフ場に対しては、排水中の農薬等の自主測定を求めており、27ゴルフ場から自主測定の報告を受けました。その全てで排水基準を超過した農薬はありませんでした。

表-1 ゴルフ場排水農薬調査結果

農薬名	排水基準 (mg/L)	検体数	検出 検体数	排水 基準 超過 検体 数	農薬名	排水基準 (mg/L)	検体数	検出 検体数	排水 基準 超過 検体 数
殺虫剤					プロピコナゾール	0.5	7	0	0
イソキサチオン	0.08	16	0	0	ペンシクロン	0.4	16	0	0
クロピリホス	0.04	16	0	0	メタラキシル	0.5	16	0	0
ダリアジノン	0.05	16	0	0	メプロニル	1	16	0	0
チオシカルブ	0.8	7	0	0					
トリクロルホン	0.3	9	0	0	除草剤				
ピリタフェンチオン	0.02	16	0	0	アシュラム	2	16	0	0
フェントロチオン	0.03	7	0	0	ジチオピル	0.08	16	0	0
殺菌剤					ジテュロン	3	16	0	0
アゾキシストロビン	5	16	1	0	シマジン	0.03	16	0	0
イソプロチオラン	0.4	16	0	0	テルブカルブ	0.2	16	0	0
イプロシオン	3	16	0	0	トリクロピル	0.06	16	0	0
イミノクタジン	0.06	7	0	0	ナプロハミト	0.3	16	0	0
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04	9	0	0	ピリプチカルブ	0.2	9	0	0
オキシ銅	0.4	16	0	0	ハロスフロメチル	0.3	16	0	0
キャタン	3	16	0	0	ブタミホス	0.04	16	0	0
クロタロニル	0.4	7	0	0	フラサスフロロン	0.3	16	0	0
クロネブ	0.5	9	0	0	プロピサミト	0.08	16	0	0
チウラム	0.06	16	0	0	ベンスリト	1	7	0	0
トルクロホスメチル	0.8	16	0	0	ペンテイメタリン	0.5	16	0	0
フルトラニル	2	16	0	0	ベンフルラリン (ヘスロジン)	0.8	9	0	0
					メプロップ	0.05	16	0	0

平成 2 5 年度

ダイオキシン類調査結果

平成 2 6 年 1 0 月

福 島 県

この調査結果は、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項に基づき、県内の大気、水質、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第27条第3項の規定により公表するものです。

また、ダイオキシン類の排出状況調査及び廃棄物最終処分場調査についても、調査結果をとりまとめたので、併せて公表するものです。

1 調査の目的

本調査は、県内における大気、水質等のダイオキシン類による汚染状況を常時監視するとともに、ダイオキシン類の発生源やその周辺の汚染の状況等について調査測定を実施しました。

2 調査機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省

3 調査内容

実施した調査とその概要（検体数）は、次のとおりです。

区 分	調査項目	調査機関					計
		福島県	福島市	郡山市	いわき市	国交省	
(1) 環境モニタリング調査等	一般環境大気	20	—	2	4	—	26
	発生源周辺環境大気	30	—	—	—	—	30
	公共用水域(水質・底質)	36	10	6	25	6	83
	地下水	5	—	2	4	—	11
	一般環境土壌	5	—	2	4	—	11
	発生源周辺環境土壌	45	—	2	—	—	47
(2) 排出状況調査	煙道排ガス	10	—	2	8	—	20
	特定施設等設置事業場放流水調査	3	—	1	2	—	6
(3) 廃棄物最終処分場調査	一般廃棄物最終処分場	周縁地下水	1	—	—	—	1
		放流水	1	—	—	2	—
	産業廃棄物最終処分場放流水等	21	—	—	2	—	23
合 計		177	10	17	51	6	261

4 調査結果

(1) 環境モニタリング調査等について

ア 一般環境大気調査

春期、夏期、秋期及び冬期の年4回又は夏期及び冬期の年2回、7地域、計8地点を調査しました。

この結果、年平均値の範囲は0.0045～0.076 pg-TEQ/m³であり、8地点すべてで大気環境基準(0.6pg-TEQ/m³)を達成しました。(表-1)

イ 発生源周辺環境大気調査

夏期及び冬期の年2回、廃棄物焼却炉などダイオキシン類の発生源施設を有する5事業場を選定し、その周辺において1事業場あたり3地点、計15地点を調査しました。

この結果、年平均値の範囲は0.0070～0.034 pg-TEQ/m³であり、15地点すべてで大気環境基準(0.6pg-TEQ/m³)を達成しました。(表-2)

ウ 公共用水域(水質・底質)調査

県内の代表的な水域の水質37地点、底質37地点を調査しました。(河川26水域、湖沼2水域、海域4水域)

水質の調査結果は、測定値の範囲が0.040～0.59 pg-TEQ/Lであり、すべての地点で水質環境基準(1 pg-TEQ/L)を達成しました。(表-3-1、表-3-2)

底質の調査結果は、測定値の範囲が0.088～11 pg-TEQ/gであり、すべての地点で底質の環境基準(150pg-TEQ/g)を達成しました。(表-3-1、表-3-2)

エ 地下水調査

県内7市町村から11地点の井戸を選定し、地下水を調査しました。

この結果、測定値の範囲は0.027～0.060 pg-TEQ/Lであり、すべての井戸で地下水の水質環境基準(1pg-TEQ/L)を達成しました。(表-4)

オ 一般環境土壌調査

県内の7市町村において公園など一般環境にある土壌、計11地点を調査しました。

この結果、測定範囲が0.00041～3.3 pg-TEQ/gであり、11地点すべてで土壌環境基準(1,000 pg-TEQ/g)を達成しました。(表-5)

カ 発生源周辺環境土壌調査

廃棄物焼却炉などダイオキシン類の発生源施設を有する6事業場を選定し、1事業場あたり周辺の9地点又は2地点、計47地点を調査しました。

この結果、測定範囲が0.0043～230 pg-TEQ/gであり、47地点すべてで土壌環境基準(1,000 pg-TEQ/g)を達成しました。(表-6)

(2) 排出状況調査について

ア 煙道排ガス調査

ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の対象となる廃棄物焼却炉等20施設について、排出ガス中のダイオキシン類を調査しました。

ダイオキシン類の調査結果は、0～0.88 ng-TEQ/Nm³の範囲であり、すべての施設で排出基準値を下回りました。(表-7-1)

イ 特定施設等設置事業場排水調査

ダイオキシン類対策特別措置法の対象となる6事業場について、排水の調査を実施しました。

この結果は、0.000039～0.48 pg-TEQ/Lの範囲であり、すべての施設で排出基準値を下回りました。(表-7-2)

(3) 廃棄物最終処分場調査について

ア 一般廃棄物最終処分場

(ア) 周縁地下水

1 処分場の周縁地下水の調査を実施しました。

この結果は、0pg-TEQ/Lであり、地下水の水質環境基準（1pg-TEQ/L）を達成しました。

（表－8－1）

(イ) 放流水

3 処分場の放流水の調査を実施しました。

この結果は、0～0.000057 pg-TEQ/Lであり、すべての処分場で放流水の維持管理基準値（10pg-TEQ/L）を達成しました。（表－8－2）

イ 産業廃棄物最終処分場

(ア) 放流水等

2 3 処分場の放流水等の調査を実施しました。

この結果は、0～0.33 pg-TEQ/Lの範囲であり、放流水の維持管理基準が適用される20 処分場すべてで基準値（10pg-TEQ/L）を下回りました。（表－9）

なお、その他の3 処分場については、処理水を放流しないため、基準が適用されません。

表－1 一般環境大気調査

(大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m³)

No.	地域名	市町村名	調査地点名	調査結果 (pg-TEQ/m ³)		環境 基準 の 適否	調査機関
				春期	夏期		
1	県北	福島市	信夫ヶ丘運動場	春期	0.0062	○	福島県
				夏期	0.0067		
				秋期	0.013		
				冬期	0.010		
				年平均値	0.0090		
2	県中	郡山市	郡山市音楽・文化交流館	春期	-	○	郡山市
				夏期	0.0069		
				秋期	-		
				冬期	0.016		
				年平均値	0.011		
3	県南	白河市	福島県立旭高等学校	春期	0.0070	○	福島県
				夏期	0.012		
				秋期	0.026		
				冬期	0.047		
				年平均値	0.023		
4	会津	会津若松市	福島県立葵高等学校	春期	0.0056	○	福島県
				夏期	0.0090		
				秋期	0.026		
				冬期	0.019		
				年平均値	0.015		
5	南会津	南会津町	福島県南会津保健福祉事務所	春期	0.0034	○	福島県
				夏期	0.0040		
				秋期	0.0056		
				冬期	0.0048		
				年平均値	0.0045		
6	相双	南相馬市	仲町児童センター	春期	0.0073	○	福島県
				夏期	0.0052		
				秋期	0.011		
				冬期	0.020		
				年平均値	0.011		
7	いわき	いわき市	いわき市立平第一小学校	春期	-	○	いわき市
				夏期	0.030		
				秋期	-		
				冬期	0.0069		
				年平均値	0.018		
8	いわき	いわき市	いわき市環境監視センター	春期	-	○	いわき市
				夏期	0.13		
				秋期	-		
				冬期	0.021		
				年平均値	0.076		
計	7地域	7市町	8地点	-	-	-	-

※ 大気環境基準の適否は、年平均値で評価する。

<参考>

(大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m³)

No.	地域名	市町村名	調査地点名	調査結果 (pg-TEQ/m ³)		環境 基準の 適否※	調査機関
				冬期			
1	相 双	南相馬市	南相馬市原町区深野	冬期	0.23	[○]	南相馬市
2	相 双	南相馬市	太田生涯学習センター	冬期	0.012	[○]	南相馬市
3	相 双	南相馬市	大甕生涯学習センター	冬期	0.0090	[○]	南相馬市
4	相 双	南相馬市	高平生涯学習センター	冬期	0.0059	[○]	南相馬市
5	相 双	南相馬市	石神生涯学習センター	冬期	0.0068	[○]	南相馬市
6	相 双	南相馬市	鹿島西部コミュニティセンター	冬期	0.0093	[○]	南相馬市
計	—	—	6地点	—	—	—	—

※ 南相馬市ではダイオキシン類による環境汚染の現状を把握するため、年1回の測定を実施。大気環境基準の評価は年平均値で評価をすることとなっているため、参考評価として、[]の記載とする。

表－２ 発生源周辺環境大気調査

(大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m³)

No.	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m ³)			環境基準 の適否※	調査機関
		夏期	冬期	年平均値		
1	本宮市本宮	0.011	0.014	0.013	○	福島県
	本宮市本宮	0.0077	0.018	0.013	○	福島県
	本宮市和田	0.0088	0.012	0.010	○	福島県
2	三春町字丈六	0.0081	0.0082	0.0082	○	福島県
	三春町字鶴蒔田	0.0092	0.0084	0.0088	○	福島県
	三春町字一本松	0.0065	0.0075	0.0070	○	福島県
3	磐梯町大字更科	0.027	0.026	0.027	○	福島県
	磐梯町大字更科	0.035	0.032	0.034	○	福島県
	磐梯町大字磐梯	0.016	0.022	0.019	○	福島県
4	相馬市光陽	0.0095	0.053	0.031	○	福島県
	相馬市光陽	0.015	0.035	0.025	○	福島県
	相馬市光陽	0.0097	0.029	0.019	○	福島県
5	南相馬市原町区上北高平	0.0073	0.013	0.010	○	福島県
	南相馬市原町区上北高平	0.0081	0.014	0.011	○	福島県
	南相馬市原町区上北高平	0.0072	0.016	0.012	○	福島県

※ 大気環境基準の適否は、年平均値で評価する。

表-3-1 公共用水域（河川）

（水質環境基準値：1pg-TEQ/L、底質環境基準値：150pg-TEQ/g）

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	五百川	阿武隈川合流前	0.37	○	0.61	○	福島県
2	東根川	阿武隈川合流前	0.59	○	0.74	○	福島県
3	摺上川	幸橋	0.043	○	0.13	○	福島市
4	松川	松川橋上流	0.063	○	0.14	○	福島市
5	八反田川	阿武隈川合流前	0.042	○	0.17	○	福島市
6	祓川	松川合流前	0.045	○	0.21	○	福島市
7	水原川	下藤内橋	0.051	○	0.33	○	福島市
8	逢瀬川	阿武隈川合流前（1回目）	0.44	○	0.13	○	郡山市
		阿武隈川合流前（2回目）	0.46		—	—	
		年平均値	0.45		—	—	
9	大滝根川	阿武隈川合流前（1回目）	0.16	○	0.088	○	郡山市
		阿武隈川合流前（2回目）	0.042		—	—	
		年平均値	0.10		—	—	
10	釈迦堂川	須賀川市水道取水地点	0.23	○	0.20	○	福島県
11	社川	王子橋	0.18	○	0.22	○	福島県
12	夏井川	北ノ内橋	0.24	○	0.16	○	福島県
13	夏井川	六十枚橋（1回目）	0.34	○	0.41	○	いわき市
		六十枚橋（2回目）	0.13		—	—	
		年平均値	0.24		—	—	
14	夏井川	山下谷橋（1回目）	0.15	○	0.11	○	いわき市
		山下谷橋（2回目）	0.26		0.11	○	
		年平均値	0.21		—	—	
15	阿武隈川上流	羽太橋	0.16	○	0.16	○	福島県
16	阿武隈川中流	阿久津橋（阿久津）	0.081	○	0.21	○	国土交通省
17	阿武隈川中流	江持橋（須賀川）	0.080	○	0.22	○	国土交通省
18	黒川	栃木県境	0.12	○	0.15	○	福島県
19	久慈川	高地原橋	0.21	○	0.18	○	福島県
20	阿賀野川	新郷ダム	0.10	○	2.1	○	福島県
21	阿賀野川	田島橋	0.10	○	0.24	○	福島県
22	只見川	藤橋	0.081	○	1.9	○	福島県
23	田付川	下川原橋	0.12	○	0.18	○	福島県
24	旧宮川	丈助橋	0.45	○	0.82	○	福島県
25	伊南川	黒沢橋	0.040	○	0.22	○	福島県
26	小高川	白金橋	0.39	○	4.8	○	福島県
27	浅見川	坊田橋	0.15	○	0.41	○	福島県

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg- TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg- TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
28	大久川	蔭磯橋 (1回目)	0.41	○	0.11	○	いわき市
		蔭磯橋 (2回目)	0.17		—	—	
		年平均値	0.29		—	—	
29	鮫川	鮫川橋 (1回目)	0.13	○	6.1	○	いわき市
		鮫川橋 (2回目)	0.065		—	—	
		年平均値	0.098		—	—	
30	藤原川	みなと大橋 (1回目)	0.12	○	0.87	○	いわき市
		みなと大橋 (2回目)	0.24		—	—	
		年平均値	0.18		—	—	
31	蛭田川	蛭田橋 (1回目)	0.21	○	6.4	○	いわき市
		蛭田橋 (2回目)	0.074		—	—	
		年平均値	0.14		—	—	

※ 水質について複数回測定している環境基準の適否は、年平均値で評価する。

表-3-2 公共用水域 (湖沼・海域)

(水質環境基準値：1 pg-TEQ/L、底質環境基準値：150 pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg- TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg- TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	摺上川ダム 貯水池	摺上川ダムサイト	0.067	○	0.59	○	国土交通省
2	猪苗代湖	小石ヶ浜水門	0.089	○	6.7	○	福島県
3	松川浦海域	漁業権区域区3号中央付近	0.33	○	7.5	○	福島県
4	小名浜港	四号埠頭先	0.078	○	11	○	いわき市
5	いわき市地 先海域	夏井川沖約1,500m付近	0.049	○	0.46	○	いわき市
6	常磐沿岸海域	鮫川沖南約2,000m付近	0.046	○	0.29	○	いわき市

表－４ 地下水調査

(水質環境基準値 1pg-TEQ/L)

No.	地域名	市町村名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否	調査機関
1	県北	大玉村	大山	0.029	○	福島県
2	県中	郡山市	片平町地内	0.033	○	郡山市
3	県中	郡山市	三穂田町鍋山地内	0.033	○	郡山市
4	県中	石川町	大字谷沢	0.027	○	福島県
5	県南	矢祭町	大字戸塚	0.034	○	福島県
6	会津	金山町	大字本名	0.042	○	福島県
7	相双	南相馬市	鹿島区江垂	0.060	○	福島県
8	いわき	いわき市	小川町下小川梅ノ作地内	0.043	○	いわき市
9	いわき	いわき市	平下高久字馬場地内	0.042	○	いわき市
10	いわき	いわき市	勿来町九面坂下地内	0.044	○	いわき市
11	いわき	いわき市	三和町中三坂腰巻地内	0.042	○	いわき市

表－５ 一般環境土壌調査

(土壌環境基準値 1,000pg-TEQ/g)

No.	地域名	市町村名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
1	県北	二本松市	油井	1.9	○	福島県
2	県中	郡山市	町東	3.3	○	郡山市
3	県中	郡山市	八山田	0.43	○	郡山市
4	県中	三春町	貝山	0.0046	○	福島県
5	県南	矢吹町	善郷内	0.58	○	福島県
6	会津	会津美里町	会津美里町	1.6	○	福島県
7	相双	新地町	谷地小屋	0.080	○	福島県
8	いわき	いわき市	平荒田目字高原地内	0.0031	○	いわき市
9	いわき	いわき市	泉町三丁目地内	2.7	○	いわき市
10	いわき	いわき市	四倉町字五丁目地内	0.024	○	いわき市
11	いわき	いわき市	遠野町上遠野字白幡地内	0.00041	○	いわき市

表－6 発生源周辺環境土壌調査

(土壌環境基準値 1000pg-TEQ/g)

No.	調査地点	調査結果	環境基準 の適否	調査機関
1	本宮市本宮	6.2	○	福島県
	本宮市本宮	4.9	○	福島県
	本宮市本宮	0.0060	○	福島県
	本宮市本宮	0.030	○	福島県
	本宮市高木	3.7	○	福島県
	本宮市本宮	0.024	○	福島県
	本宮市和田	39	○	福島県
	本宮市和田	12	○	福島県
	大玉村大山	16	○	福島県
2	郡山市日和田町八丁目	0.26	○	郡山市
	郡山市日和田町高倉	0.90	○	郡山市
3	三春町字丈六	0.14	○	福島県
	三春町字鶴蒔田	1.1	○	福島県
	三春町字御免町	0.067	○	福島県
	三春町字会下谷	0.55	○	福島県
	三春町字丈六	8.0	○	福島県
	三春町字雁木田	0.059	○	福島県
	三春町八島台	0.0043	○	福島県
	三春町字一本松	0.20	○	福島県
	三春町字山崎	0.087	○	福島県
4	柳津町大字藤	14	○	福島県
	柳津町大字藤	9.3	○	福島県
	柳津町大字藤	15	○	福島県
	柳津町大字小椿	1.4	○	福島県
	柳津町大字藤	5.8	○	福島県
	柳津町大字藤	5.8	○	福島県
	柳津町大字藤	0.69	○	福島県
	柳津町大字小椿	0.46	○	福島県
	柳津町大字藤	0.76	○	福島県

No.	調査地点	調査結果	環境基準 の適否	調査機関
5	相馬市光陽	0.50	○	福島県
	相馬市光陽	1.1	○	福島県
	相馬市光陽	0.15	○	福島県
	相馬市光陽	0.23	○	福島県
	相馬市光陽	0.19	○	福島県
	相馬市光陽	0.80	○	福島県
	新地町駒ヶ嶺	0.40	○	福島県
	相馬市光陽	0.20	○	福島県
	相馬市光陽	1.7	○	福島県
6	南相馬市原町区上北高平	3.2	○	福島県
	南相馬市原町区上北高平	230	○	福島県
	南相馬市原町区上北高平	5.6	○	福島県
	南相馬市原町区上北高平	0.35	○	福島県
	南相馬市鹿島区川子	2.0	○	福島県
	南相馬市原町区上北高平	37	○	福島県
	南相馬市鹿島区塩崎	15	○	福島県
	南相馬市原町区上北高平	3.1	○	福島県
	南相馬市原町区上北高平	28	○	福島県

表-7-1 煙道排ガス調査

No.	事業場名称	施設の名称	施設の種類 ※1	所在地	調査結果 (ng-TEQ/Nm ³)	適用される 基準値 (ng-TEQ/Nm ³) ※2	適否	調査機関
1	伊達地方衛生処理 組合ごみ焼却施設	1号炉	5 廃棄物焼却炉	伊達市	0.11	5	○	福島県
2	郡山リサイクル協 同組合	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	郡山市	0.88	5	○	郡山市
3	郡山市河内クリー ンセンター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	郡山市	0.0044	1	○	郡山市
4	須賀川地方保健環 境組合須賀川地方 衛生センターごみ 処理施設	2号炉	5 廃棄物焼却炉	須賀川市	0.078	5	○	福島県
5	㈱ユキザワ玉川農 場	2号炉	5 廃棄物焼却炉	玉川村	0.16	1	○	福島県
6	㈱大紀アルミニウ ム工業所白河工場	(1-1)30t元 湯炉 他(反 射型溶解炉)	4 アルミニウム 溶解炉	白河市	0.16	5	○	福島県
7	曹鉄メタル㈱	1号キルン	3 亜鉛回収焙焼 炉	磐梯町	0.52	10	○	福島県
8	㈱あいづダストセ ンター	F-201	5 廃棄物焼却炉	柳津町	0.16	5	○	福島県
9	南会津地方環境衛 生組合東部クリー ンセンター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	下郷町	0.098	10	○	福島県
10	相馬方部衛生組合 光陽クリーンセン ター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	相馬市	0.00076	5	○	福島県
11	環境省仮設焼却炉	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	相馬市	0.013	0.1	○	福島県
12	南相馬市クリーン 原町センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	南相馬市	0.0090	5	○	福島県
13	日本製紙㈱勿来工 場	廃棄物焼却 炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.012	0.1	○	いわき市
14	第一三共プロ ファーマ㈱小名浜 工場	2号廃液焼 却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0	1	○	いわき市
15	いわき大王製紙㈱	3号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.021	0.1	○	いわき市
16	㈱クレハ環境	7号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.0012	1	○	いわき市
17	㈱クレハ環境	8号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.00050	1	○	いわき市
18	有機合成薬品工業 ㈱	液中焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0	1	○	いわき市
19	東邦亜鉛㈱	亜鉛用流動 焙焼炉	3 亜鉛回収焙焼 炉	いわき市	0	5	○	いわき市
20	㈱ケミクレア小名 浜工場	液中焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0	5	○	いわき市

※1 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に定める特定施設

※2 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気排出基準又は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理の技術上の基準

表－7－2 特定施設等設置事業場排水調査

No.	事業場名称	所在地	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	郡山市河内クリーンセンター	郡山市	0.00054	10	○	郡山市
2	日本化学工業(株)福島第二工場	三春町	0.12	10	○	福島県
3	日曹金属化学(株)会津工場	磐梯町	0.48	10	○	福島県
4	富士フイルムフラインケミカルズ(株)広野工場	広野町	0.000039	10	○	福島県
5	第一三共プロファーマ(株)小名浜工場	いわき市	0.19	10	○	いわき市
6	有機合成薬品工業(株)常磐工場	いわき市	0.13	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質排出基準

表－8－1 一般廃棄物最終処分場（周縁地下水）

No.	設置者（施設名）	所在地	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	(株)ウィズウェイストジャパン (小野ウェイストパーク)	小野町	0	1	○	福島県

※ 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年12月環境庁告示第68号）」に基づく水質環境基準

表－8－2 一般廃棄物最終処分場（放流水）

No.	設置者（施設名）	所在地	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	(株)ウィズウェイストジャパン (小野ウェイストパーク)	小野町	0	10	○	福島県
2	いわき市 (クリンピーの森)	いわき市	0.000013	10	○	いわき市
3	いわき市 (クリンピーの丘)	いわき市	0.000057	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月総理府・厚生省令第2号）」に基づく維持管理基準

表－9 産業廃棄物最終処分場（放流水等）

No.	設置者（施設名）	所在地	種類	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	日東環境整備(株) 天沼管理型処分場	福島市	管理型	放流水	0.00039	10	○	福島県
2	(株)商報舎（第1、第2）	二本松市	管理型	放流水	0	10	○	福島県
3	(株)商報舎（第3）	二本松市	管理型	放流水	0.0033	10	○	福島県
4	(株)クリーンテック（第1期）	福島市	管理型	放流水	0.000024	10	○	福島県
5	(株)クリーンテック（第2期）	福島市	管理型	放流水	0.000012	10	○	福島県
6	福島製鋼(株) 立子山処分場	福島市	管理型	放流水	0.00037	10	○	福島県
7	福島製鋼(株) 金沢処分場	福島市	管理型	放流水	0.00048	10	○	福島県
8	(株)東北エコークリーン	小野町	管理型	放流水	0.040	10	○	福島県
9	(株)公害技術研究所	中島村	管理型	浸出液	0.0060	10	○	福島県
10	東北ポール(株)旗宿処分場	白河市	管理型	放流水	0	10	○	福島県
11	(株)あいづダストセンター 新処分場	柳津町	管理型	処理水	0.30	-	-	福島県
12	(株)あいづダストセンター 旧処分場	柳津町	管理型	処理水	0.33	-	-	福島県
13	宝川産業(株)	会津坂下町	管理型	放流水	0.00099	10	○	福島県
14	昭和電工(株)東長原事業所 (グラウンド揚水ピット)	会津若松市	管理型	浸出液	0.000066	10	○	福島県
	昭和電工(株)東長原事業所 (集水ピット②)				0.00022	10	○	福島県
15	丸三製紙(株)	南相馬市	管理型	放流水	0	10	○	福島県
16	(株)三宝（第1、第2）	飯舘村	管理型	敷地境界水	0.046	-	-	福島県
17	(株)フクシマエコテック	富岡町	管理型	放流水	0.00069	10	○	福島県
18	三和化学工業(株)	南相馬市	管理型	放流水	0.14	10	○	福島県
19	相馬市管理型最終処分場	相馬市	管理型	放流水	0.00056	10	○	福島県
20	東北電力(株)原町火力発電所 (大迫)	南相馬市	管理型	放流水	0.00027	10	○	福島県
21	東北電力(株)原町火力発電所 (割田)	南相馬市	管理型	放流水	0	10	○	福島県
22	堺化学工業(株)渡辺処分場	いわき市	管理型	放流水	0.00083	10	○	いわき市
23	常磐共同火力(株)添野石炭灰 処分場	いわき市	管理型	放流水	0.000027	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」又は「福島県産業廃棄物処理指導要綱」に基づく維持管理基準

平成 2 5 年度

ダイオキシン類自主測定結果

平成 2 6 年 1 0 月

福 島 県

この調査結果は、ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づき、特定施設の設置者が平成25年度に実施した排出ガスや排出水等のダイオキシン類の濃度の自主測定結果（中核市分を除く。）をとりまとめ、同法第28条第4項の規定により公表するものです。

1 自主測定結果

(1) 排出ガス

休止・未稼働等の施設を除く報告対象の118施設のうち117施設から報告がありましたが、報告のあった全ての施設で排出基準に適合しました。

なお、未報告施設が1施設ありました。

表－1 排出ガスの実施状況

報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	基準超過施設数
118 (100%)	117 (99%)	1 (1%)	0

(2) 排出水

休止・未稼働等の施設を除く報告対象の7事業場すべてから報告がありました。すべての事業場で、排出基準に適合しました。

表－2 排出水の実施状況

報告対象工場・事業場数	報告工場・事業場数	未報告工場・事業場数	基準超過工場・事業場数
7 (100%)	7 (100%)	0 (0%)	0

(3) ばいじん及び燃え殻

ばいじんについては、報告対象の74施設のうち72施設から報告がありましたが、報告のあったすべての施設で、処理基準に適合しました。

なお、未報告施設が2施設ありました。

また、燃え殻については、91施設のうち90施設から報告がありましたが、報告のあったすべての施設で、処理基準に適合しました。

なお、未報告施設が1施設ありました。

表－3 ばいじん及び燃え殻等の自主測定の実施状況

測定媒体	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	処理基準超過施設数
ばいじん	74 (100%)	72 (97%)	2 (3%)	0
燃え殻等	91 (100%)	90 (99%)	1 (1%)	0

2 対応状況

表－1及び表－3の自主測定が未報告である事業者に対しては、自主測定を実施するよう指導し、平成26年度に入ってから既に自主測定を実施したことを確認しました。

平成25年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

県北地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	廃棄物焼却炉の規模	排出ガスの測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	適用される排出基準	基準適合状況	ばいじんの測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	焼却灰等の測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	備考
						焼却能力 (k g/h)										
1	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.00082	1	○	0.41	—	—	0	3	○	ばいじん：薬剤処理
2	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.0056	1	○	0.59	—	—	0.000015	3	○	
3	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	小動物火葬炉	5 廃棄物焼却炉	40	0.042	5	○	0.027	3	○	0	3	○	
4	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	4583	0.00037	0.1	○	0.023	—	—	0.00000037	3	○	・灰溶融炉の排ガスは、焼却炉2炉に分配して含まれる ・ばいじん及び焼却灰は、3炉分を混合測定 ・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじんは溶融飛灰処理物、焼却灰は溶融スラグ
5	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	4583	0.00039	0.1	○							
6	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	2号灰溶融炉	5 廃棄物焼却炉	833	—	5	—							
7	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	4583	0.00024	0.1	○	0.0015	—	—	0.000000075	3	○	・灰溶融炉の排ガスは、焼却炉2炉に分配して含まれる ・ばいじん及び焼却灰は、3炉分を混合測定 ・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじんは溶融飛灰処理物、焼却灰は溶融スラグ
8	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	4583	0.00013	0.1	○							
9	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	1号灰溶融炉	5 廃棄物焼却炉	833	—	5	—							
10	県北	二本松市	テクノメタル(株)	ア-7-8 2	5 廃棄物焼却炉	3700	0.000015	5	○	0.00000049	3	○	0.00000015	3	○	
11	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.83	5	○	3.2	—	—	0.017	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじん及び焼却灰は、3炉分を混合測定
12	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.71	5	○							
13	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	3号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	1.0	5	○							
14	県北	福島市	日進クリーン(株)立子山処理場	立子山処理場焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2500	1.0	5	○	未測定	3	—	0.035	3	○	・H26年度分は、H26.6に測定実施
15	県北	本宮市	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1667	0.00038	5	○	0.56	—	—	0.0075	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
16	県北	本宮市	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1667	0.00022	5	○							
17	県北	福島市	阿部建材工業(株)音坊処分場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1587	0.77	10	○	1.9	3	○	0.052	3	○	
18	県北	福島市	関東東ダブル・ジー・ヤマギン福島営業所	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1036	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	通年度稼働なし
19	県北	二本松市	安達地方広域行政組合あたら環境共生センター	炭化炉	5 廃棄物焼却炉	636	0.0015	5	○	0.00039	3	○	0	3	○	焼却灰：炭化物
20	県北	福島市	八巻重機工業(株)【大笹生】	1号炭火炉	5 廃棄物焼却炉	417	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	通年度稼働なし
21	県北	福島市	南カジカ	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	195	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	通年度稼働なし

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却炉の規模	排出ガスの測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	適用される排出基準	基準適合状況	ばいじんの測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	焼却灰等の測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	備考
						焼却能力 (kg/h)										
22	県北	福島市	福島県農業総合センター畜産研究所	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	0.046	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	・ばいじん集じん設備なし
23	県北	二本松市	南東和牧場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	0	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	・ばいじん集じん設備なし
24	県北	福島市	県北地区犬抑留所		5 廃棄物焼却炉	75	0	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	・ばいじん集じん設備なし
25	県北	福島市	トーアエイヨー(株)福島工場	実験動物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	64	0	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	・ばいじん集じん設備なし
26	県北	福島市	森永乳業(株)福島工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	40	稼働なし	10	—	該当なし	—	—	稼働なし	3	—	・ばいじん集じん設備なし
27	県北	福島市	森永乳業(株)福島工場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	40	稼働なし	10	—	該当なし	—	—	稼働なし	3	—	・ばいじん集じん設備なし
28	県北	福島市	福島県立医科大学	動物炉	5 廃棄物焼却炉	150	0.0010	5	○	0.036	3	○	0.00010	3	○	

平成25年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

県中地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	廃棄物焼却	排出ガスの	適用される	基準適	ばいじんの	適用される	基準適	焼却灰等の	適用される	基準適	備考
						炉の規模 焼却能力 (kg/h)										
1	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合 須賀川地方衛生センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.26	5	○	2.6	—	—	0.0044	3	○	ばいじん：薬剤処理
2	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合 須賀川地方衛生センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.14	5	○	1.4	—	—	0.0063	3	○	
3	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合 須賀川地方衛生センター (し尿処理施設)	1し尿処理施設	5 廃棄物焼却炉	786	0.056	10	○	0.0034	3	○	0.00000090	3	○	
4	県中	三春町	日本化学工業㈱福島第二 工場	ダU-1	5 廃棄物焼却炉	2446	0.0000014	1	○	該当なし	—	—	該当なし	—	—	・液中燃焼方式のため、ばいじん及び焼却灰は発生しない
5	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合 石川地方ごみ焼却場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1875	0.0088	10	○	0.097	—	—	0.0055	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
6	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合 石川地方ごみ焼却場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1875	0.00044	10	○							
7	県中	田村市	田村広域行政組合 田村 東部環境センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1875	2.7	10	○	2.8	—	—	0.093	3	○	・ばいじん：薬剤処理
8	県中	田村市	田村広域行政組合 田村 東部環境センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1875	2.5	10	○	1.5	—	—	0.32	3	○	
9	県中	三春町	田村広域行政組合 田村 西部環境センター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1667	0.0084	5	○	—	—	—	—	—	—	・集合煙突 ・焼却炉のみ稼働時測定
10	県中	三春町	田村広域行政組合 田村 西部環境センター	溶融炉	5 廃棄物焼却炉		267	0.012	5	○	1.2	—	—	0.00027	3	○
11	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合 石川地方し尿処理場	円形焼却炉	5 廃棄物焼却炉	786	0.017	10	○	0.0035	3	○	0(<0.0014)	3	○	
12	県中	須賀川市	㈱ノー・クエーション・プランニング	No1 焼却炉	5 廃棄物焼却炉	615	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	通年度稼働なし
13	県中	田村市	田村広域行政組合 田村 地方衛生処理センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	300	0.0044	10	○	該当なし	—	—	0.0000051	3	○	・ばいじん集じん設備なし
14	県中	田村市	田村広域行政組合 田村 地方衛生処理センター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	376	0.17	10	○	該当なし	—	—	0.0000054	3	○	
15	県中	須賀川市	西間木建材㈱	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	183	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	通年度稼働なし
16	県中	平田村	DICインテリ7㈱福島工場	1号炉	5 廃棄物焼却炉	113	0.82	10	○	0.0046	3	○	0.00000036	3	○	
17	県中	小野町	日本全薬工業㈱中央研究 所付属臨床研究牧場	動物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	0.00000069	10	○	0.0000030	3	○	0.00000014	3	○	
18	県中	玉川村	㈱ユキザワ玉川農場	2号炉	5 廃棄物焼却炉	98	未報告	5	—	未報告	3	—	未報告	3	—	・H26.5測定実施
19	県中	田村市	㈱春山建工社	1号	5 廃棄物焼却炉	69.3	0.0040	5	○	0.00029	3	○	0	3	○	
20	県中	玉川村	福島空港ビル㈱	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	28.6	0.18	10	○	0.0022	3	○	0.0075	3	○	・測定のために稼働
21	県中	田村市	㈱フリーデン都路牧場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	121	稼働なし	10	—	該当なし	—	—	稼働なし	3	—	・通年度稼働なし ・ばいじん集じん設備なし

【廃棄物焼却炉以外の施設】

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	特定施設の 規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	適用される 排出基準	基準適 合状況	備考
1	県中	須賀川市	楳加藤工業所福島工場	溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	2t/h	稼働なし	5	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25. 2. 28より休止 ・ 3 炉集合煙突
2	県中	須賀川市	楳加藤工業所福島工場	溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	1t/h				
3	県中	須賀川市	楳加藤工業所福島工場	溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	1t/h				

平成25年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

県南地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	廃棄物焼却炉の規模	排出ガスの測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	適用される排出基準	基準適合状況	ばいじんの測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	焼却灰等の測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	備考
						焼却能力 (k g/h)										
1	県南	白河市	白河地方広域市町村圏整備組合 西白河地方クリーンセンター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	3750	0.027	5	○	1.7	—	—	0.0043	3	○	・ばいじん：薬剤処理
2	県南	白河市	白河地方広域市町村圏整備組合 西白河地方クリーンセンター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	3750	0.061	5	○	1.4	—	—	0.0027	3	○	
3	県南	白河市	白河地方広域市町村圏整備組合 白河地方清掃センター	し尿汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	300	0.00060	10	○	0.011	3	○	0.00000027	3	○	・し渣焼却炉
4	県南	泉崎村	㈱コラボ・ウエスト	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.020	5	○	—	—	—	—	—	—	
							0.017	5	○	0	3	○	0	3	○	
5	県南	埴町	東白衛生組合 東白クリーンセンターごみ焼却施設	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1563	0.020	10	○	0.93	—	—	0.0088	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
6	県南	埴町	東白衛生組合 東白クリーンセンターごみ焼却施設	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1563	0.00022	10	○							
7	県南	埴町	東白衛生組合 東白クリーンセンターし尿処理施設	汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	930	0.00071	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	・ばいじん集じん設備なし
8	県南	泉崎村	㈱DNPテクノパック	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	0.0085	10	○	0.18	3	○	0.000060	3	○	
9	県南	棚倉町	ユニ・チャームプロダクツ㈱福島工場	B-3 焼却ボイラー	5 廃棄物焼却炉	750	0.0016	5	○	0.00041	3	○	0.0030	3	○	
10	県南	白河市	住友ゴム工業㈱白河工場	廃タイヤボイラー	5 廃棄物焼却炉	750	0.0061	10	○	0.033	3	○	0.00011	3	○	・一廃、産廃兼用焼却炉
11	県南	白河市	かねか㈱福島工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	120	廃止	10	—	廃止	3	—	廃止	3	—	・H23年度から休止状態 ・H25.9.19廃止届出
12	県南	棚倉町	㈱平成クリーンサービス	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	190	廃止	10	—	廃止	3	—	廃止	3	—	・H25.7以降、休止状態 ・H26.3.7廃止届出
13	県南	白河市	フランスベッドファニチャー㈱東北工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	179	0.020	10	○	該当なし	—	—	0.011	3	○	・ばいじん集じん設備なし
14	県南	西郷村	独立行政法人家畜改良センター	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	150	0.058	10	○	該当なし	—	—	0.0061	3	○	・ばいじん集じん設備なし
15	県南	埴町	㈱常豊工務店	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	82	0.93	10	○	0	3	○	0.0025	3	○	
16	県南	西郷村	東洋羽毛工業㈱白河工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	26	1.4	10	○	0.0096	3	○	0.0021	3	○	
17	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所 白河工場	(14-1)アルミ灰焼成炉	5 廃棄物焼却炉	90	1.5	5	○	該当なし	3	—	0.063	3	○	
18	県南	白河市	㈱ムサンパーティション工業 福島工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	172	稼働なし	5	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・H23年度から休止中
19	県南	鮫川村	環境省 焼却実証実験施設	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	199	0.00041	5	○	0.015	—	—	0.000063	—	—	・ばいじん、焼却灰：セメント固化
							0.0000012	5	○	0.017	—	—	—	—		
							0.0000066	5	○	0.036	—	—	0.020	—	—	
							0	5	○	0.0016	—	—	0.000070	—	—	

【廃棄物焼却炉以外の施設】

N0	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	特定施設の規模	排出ガスの測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	適用される排出基準	基準適合状況	備考
1	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-1) 30 ^t 元湯炉	4 アルミニウム溶解炉	30 t	0.17	5	○	・No. 1, 2, 3, 5同時測定 ・H26. 3. 31廃止届出
							0.66	5	○	・No. 1, 5, 7同時測定 ・H26. 3. 31廃止届出
2	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-2) 40 ^t 溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	40 t	0.17	5	○	・No. 1, 2, 3, 5同時測定
							0.45	5	○	・No. 2, 3同時測定
3	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-3) 40 ^t 保持炉	4 アルミニウム溶解炉	40 t	0.17	5	○	・No. 1, 2, 3, 5同時測定
							0.45	5	○	・No. 2, 3同時測定
							1.6	5	○	塩素系
4	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-6) No. 1 4 ^t 回転炉	4 アルミニウム溶解炉	4 t	0.88	5	○	1号回転炉
5	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	(2-5) No. 1 4 ^t 回転炉	4 アルミニウム溶解炉	4 t	0.17	1	○	・No. 1, 2, 3, 5同時測定
							0.66	1	○	・No. 1, 5, 7同時測定
6	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	(7-1) グライ粉乾燥炉	4 アルミニウム乾燥炉	2.5 t	0.053	5	○	グライ粉乾燥
7	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	(12) デラッカー設備	4 アルミニウム焙焼炉	3.5 t	0.66	5	○	・No. 1, 5, 7同時測定
8	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	(13-1) 4 ^t 回転炉	4 アルミニウム溶解炉	4 t	0.0014	5	○	2号回転炉
9	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-8) 30 ^t 溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	30 t	新設	1	—	・H25. 10. 1設置届出、H25年度末において施設未完成 ・燃焼系

平成25年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

会津地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	廃棄物焼却炉の規模	排出ガスの測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	適用される排出基準	基準適合状況	ばいじんの測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	焼却灰等の測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	備考
						焼却能力 (kg/h)							(ng-TEQ/g)			
1	会津	磐梯町	日曹金属化学㈱会津工場	KW-1	5 廃棄物焼却炉	4167	0.037	1	○	0.13	3	○	0.0023	3	○	・排出ガス及びばいじんは、2炉同時測定
2	会津	磐梯町	日曹金属化学㈱会津工場	KW-2	5 廃棄物焼却炉	2500		5	○				0.00096			
3	会津	磐梯町	日曹金属化学㈱会津工場	K-3	5 廃棄物焼却炉	2167	稼働なし	1	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	休止中
4	会津	磐梯町	日曹金属化学㈱会津工場	第2専焼炉	5 廃棄物焼却炉	2083	0.0061	5	○	0.15	3	○	0.014	3	○	
5	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合 ごみ焼却処理施設	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.45	5	○	2.4	3	○	0.00040	3	○	ばいじん：セメント・キレート処理前のもの
6	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合 ごみ焼却処理施設	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.16	5	○	1.3	3	○	0.0095	3	○	
7	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合 ごみ焼却処理施設	3号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.10	5	○	2.1	3	○	0.011	3	○	
8	会津	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2812.5	0.27	5	○	1.5	—	—	0.017	3	○	・ばいじん：セメント・キレート処理 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
9	会津	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2812.5	0.52	5	○							
10	会津	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏組合環境センター塩川工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	928	0.14	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	・ばいじんは焼却灰に混入するためダイオキシン類濃度測定不能
11	会津	猪苗代町	渡部産業㈱サンワ処理センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2437	廃止	5	—	廃止	3	—	廃止	3	—	H26.3.6廃止届出
12	会津	柳津町	㈱あいづダストセンター 鶴ヶ峯産業廃棄物中間処理場	F-101	5 廃棄物焼却炉	1750	0.11	10	○	0.15	3	○	該当なし	—	—	・流動床炉で灰が発生しない
13	会津	柳津町	㈱あいづダストセンター 鶴ヶ峯産業廃棄物中間処理場	F-201.202.203	5 廃棄物焼却炉	1670	0.75	10	○	1.8	3	○	0.11	3	○	
14	会津	湯川村	㈱日本美術産業湯川工場		5 廃棄物焼却炉	225	0.0035	10	○	0.0039	3	○	0	3	○	
15	会津	会津若松市	会津若松市	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50kg以内/h	0.088	10	○	該当なし	—	—	0.000000060	3	○	・50～100kg/hに分類 ・ばいじん集じん設備なし
16	会津	会津若松市	福島県会津家畜保健衛生所	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	40～50	0	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	・50kg/h未満に分類 ・ばいじん集じん設備なし

【廃棄物焼却炉以外の施設】

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	特定施設の 規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	適用される 排出基準	基準適 合状況	備考
1	会津	磐梯町	曹鉄メタル㈱	1号キルン	3 亜鉛回収焙焼炉	8.3 t/h	0.37	10	○	
2	会津	磐梯町	曹鉄メタル㈱	2号キルン	3 亜鉛回収焙焼炉	4.5 t/h	0.70	10	○	
3	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	1001号	4 アルミニウム溶解炉	12 t	稼働なし	5	—	休止中
4	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	1002号	4 アルミニウム溶解炉	10 t	0.0000056	5	○	
5	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	1501号	4 アルミニウム溶解炉	15 t	0.0020	5	○	
6	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	1502号	4 アルミニウム溶解炉	15 t	稼働なし	5	—	休止中
7	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	10TH-1	4 アルミニウム溶解炉	10 t	0.0028	5	○	
8	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	10TH-2	4 アルミニウム溶解炉	10 t	0.0039	5	○	
9	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	22MF1	4 アルミニウム溶解炉	22 t	0.000096	5	○	22MF1(溶解炉)と20HF1(保持炉)同時測定
10	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	20HF1	4 アルミニウム溶解炉	20 t		5	○	
11	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	21-15tOF	4 アルミニウム溶解炉	15 t	0.072	1	○	
12	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	22-15tOF	4 アルミニウム溶解炉	15 t	0.027	1	○	
13	会津	喜多方市	三神精工㈱喜多方工場	A炉	4 アルミニウム溶解炉	5 t	1.5	5	○	A炉、B炉、C炉、E炉及びCF炉同時測定
14	会津	喜多方市	三神精工㈱喜多方工場	B炉	4 アルミニウム溶解炉	5 t		5	○	
15	会津	喜多方市	三神精工㈱喜多方工場	C炉	4 アルミニウム溶解炉	6 t		5	○	
16	会津	喜多方市	三神精工㈱喜多方工場	E炉	4 アルミニウム溶解炉	1 t		5	○	
17	会津	喜多方市	三神精工㈱喜多方工場	F炉	4 アルミニウム溶解炉	1 t		5	○	
18	会津	喜多方市	三神精工㈱喜多方工場	乾燥炉	4 アルミニウム乾燥炉	1 t/h	0.046	5	○	

平成25年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

南会津地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却 炉の規模	排出ガスの 測定結果	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却灰等の 測定結果	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
						焼却能力 (k g/h)	(ng-TEQ/Nm ³)			(ng-TEQ/g)			(ng-TEQ/g)			
1	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合 西部クリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1563	1.2	10	○	1.7	—	—	0.030	3	○	・ばいじん：薬剤処理
2	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合 西部クリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1563	1.5	10	○	5.6	—	—	0.031	3	○	
3	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合 東部クリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1250	0.080	10	○	1.9	—	—	0.0082	3	○	・ばいじん：薬剤処理
4	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合 東部クリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1250	0.062	10	○	2.5	—	—	0.011	3	○	
5	南会津	檜枝岐村	檜枝岐村クリーンセン ター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	6.5	10	○	4.9	—	—	0.0033	3	○	・ばいじん：薬剤処理
6	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合 西部衛生センター	し尿残さ焼却炉	5 廃棄物焼却炉	430	0.076	10	○	該当なし	—	—	0.032	3	○	・構造上、ばいじんと焼却灰が同一箇所 に集積するため、ばいじん焼却灰混合分析
7	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合 東部衛生センター	汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	380	0.046	10	○	該当なし	—	—	0.00049	3	○	・構造上、ばいじんと焼却灰が同一箇所 に集積するため、ばいじん焼却灰混合分析
8	南会津	南会津町	南フナキ	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	90	0.24	10	○	0.0040	3	○	0	3	○	

平成25年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

相双地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	廃棄物焼却炉の規模	排出ガスの測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	適用される排出基準	基準適合状況	ばいじんの測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	焼却灰等の測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	備考
						焼却能力 (kg/h)										
1	相双	南相馬市	丸三製紙㈱	マルサン焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3000	0.0000085	5	○	0.0046	3	○	0.000013	3	○	
2	相双	楡葉町	双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2778	0.14	5	○	8.6	—	—	0.020	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
3	相双	楡葉町	双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2778	0.17	5	○		—	—		3	○	
4	相双	相馬市	相馬方部衛生組合ごみ焼却場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2500	稼働なし	5	—	稼働なし	—	—	稼働なし	3	—	・H24.9以降休止中 ・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
5	相双	相馬市	相馬方部衛生組合ごみ焼却場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2500	稼働なし	5	—		—	—		稼働なし	3	
6	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組合 北部衛生センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	2500	稼働なし	5	—	稼働なし	—	—	稼働なし	3	—	・施設が帰還困難区域内に所在するため、 H25年度の稼働実績なし ・ばいじん：セメント固化、焼却灰：固化
7	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組合 北部衛生センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	2500	稼働なし	5	—		—	—		稼働なし	3	
8	相双	南相馬市	南相馬市 クリーン原町センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	2187.5	0.059	5	○	0.56	—	—	0.024	3	○	・1号炉の排出ガスについて二重測定を行っている ・ばいじん：薬剤処理
							0.073	5	○							
9	相双	南相馬市	南相馬市 クリーン原町センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	2187.5	0.13	5	○	0.80	—	—	0.0046	3	○	
10	相双	広野町	富士フィルムファインケミカルズ㈱広野工場	廃液焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2540	0.00000060	1	○	該当なし	—	—	該当なし	—	—	・廃液焼却炉のためばいじん及び焼却灰の捕集設備なし
11	相双	広野町	富士フィルムファインケミカルズ㈱広野工場	雑芥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	20	0.40	10	○	該当なし	—	—	0.29	3	○	・ばいじん集じん設備なし
12	相双	南相馬市	大内新興化学工業㈱原町工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1500	稼働なし	5	—	該当なし	—	—	該当なし	—	—	・H25年度を通じて休止状態 ・廃液焼却炉のためばいじん及び焼却灰の捕集設備なし
13	相双	相馬市	㈱ADEKA相馬工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1500	0.0000011	10	○	該当なし	—	—	該当なし	—	—	・廃液焼却炉のためばいじん及び焼却灰の捕集設備なし
14	相双	南相馬市	㈱まるさセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1200	0.56	10	○	0.18	3	○	0.013	3	○	
15	相双	大熊町	東京電力㈱福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所	海生物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・電気事業法対象施設 ・東日本大震災の影響で施設が破損したため、 H25年度の稼働実績なし
16	相双	相馬市	相馬方部衛生組合 光陽クリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	896	0.0016	5	○	0.15	3	○	0.0017	3	○	・ばいじん：薬剤処理前 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
17	相双	相馬市	相馬方部衛生組合 光陽クリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	896	0.0011	5	○							
18	相双	大熊町	双葉地方広域市町村圏組合 汚泥リサイクルセンター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	834	稼働なし	5	—	該当なし	—	—	稼働なし	3	—	・施設が帰還困難区域内に所在するため、H25年度の稼働実績なし ・ばいじんは焼却灰と混合して排出
19	相双	富岡町	双葉地方広域市町村圏組合 双葉環境センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	417	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・H25年度を通じて休止状態のため、稼働実績なし
20	相双	飯舘村	飯舘村一般廃棄物最終処分場焼却設備	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	375	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・H21.10から休止しており、H25年度の稼働実績なし

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	廃棄物焼却炉の規模	排出ガスの測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	適用される排出基準	基準適合状況	ばいじんの測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	焼却灰等の測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	備考
						焼却能力 (kg/h)										
21	相双	南相馬市	南相馬市浄化センター	N01 焼却設備	5 廃棄物焼却炉	660	0.14	10	○	該当なし	—	—	0.00055	3	○	・ばいじんは焼却灰に混入するためダイオキシン類濃度測定不能
22	相双	大熊町	南佐洋運輸	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	350	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・施設が帰還困難区域に所在するため、H25年度の稼働実績なし
23	相双	大熊町	双葉運輸㈱	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	220	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・施設が帰還困難区域に所在するため、H25年度の稼働実績なし
24	相双	浪江町	日化ボード㈱	No.1 廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	195	稼働なし	5	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・H25年度を通じて休止状態のため、稼働実績なし
25	相双	南相馬市	関場建設㈱	No.1 廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	178	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・H14.12.1から休止中であり、H25年度を通じて稼働実績なし
26	相双	川内村	㈱丸東	1号	5 廃棄物焼却炉	143	稼働なし	5	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・H16.11.26から休止中であり、H25年度を通じて稼働実績なし
27	相双	大熊町	南沢内建設	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	104	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・施設が帰還困難区域内に所在するため、H25年度を通じて稼働実績なし
28	相双	浪江町	㈱シムコ浪江事業所	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	92	稼働なし	10	—	該当なし	—	—	稼働なし	3	—	・H25年度を通じて休止状態のため、稼働実績なし ・ばいじん集じん設備なし
29	相双	檜葉町	㈱セキモト	2号炉	5 廃棄物焼却炉	91	稼働なし	5	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・H25年度を通じて休止状態のため、稼働実績なし
30	相双	相馬市	三星化学工業㈱相馬工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	75	0.036	5	○	0.37	3	○	0.0060	3	○	
31	相双	相馬市	三星化学工業㈱相馬工場	(新) 焼却炉	5 廃棄物焼却炉	75	新設	5	—	新設	3	—	新設	3	—	・H26.3設置届出、H25年度末において未設置
32	相双	浪江町	北伸産業㈱浪江工場	釜	5 廃棄物焼却炉	65	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・H14.6から休止しており、H25年度を通じて稼働実績なし
33	相双	南相馬市	福島県相双家畜保健衛生所	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	0	10	○	該当なし	—	—	0.10	3	○	・ばいじん集じん設備なし
34	相双	檜葉町	福島医療環境㈱	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・H17.4から休止しており、H25年度を通じて稼働実績なし
35	相双	広野町	㈱三豊福島工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	27	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	・H22.11から休止しており、H25年度を通じて稼働実績なし
36	相双	相馬市	成田食品工業㈱	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	10	7.8	10	○	0.029	3	○	0.10	3	○	
37	相双	相馬市	環境省 仮設焼却炉	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	6250	0.019	0.1	○	0.018	—	—	0.0049	3	○	焼却灰:セメント処理 ばいじん:セメント、薬剤処理(飛灰処理物)
38	相双	相馬市	環境省 仮設焼却炉	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	6250	0.019	0.1	○	0.027	—	—	0.0059	3	○	
39	相双	相馬市	環境省 仮設焼却炉	3号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	11250	0.047	0.1	○	0.089	—	—	0.031	3	○	
										0.091	—	—	0.048	—	—	

平成25年度 排水水ダイオキシン類測定結果（中核市を除く）

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	特定施設の種類・数		放流水の 測定結果 (pg-TEQ/L)	適用される 排出基準値 (pg-TEQ/L)	基準適 合状況	備 考	
1	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	3.2	10	○	1回目
							0.45	10	○	2回目
2	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	15	灰の貯留施設	5	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
3	県北	福島市	関東関東ダブル・ジー・ヤマギシ福島営業所	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
4	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
5	県北	本宮市	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
6	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合須賀川地方衛生センター（ごみ焼却施設）	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
7	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地方ごみ焼却場	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
8	県中	三春町	日本化学工業(株)福島第二工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0.11	10	○	ダ処U-1
9	県中	田村市	田村広域行政組合 田村東部環境センター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
10	県中	田村市	田村広域行政組合 田村西部環境センター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
11	県南	白河市	白河地方広域市町村圏整備組合 西白河地方クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
12	県南	塙町	東白衛生組合東白クリーンセンターごみ焼却施設	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
13	県南	白河市	(株)大紀アルミニウム工業所白河工場	12-イ	廃ガス洗浄施設 (7M3/100溶解炉)	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
				15-イ	廃ガス洗浄施設 (廃棄物焼却炉)	1				
14	県南	白河市	住友ゴム工業(株)白河工場	15	灰の貯留施設	1	0.00046	10	○	
15	県南	泉崎村	(株)DNPテクノパック	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
16	県南	泉崎村	(株)コラボ・ウェイスト	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
17	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合ごみ焼却処理施設	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
18	会津	喜多方市	三神精工(株)喜多方工場	12-ロ	湿式集じん施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
19	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	15	灰の貯留施設	1	0.056	10	○	
				15-イ	廃ガス洗浄施設	6				
				15-ロ	湿式集じん施設	4				
				19	水の処理施設	1				
20	会津	柳津町	(株)あいづダストセンター鶴ヶ峯産業廃棄物中間処理場	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
				15-イ	廃ガス洗浄施設	3				
				15-ロ	湿式集じん施設	1				
21	会津	磐梯町	曹鉄メタル(株)	13-ロ	廃ガス洗浄施設 (亜鉛回収施設)	2	該当なし	-	-	汚水は別会社で処理
				13-ハ	湿式集じん施設 (亜鉛回収施設)	2				
22	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合 東部クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
23	南会津	檜枝岐村	檜枝岐村クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
				15-イ	廃ガス洗浄施設	1				
24	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合 西部クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
25	相双	南相馬市	大内新興化学工業(株)原町工場	15-ロ	湿式集じん施設	1	稼働なし	10	-	H25年度を通じて稼働実績なし
26	相双	広野町	富士フィルムファインケミカルズ(株)広野工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0	10	○	
				15-ロ	湿式集じん施設	1				
27	相双	相馬市	(株)ADEKA相馬工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0.00022	10	○	・工場排水出口で測定
				15-ロ	湿式集じん施設	1				
28	相双	大熊町	東京電力(株)福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	稼働なし	10	-	・電気事業法対象施設 ・H25年度を通じて稼働実績なし
29	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	15	灰の貯留施設	2	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
30	相双	相馬市	相馬方衛生組合ごみ焼却場	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
31	相双	南相馬市	三和化学工業(株)	10-イ	ろ過施設	1	0.22	10	○	・最終放流口で測定
				10-ロ	廃ガス洗浄施設	2				

【参考資料】

特定施設の種類の種類と排出基準値

1 排出ガスに係る特定施設及び排出基準値

(単位：ng-TEQ/Nm³)

番号	特定施設の種類の種類		排出基準値		
			新設施設 ^{注)}	既設施設	
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの		0.1	1	
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの		0.5	5	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの		1	10	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの		1	5	
5	廃棄物焼却炉であつて、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの	焼却能力	4t/H以上	0.1	1
			2～4t/H未満	1	5
			2t/H未満	5	10

注) 既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉(能力200kg/H以上又は火格子面積2㎡以上)及び製鋼の用に供する電気炉については、新設施設の基準が適用になります。

2 排出水に係る特定施設及び排出基準値

(単位：pg-TEQ/L)

番号	特定施設の種類の種類	排出基準値
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生ガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	

番号	特定施設の種類の種類	排出基準値
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b:3'・2'-m] トリフェノジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。) の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	10
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 (平成6年政令第308号) 別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。) の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設 (1から17まで及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (1から14までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの) に限り、公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (前号に掲げるものを除く。)	

※表中の「別表」とあるのは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表を示す。

3 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準※1

(単位：ng-TEQ/g)

種類	新設施設の処理基準	既設施設※2の処理基準
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻	3	3

※1 処理基準； 埋立処分等を行う際に適用される基準。ばいじん及び燃え殻に含有されるダイオキシン類の基準ではありません。

※2 既設施設； 平成12年1月14日以前にすでに設置され、又は工事に着手していた施設。なお、既設施設のうち、次に掲げる方法により処理した場合は処理基準が適用されない。

ア) 重金属が溶出しないようにセメント固化する場合

イ) 重金属が溶出しないように薬剤処理する場合

ウ) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないように処理する場合

平成 25 年度

化学物質発生源周辺環境調査結果

平成 26 年 10 月

福 島 県

この調査結果は、平成25年度における県内の化学物質について調査した結果を取りまとめたものです。

1 調査の目的

化学物質対策を進めるための基礎資料を得ることを目的として、化学物質排出実態調査を実施しました。

2 調査機関

福島県

3 調査内容

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)」(以下「P R T R法」という。)の届出結果から排出量の多い化学物質を選定し、その排出量が多い事業所からの放流水、放流先の公共用水域及び周辺環境大気について調査しました(調査対象化学物質:表-1)。

表-1 化学物質排出実態調査(調査対象化学物質)

No	P R T R法 政令番号	化 学 物 質 名	主な用途	調査対象	
				周辺環境大気	水質
1	232(旧172)	N,N-ジメチルホルムアミド	溶剤、試薬、ガス吸収剤	○	○
2	245(旧181)	チオ尿素	医薬原料、農薬、樹脂加工		○

4 調査方法

調査は、次の方法に準拠して実施しました。

(1) 周辺環境大気

<N,N-ジメチルホルムアミド>

平成8年度化学物質分析法開発調査報告書(平成9年6月 環境庁環境保健部環境安全課)による方法

(2) 水質(放流水、公共用水域)

<N,N-ジメチルホルムアミド>

平成9年度化学物質分析法開発調査報告書(平成10年7月 環境庁環境保健部環境安全課)及び要調査項目等調査マニュアル(平成12年12月環境庁水質保全局水質管理課)による方法

<チオ尿素>

国際化学物質簡潔評価文書No.49(世界保健機関国際化学物質安全性計画)による方法

5 調査結果等

(1) 調査地点等

P R T R法の届出結果等を基に次のとおり選定しました。

- ア N,N-ジメチルホルムアミド（大気、水質） A社
周辺環境大気 2地点（風上、風下）
一般環境大気 2地点（住居地域、郊外）
放流水 1地点
公共用水域 1地点（海域）
- イ N,N-ジメチルホルムアミド（大気、水質） B社
周辺環境大気 2地点（風上、風下）
一般環境大気 2地点（住居地域、郊外）
放流水 1地点
公共用水域 2地点（上流、下流）
- ウ チオ尿素（水質） C社
放流水 1地点
公共用水域 2地点（上流、下流）

(2) 調査時期

平成26年1月～3月

(3) 調査結果（表2-1、2-2）

周辺環境大気における調査結果について、N,N-ジメチルホルムアミドの環境基準値等は定められておりませんが、無毒性量等（※1）を下回っていました。

水質における調査結果では、N,N-ジメチルホルムアミド、チオ尿素については環境基準値又は排出基準値等は定められておりませんが、環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」で、水生生物への影響が表れないと予測される濃度であるPNEC（※2）（予測無影響濃度：Predicted No Effect Concentration）と比較すると、N,N-ジメチルホルムアミドはPNECを下回っていましたが、チオ尿素は超過していました。調査対象事業場においてはチオ尿素の取扱量が非常に多いことから、排出濃度が高くなったものと考えられます。

（※1） 環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」では、疫学調査における人への影響に基づいてN,N-ジメチルホルムアミドの無毒性量等を $520\mu\text{g}/\text{m}^3$ としています。なお、現時点では経口曝露について信頼性のあるデータが得られていないため、「無毒性量等」とされています。

（※2） 環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」では、PNECをN,N-ジメチルホルムアミドは $71,000\mu\text{g}/\text{L}$ 、チオ尿素は $4.8\mu\text{g}/\text{L}$ としています。

表 2 - 1 調査結果(大気)

N,N-ジメチルホルムアミド (A社)

調査地点	一般環境大気		周辺環境大気	
	いわき市環境監視センター (住居地域)	いわき市役所 三和支所 (郊外)	N社 (いわき市) 風 上	N社 (いわき市) 風 下
調査年月日	H26. 3. 11~3. 12		H26. 3. 10~3. 11	
N,N-ジメチルホルムアミド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	<0.02	<0.02	欠測※	4.5

※ 採取機器故障により欠測。

N,N-ジメチルホルムアミド (B社)

調査地点	一般環境大気		周辺環境大気	
	常磐公民館 (住居地域)	いわき市役所 三和支所 (郊外)	S社 (いわき市) 風 上	S社 (いわき市) 風 下
調査年月日	H26. 3. 18~3. 19	H26. 3. 11~3. 12	H26. 3. 17~3. 18	
N,N-ジメチルホルムアミド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

表 2 - 2 調査結果(水質)

N,N-ジメチルホルムアミド (A社)

調査地点	公共用水域	放流水
	小名浜港	N社 (いわき市)
調査年月日	H26. 3. 10	
p H	8.0	7.5
S S (mg/L)	10	3
N,N-ジメチルホルムアミド ($\mu\text{g}/\text{L}$)	<0.05	18

N,N-ジメチルホルムアミド (B社)

調査地点	公共用水域		放流水
	水野谷川上流	藤原川下流	S社 (いわき市)
調査年月日	H26. 3. 17		
p H	8.0	7.7	7.5
S S (mg/L)	3	6	9
N,N-ジメチルホルムアミド (μ g/L)	<0.05	0.23	0.10

チオ尿素 (C社)

調査地点	公共用水域		放流水
	藤原川上流	藤原川下流	S'社 (いわき市)
調査年月日	H26. 1. 31		
p H	7.4	7.5	6.3
S S (mg/L)	6	28	28
チオ尿素 (mg/L)	<0.1	<0.1	1.6

平成 2 5 年度
騒音調査結果

平成 2 6 年 1 0 月
福 島 県

騒音調査結果は、次の騒音調査について実施したものをとりまとめたものです。

	調査の種類	根拠法令	調査機関
I	福島空港航空機騒音測定	環境基本法	福島県
II	自動車騒音の常時監視測定	騒音規制法	福島県
III	環境騒音調査	環境基本法	関係市町村
IV	自動車交通騒音実態調査	騒音規制法	関係市町村

I 福島空港航空機騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第16条の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定を行った福島空港周辺の地域で実施した騒音測定結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめたものです。

1 調査の概要

(1) 調査時期

- ①春 季：平成25年5月 ②夏 季：平成25年7月
 ③秋 季：平成25年9～11月 ④冬 季：平成26年1月

(2) 調査機関

福島県

(3) 調査地点

環境基準の類型指定地域内の4地点（図-1）

- ①滑走路北側延長線方向 1地点（須賀川市）
 ②滑走路南側延長線方向 3地点（玉川村2地点、石川町1地点）

(4) 調査方法

「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）」に基づき、自動測定装置を用いて、連続7日間の騒音測定を行いました。

評価にあたっては、1日ごとの L_{den} を求め、各地点ごとの L_{den} 値のパワー平均値を算出し、環境基準と比較しました。

2 調査結果の概要

3市町村の4地点について、季節毎の測定結果は39～50デシベルの範囲であり、年間平均値は42～49デシベルの範囲でした（表1）。

環境基準と比較すると、すべての調査地点において、季節毎及び年間平均値とも航空機騒音に係る環境基準（62デシベル以下）を達成しました。

表－1 平成25年度福島空港周辺の航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点	測定時期	騒音発生回数	騒音の測定結果 L _{den} (dB)	年間平均値 L _{den} (dB)	環境基準 L _{den} (dB)
①	須賀川市 雨田地区	春季	9 3	4 2	4 2	Ⅱ類型 6 2 以下
		夏季	6 4	4 4		
		秋季	1 2 3	4 3		
		冬季	9 4	3 9		
②	玉川村 小高地区	春季	2 1 3	4 9	4 9	
		夏季	2 1 4	4 9		
		秋季	2 5 9	5 0		
		冬季	2 2 1	4 9		
③	玉川村 川辺地区	春季	2 2 6	4 8	4 9	
		夏季	1 5 1	4 8		
		秋季	2 6 7	5 0		
		冬季	2 9 5	4 9		
④	石川町 中野地区	春季	2 2 5	4 5	4 6	
		夏季	1 5 9	4 5		
		秋季	2 3 3	4 8		
		冬季	2 8 9	4 7		

(注) 騒音の測定結果は、1日ごとのL_{den}をパワー平均したものです。

参 考〔航空機騒音に係る環境基準について（昭和４８年環境庁告示第１５４号）〕

環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として、次のとおり定められています。

地域の類型	基準値 L _{den} (dB)	当てはめる地域
I	57dB以下	専ら住居の用に供される地域
II	62dB以下	類型 I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

県は、平成１７年福島県告示第４６９号により、福島空港の周辺地域を類型 II として指定しました。

■時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) について

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した１日の等価騒音レベル。評価については、算式アにより１日ごとのL_{den}を算出し、全測定日のL_{den}について算式イによりパワー平均値を算出する。

算式ア

$$10\log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i、j及びk：各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目

L_{AE, di}：午後７時から午前７時までの時間帯におけるi番目のL_{AE}

L_{AE, ej}：午前７時から午後１０時までの時間帯におけるj番目のL_{AE}

L_{AE, nk}：午前０時から午前７時まで及び午後１０時から午後１２時までの時間帯におけるk番目のL_{AE}

T₀：基準化時間（１秒）

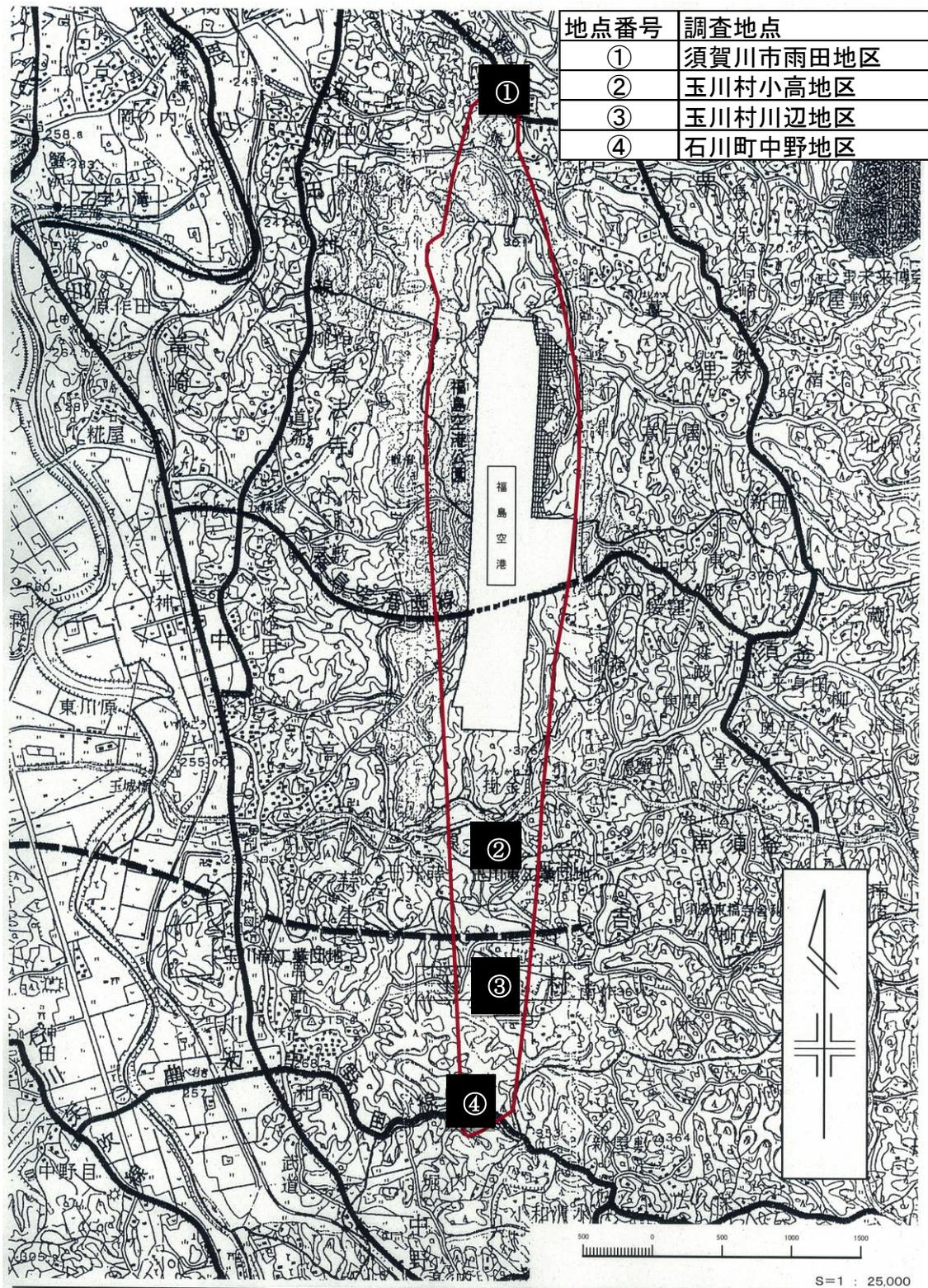
T：観測１日の時間（86400秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N：測定日数

L_{den, i} とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。



(注)航空機騒音に係る環境基準のⅡ類型を当てはめた指定地域の範囲は、上図の朱線で囲まれた地域である。
ただし、福島空港の敷地、福島空港公園の区域及び河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域を除く。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平18総複、第1033号)

図-1 福島空港周辺の騒音測定地点図

Ⅱ 自動車騒音の常時監視測定結果

この調査結果は、環境基本法第16条に基づく騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定地域（以下「指定地域」という。）内において、騒音規制法第18条に基づき県が実施した自動車交通騒音の常時監視測定結果について、同法第19条に基づき公表するものです。

1 調査の概要

(1) 調査時期

平成25年11、12月

(2) 調査機関

福島県

(3) 調査方法

「騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）」に基づき、「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編（道路に面する地域）」に定める方法により、道路近傍騒音を測定しました。

調査地点については、石川町及び西郷村の指定地域内において、幹線交通を担う道路の4路線から各路線1地点ずつを選定しました。

(4) 評価方法

(3)の調査結果に基づき、県内の指定地域内における5路線16区間の道路について、道路端から50mの範囲内に存在する住居等の騒音レベルを推計し、環境基準の達成戸数とその割合を把握する「面的評価」を行いました。

2 調査結果の概要

評価区間における評価対象戸数752戸のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは、700戸（達成率93.1%）でした。

このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域（近接空間）で、全時間帯で環境基準を達成したのは、318戸のうち283戸（達成率89.0%）でした。

一方、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用されない地域（非近接空間）で、全時間帯で環境基準を達成したのは、434戸のうち417戸（達成率96.0%）となっています。

詳細は、表2-1のとおりです。

* 幹線交通を担う道路に近接する空間とは：

高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道のうち、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定される範囲。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 2 - 1 環境基準達成状況

	評価区間内 戸数	全時間帯で 達成	一部の時間帯で 達成	全時間帯で 非達成
全 体	752戸	700戸 (93.1%)	50戸 (6.6%)	2戸 (0.3%)
近 接 空 間	318戸	283戸 (89.0%)	35戸 (11.0%)	0戸 (0%)
非 近 接 空 間	434戸	417戸 (96.0%)	15戸 (3.5%)	2戸 (0.5%)
A 類 型	33戸	29戸 (87.9%)	3戸 (9.1%)	1戸 (3.0%)
B、C 類 型	258戸	253戸 (98.0%)	4戸 (1.6%)	1戸 (0.4%)
類 型 な し	143戸	135戸 (94.4%)	8戸 (5.6%)	0戸 (0%)

* 類型区分のない住居については、B 類型の環境基準をあてはめて評価した。

また、時間帯別の環境基準達成状況については、近接空間では昼間、非近接空間では夜間の非達成戸数が多くなっていました。

表 2 - 2 時間帯別環境基準達成状況

	近接空間		非近接空間	
	環境基準 達成	環境基準 非達成	環境基準 達成	環境基準 非達成
昼間	283戸 (89.0%)	35戸 (11.0%)	431戸 (99.3%)	3戸 (0.7%)
夜間	318戸 (100%)	0戸 (0%)	418戸 (96.3%)	16戸 (3.7%)

* 昼間（6:00～22:00）、夜間（22:00～6:00）

さらに、道路種類別の環境基準達成状況をみると、一般国道の達成率が最も低い状況でした。

表 2 - 3 道路種類別環境基準達成状況

	評価区間内 戸数	全時間帯で 達成	一部の時間帯で 達成	全時間帯で 非達成
高速自動車道	75戸	75戸 (100%)	0戸 (0%)	0戸 (0%)
一般国道	195戸	144戸 (73.9%)	49戸 (25.1%)	2戸 (1.0%)
県道	482戸	481戸 (99.8%)	1戸 (0.2%)	0戸 (0%)

3 まとめ

評価対象の5路線16区間において、道路端から50mの範囲内に存在する住居等752戸のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは700戸で、達成率は93.1%でした。道路種類別環境基準達成状況では、一般国道に面する地域の達成率が最も低く、73.9%となっています。

参 考 〔騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）〕

騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

地 域 の 類 型		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
		6:00～22:00	22:00～6:00
一般の地域	AA（特に静穏を要する地域）	50以下	40以下
	A（専ら住居の用に供される地域）	55以下	45以下
	B（主として住居の用に供される地域）		
	C（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）	60以下	50以下
道 路 に 面する地域	A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
	B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(注) 本県では類型AAの指定はありません。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

(単位：デシベル)

該 当 地 域		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
		6:00～22:00	22:00～6:00
幹線交通を担う 道路に近接する 空間	2車線以下の道路の端から15m	70以下	65以下
	2車線を超える道路の端から20m		

(注) 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいいます。

Ⅲ 環境騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定を有する市町村が実施した騒音測定結果について、環境基準（一般地域）の維持達成状況を取りまとめたものです。

1 調査の概要

(1) 調査時期

平成25年5月～平成26年1月

(2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、南相馬市

(3) 調査地点

類型指定地域内であって、当該地域の騒音レベルを代表すると思われる地点及び騒音に係る問題が生じやすい地点として43地点で実施しました。（表3-1）

表3-1 市町村別・類型区分別調査地点数

市町村名	調査時期	A類型	B類型	C類型	計
福島市	7、10、11月	3	1	4	8
会津若松市	12月	3	1	2	6
郡山市	5、9、1月	2	1	2	5
いわき市	7月～8月	5	4	1	10
白河市	10月	1	0	1	2
喜多方市	12月	0	1	0	1
二本松市	10月	1	1	1	3
南相馬市	10月	2	2	4	8
合計		17	11	15	43

(4) 調査方法

「騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)」に基づき、昼間(6:00～22:00)及び夜間(22:00～翌日の6:00)について、日本工業規格Z8731に定める方法により原則として24時間連続で騒音測定を行い、 L_{eq} （等価騒音レベル）を算出しました。

2 調査結果の概要

全体の調査地点において、昼間及び夜間の全時間帯で環境基準を達成した地点は43地点のうち39地点であり、達成率は90.7%でした。

また、これを類型別にみると、A類型地域では全時間帯で環境基準を達成した地点は、17地点のうち16地点で、達成率は94.1%、B類型地域では11地点のうち9地点で、達成率は81.8%、C類型地域では15地点のうち14地点で、達成率は93.3%でした。（表3-2）

表 3 - 2 環境基準の達成状況

	調査地点数	全時間帯で達成	一部の時間帯で達成	全時間帯で非達成
全 体	43 地点	39 地点 (90.7%)	3 地点 (7.0%)	1 地点 (2.3%)
A 類型	17 地点	16 地点 (94.1%)	1 地点 (5.9%)	0 地点 (0%)
B 類型	11 地点	9 地点 (81.8%)	1 地点 (9.1%)	1 地点 (9.1%)
C 類型	15 地点	14 地点 (93.3%)	1 地点 (6.7%)	0 地点 (0%)

さらに、時間帯別の達成状況をみると、夜間における A、B、C 類型地域と、昼間における B 類型地域で環境基準の非達成地点がありました。（表 3 - 3）

表 3 - 3 時間帯別環境基準達成状況

地域 類型 時間 区分	A 類型		B 類型		C 類型	
	環境基準 達成	環境基準 非達成	環境基準 達成	環境基準 非達成	環境基準 達成	環境基準 非達成
昼 間	17 地点 (100%)	0 地点 (0%)	10 地点 (90.9%)	1 地点 (9.1%)	15 地点 (100%)	0 地点 (0%)
夜 間	16 地点 (94.1%)	1 地点 (5.9%)	9 地点 (81.8%)	2 地点 (18.2%)	14 地点 (93.3%)	1 地点 (6.7%)

3 まとめ

調査を実施した 43 地点のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは、39 地点であり、達成率は 90.7% でした。

A、B、C の各類型地域で環境基準の非達成地点がありましたが、これは、主として地域住民の自動車音や地域内を通過する自動車交通騒音によるものと考えられます。

平成25年度環境騒音（一般地域） 地点別調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	環境基準類型	都市計画法用途地域	等価騒音レベル(dB)				代表的な騒音	
						昼間		夜間		昼間	夜間
						環境基準値	測定結果	環境基準値	測定結果		
1	福島市	渡利	7	A	第一種低層住居専用	55	46	45	38	8	8
2		南沢又	11	A	第一種中高層住居専用	55	45	45	38	8	8
3		東浜町	7	B	第一種住居	55	46	45	41	8	8
4		大町	7	C	商業	60	47	50	41	8	8
5		太平寺	7	C	工業	60	46	50	39	8	8
6		黒岩	10	C	近隣商業	60	50	50	41	8	8
7		瀬上町	11	C	工業	60	50	50	47	8	8
8		蓬萊町	10	A	第二種低層住居専用	55	44	45	35	8	8
9	会津若松市	堤町	12	A	第一種中高層住居専用	55	44	45	31	8	8
10		真宮新町	12	A	第一種中高層住居専用	55	47	45	40	8	8
11		河東町広田	12	A	第一種中高層住居専用	55	49	45	39	8	8
12		古川町	12	B	第一種住居	55	40	45	37	8	8
13		日新町	12	C	商業	60	45	50	37	8	8
14		門田町飯寺	12	C	工業	60	47	50	44	8	8
15	郡山市	朝日三丁目	5	B	第一種住居	55	52	45	46	1	1
16		喜久田町卸三丁目	9	C	準工業	60	59	50	51	1	1
17		清水台一丁目	5	C	商業	60	53	50	47	1	1
18		安積町笹川	1	A	第一種中高層住居専用	55	55	45	50	5	5
19		緑ヶ丘東七丁目	5	A	第一種低層住居専用	55	52	45	37	5	5
20	いわき市	郷ヶ丘4丁目	7	A	第一種低層住居専用	55	49	45	36	1・5	1・5
21		平下平窪	7	A	第一種中高層住居専用	55	46	45	39	1・5	1・5
22		中央台飯野3丁目	8	A	第一種低層住居専用	55	54	45	38	1・5	1・5
23		小名浜玉川町	7	A	第一種中高層住居専用	55	45	45	39	1・5	1・5
24		小名浜南君ヶ塚町	7	B	第二種住居	55	53	45	45	1・5	1・5
25		泉町4丁目	7	B	第一種住居	55	53	45	40	1・5	1・5
26		植田町中央二丁目	7	C	商業	60	46	50	44	1・5	1・5
27		勿来町四沢作田	7	B	第一種住居	55	49	45	45	1・5	1・5
28		平成2丁目	7	A	第一種低層住居専用	55	42	45	39	1・5	1・5
29		常磐水野谷町	7	B	第一種住居	55	47	45	42	1・5	1・5
30	白河市	みさか二丁目	10	A	第一種低層住居専用	55	52	45	41	1・4・5	1・4・5
31		白坂勝多石	10	C	工業	60	49	50	43	1・3・4・5	1・3・4・5
32	喜多方市	水上	12	B	第一種住居	55	60	45	50	7	7
33	二本松市	若宮一丁目	10	C	近隣商業	60	56	50	49	1	1
34		金色	10	B	第一種住居	55	49	45	45	1	1・3
35		表一丁目	10	A	第一種低層住居専用	55	49	45	43	1	1
36	南相馬市	鹿島区西町二丁目	10	B	第一種住居	55	41	45	33	8	8
37		鹿島区鹿島字町	10	C	近隣商業	60	43	50	31	8	8
38		原町区仲町二丁目	10	A	第一種低層住居専用	55	45	45	45	8	8
39		原町区桜井町一丁目	10	A	第一種中高層住居専用	55	47	45	41	8	8
40		原町区二見町一丁目	10	B	第一種住居	55	42	45	33	8	8
41		原町区大町二丁目	10	C	商業	60	40	50	32	8	8
42		原町区栄町三丁目	10	C	商業	60	44	50	35	8	8
43		原町区旭町四丁目	10	C	準工業	60	44	50	36	8	8

(注) 測定結果の**太字斜体**は環境基準を超過していることを表します。

代表的な騒音 1：自動車音、2：自動車以外の道路音、3：工場・事業場音、4：家庭音、5：自然音
6：特殊音、7：その他、8：不特定音、9：無人調査のため特定できず

IV 自動車交通騒音実態調査結果

この調査結果は、騒音規制法第3条に基づき指定した騒音について、規制する地域（以下「指定地域」という。）内における自動車騒音の実態を把握するため、市町村が実施した騒音測定結果について、同法第17条に基づく限度（以下「要請限度」という。）の達成状況を取りまとめたものです。

1 調査の概要

(1) 調査時期

平成25年7月～平成25年11月

(2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、南相馬市、柳津町、会津美里町、西郷村（9市2町1村）

(3) 調査方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 地域評価編（道路に面する地域）」に基づき、各調査機関が調査地点を選定し、昼間（6:00～22:00）及び夜間（22:00～翌日の6:00）の時間帯について、JIS Z8731に定める方法により、原則として24時間連続（1日間のみ）で自動車騒音の測定を行い、 L_{eq} （等価騒音レベル）を算出しました。

(4) 調査地点

平成25年度における調査地点の総数は64地点で、そのうち国道の調査地点が29地点と全調査地点の45.3%となっています。

市町村別及び道路の種類別の内訳は表4-1のとおりです。

表4-1 市町村別及び道路の種類別の調査地点数

市町村名	調査時期	国 道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
福島市	10～11月	8	2	2	0	12
会津若松市	7、10月	3	3	0	0	6
郡山市	10～11月	6	0	3	4	13
いわき市	8～11月	5	6	0	0	11
白河市	10月	2	0	1	0	3
須賀川市	11月	1	1	0	1	3
二本松市	10月	0	0	3	0	3
田村市	10月	0	1	0	0	1
南相馬市	9月	2	2	3	1	8
柳津町	11月	0	1	0	0	1
会津美里町	8、10月	1	0	0	1	2
西郷村	9月	1	0	0	0	1
合 計		29	16	12	7	64

2 調査結果の概要

調査地点64地点中、要請限度を超過した地点は、昼間で2地点、夜間で5地点ありました。

なお、区域別、時間帯別、道路種類別の表は、それぞれ表4-2、4-3、4-4になります。

表4-2 区域区分別要請限度超過状況

地域の区分	調査地点数	全時間帯で要請限度以下	一部の時間帯で要請限度超過	全時間帯で要請限度超過
全 体	64地点	58地点 (90.6%)	5地点 (7.8%)	1地点 (1.6%)
a 区域	8地点	8地点 (100%)	0地点 (0%)	0地点 (0%)
b 区域	26地点	24地点 (92.3%)	2地点 (7.7%)	0地点 (0%)
c 区域	30地点	26地点 (86.7%)	3地点 (10.0%)	1地点 (3.3%)

表4-3 時間帯別の要請限度超過状況

区域の区分	調査地点数	時間帯別要請限度超過地点数	
		昼 間	夜 間
全 体	64地点	2地点 (3.1%)	5地点 (7.8%)
a 区域	8地点	0地点 (0%)	0地点 (0%)
b 区域	26地点	0地点 (0%)	2地点 (7.7%)
c 区域	30地点	2地点 (6.7%)	3地点 (10.0%)

表4-4 道路種類別の要請限度超過状況

	国 道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
調査地点数	29地点	15地点	13地点	7地点	64地点
要請限度を超過した地点	6地点 (20.7%)	0地点 (0%)	0地点 (0%)	0地点 (0%)	6地点 (9.4%)

参 考〔騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度〕

指定地域内の自動車騒音の要請限度は、騒音規制法に基づき定められており、この限度を超過している場合は、市町村長は関係機関（道路管理者又は公安委員会）に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べることができることとなっています。

表 自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

	時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
		午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌日の午前 6 時
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0	6 5
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0

(注) 1 車線とは、1 縦列の自動車（2 輪を除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。

2 区域は騒音規制法第 3 条に基づき指定された地域とします。

3 「a 区域」：用途地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及びそれに相当する地域

「b 区域」：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域

「c 区域」：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域

4 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、表の規定にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとなっています。

5 幹線交通を担う道路とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいいます。

別表 平成25年度自動車騒音実態調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	道路名	道路種別	車線数	道路端からの距離(m)	騒音規制法	要請限度区分	要請限度(dB)		環境基準類型	環境基準(dB)		測定結果(dB)	
										昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
1	福島市	松浪町	10	国道4号	国	5	3.3	3種	c	75	70	C	70	65	72	70
2		鳥谷野字宮畑	10	国道4号	国	4	3.0	4種	c	75	70	C	70	65	72	72
3		天神町	11	国道13号	国	4	4.0	3種	c	75	70	C	70	65	66	62
4		泉字前田	10	国道13号(西道路)	国	4	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	66	59
5		南中央二丁目	10	国道13号(西道路)	国	4	3.5	3種	c	75	70	C	70	65	66	60
6		渡利字中江町	10	国道114号	国	4	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	61
7		館の前	10	国道115号	国	4	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	65	60
8		方木田字中屋敷	10	国道115号	国	4	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	66	60
9		笹谷字清水	10	福島飯坂線	主	2	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	66	60
10		野田町一丁目	10	福島吾妻裏磐梯線	主	2	1.5	2種	b	75	70	B	70	65	65	59
11		鎌田字門丈檀	10	飯坂保原線	県	4	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	61
12		大森字埸	10	南福島停車場線	県	4	3.5	3種	c	75	70	C	70	65	65	59
13	会津若松市	一箕町亀賀字郷之原	7	国道49号	国	4	5.0	3種	c	75	70	C	70	65	69	65
14		一箕町亀賀字村前	7	国道118号	国	4	4.5	4種	c	75	70	C	70	65	66	61
15		館馬町	10	国道401号	国	4	5.5	2種	b	75	70	B	70	65	65	58
16		花春町	7	会津若松裏磐梯線	主	4	11.0	3種	c	75	70	C	70	65	67	60
17		河東町南高野	10	会津坂下河東線	主	2	6.2	2種	a	75	70	A	70	65	66	65
18		河東町広田	10	北山会津若松線	主	2	1.5	2種	a	75	70	A	70	65	71	62
19	郡山市	富田町天神林	11	国道4号	国	6	7.2	2種	b	75	70	B	70	65	58	56
20		日和田町西中島	11	国道4号	国	5	4.2	4種	c	75	70	C	70	65	75	72
21		富久山町久保田字大原	11	国道4号	国	3	2.2	2種	b	75	70	B	70	65	75	71
22		田村町岩作	11	国道49号	国	2	5.3	3種	a	75	70	A	70	65	70	66
23		下亀田	11	国道49号	国	4	2.4	3種	c	75	70	C	70	65	71	67
24		喜久田町菖蒲池	11	国道49号	国	4	2.5	3種	c	75	70	C	70	65	76	70
25		豊田町	11	郡山湖南線	県	2	2.7	2種	b	75	70	B	70	65	67	57
26		富田町乙路後	10	荒井郡山線	県	2	3.7	2種	b	75	70	B	70	65	68	61
27		笹川1丁目	11	須賀川二本松線	県	2	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	70	67
28		並木1丁目	11	若葉桑野線	市	4	3.9	3種	c	75	70	C	70	65	68	61
29		小原田2丁目	11	日出山久保田線	市	4	3.8	2種	b	75	70	B	70	65	67	64
30		横塚2丁目	11	赤沼方八町線	市	4	4.5	4種	c	75	70	C	70	65	69	62
31		大槻町御前南	11	前林御前線	市	4	4.3	2種	b	75	70	B	70	65	68	61
32	いわき市	常磐松久須根町宮ノ作	11	国道6号(常磐バイパス)	国	4	4.5	3種	b	75	70	B	70	65	75	71
33		平中神谷字瀬戸	8	国道6号	国	4	1.5	3種	c	75	70	C	70	65	72	67
34		大久町小久字連郷	8	国道6号(久ノ浜バイパス)	国	2	4.0	3種	b	75	70	B	70	65	67	58
35		内郷御厩町2丁目	10	国道49号	国	4	6.0	2種	b	75	70	B	70	65	56	49
36		小川町上小川字伊吾内	9	国道399号	国	2	1.1	2種	b	75	70	B	70	65	61	52
37		錦町鬼越下	11	日立いわき線	主	2	5.0	2種	b	75	70	B	70	65	69	60
38		金山町朝日台	11	いわき上三坂小野線	主	2	3.7	2種	b	75	70	B	70	65	63	59
39		鹿島町船戸字五反田	8	小名浜平線	主	4	4.4	3種	c	75	70	C	70	65	67	61
40		郷ヶ丘2丁目	10	小名浜平線	主	4	5.5	2種	b	75	70	B	70	65	60	52
41		小名浜下神白林崎	11	小名浜小野線	主	4	4.0	2種	a	75	70	A	70	65	61	53
42		小名浜相子島字道下	8	小名浜小野線	主	4	4.5	3種	b	75	70	B	70	65	64	56
43	白河市	立石	10	国道4号	国	4	2.2	3種	c	75	70	C	70	65	76	75
44		鬼越	10	国道289号	国	2	3.6	1種	a	75	70	A	70	65	69	64
45		中田	10	南湖公園線	県	2	3.0	2種	b	75	70	B	70	65	67	60
46	須賀川市	台	11	国道4号	国	4	2.9	3種	c	75	70	C	70	65	73	74
47		大袋町	11	中野須賀川線	主	4	5.0	4種	c	75	70	C	70	65	66	58
48		影沼町	11	影沼町横山町線	市	4	2.1	4種	c	75	70	C	70	65	66	60

別表 平成25年度自動車騒音実態調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	道路名	道路種別	車線数	道路端からの距離(m)	騒音規制法	要請限度区分	要請限度(dB)		環境基準類型	環境基準(dB)		測定結果(dB)	
										昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
49	二本松市	若宮二丁目	10	須賀川二本松線	県	2	1.8	3種	c	75	70	C	70	65	68	62
50		金色久保	10	二本松安達線	県	2	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	62	55
51		表一丁目	10	安達太良山線	県	2	2.5	1種	a	75	70	A	70	65	64	53
52	田村市	大越町上大越	10	船引大越小野線	主	2	2.0	3種	c	75	70	-	-	-	66	61
53	南相馬市	鹿島区鹿島字中町	9	国道6号	国	2	5.4	3種	c	75	70	C	70	65	69	59
54		鹿島区鹿島字町	9	浪江鹿島線	県	2	1.6	2種	b	75	70	B	70	65	62	54
55		原町区仲町二丁目	9	原町高倉線	市	2	4.0	1種	a	70	65	A	60	55	62	50
56		原町区高見町一丁目	9	下渋佐南新田線	県	2	2.2	4種	c	75	70	C	70	65	62	55
57		原町区南町二丁目	9	浪江鹿島線	県	2	1.4	3種	c	75	70	C	70	65	63	54
58		原町区桜井町一丁目	9	原町川俣線	主	2	4.6	3種	c	75	70	C	70	65	64	57
59		原町区栄町一丁目	9	原町海老相馬線	主	2	1.6	3種	c	75	70	C	70	65	64	56
60		原町区日の出町	9	国道6号	国	2	5.1	3種	c	75	70	C	70	65	65	58
61	柳津町	大字砂子原字居平	11	柳津昭和線	主	2	1.0	2種	c	75	70	-	-	-	62	51
62	会津美里町	字外川原甲	8	町道2008号線	町	2	-	2種	a	70	65	-	-	-	64	54
63		字宮里	10	国道401号	国	2	-	4種	c	75	70	-	-	-	63	54
64	西郷村	大字小田倉字小田倉原	9	国道4号	国	4	3.0	3種	c	75	70	C	70	65	65	64

(注) 測定結果で、網掛けは要請限度超過を、**太字斜体**は環境基準非達成を表します。

道路種別 国：国道 主：主要地方道 県：県道 市、町：市町村道を表します。

昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～翌日の午前6時を指します。

環境基準類型指定がなされている地域では、あわせて環境基準値を表示しました。

(福島県では、いわき市を除いて環境基準の類型区分と要請限度の区域区分を同一に指定しています。)

平成 2 5 年度
公害苦情調査の結果

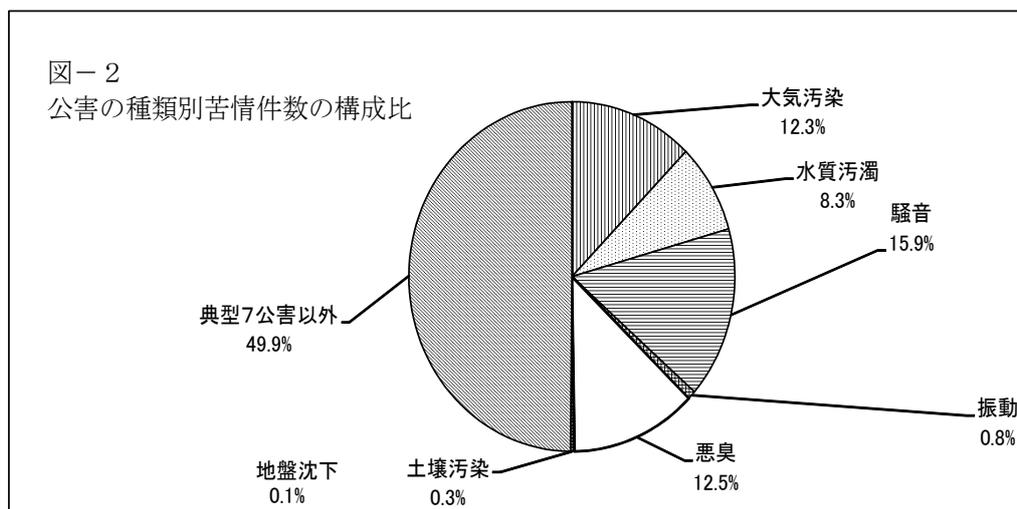
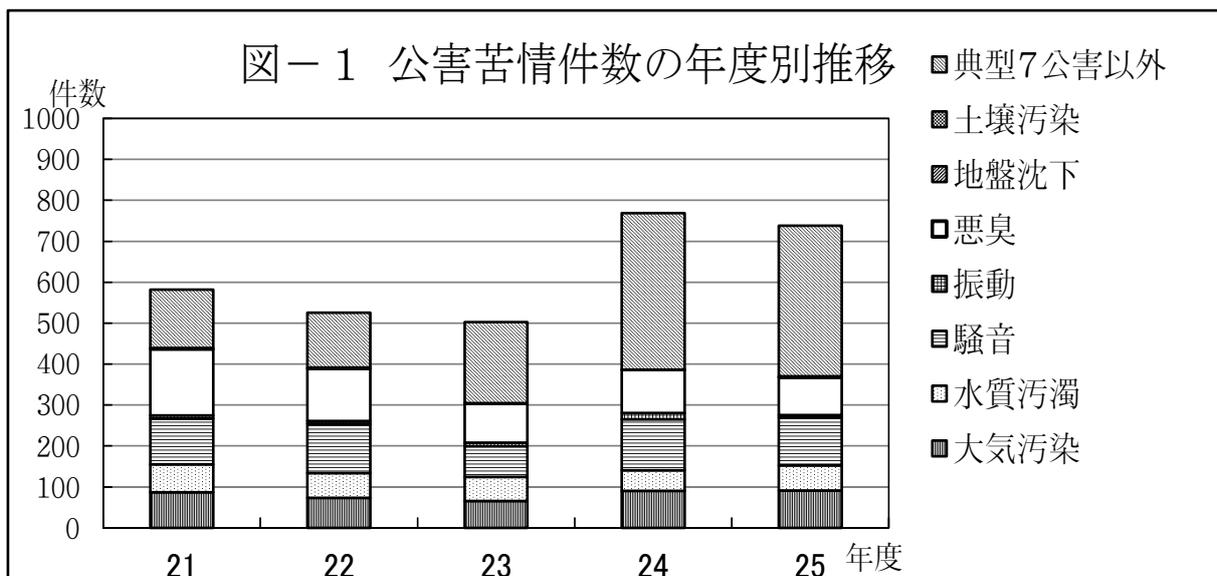
平成 2 6 年 1 0 月
福 島 県

この調査結果は、平成25年度に県及び市町村の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の件数や処理状況等を取りまとめたものです。

1 公害苦情の概況

平成25年度に県及び市町村が新たに受理した公害苦情総件数は738件（前年度769件）でした。

「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」のいわゆる典型7公害の苦情件数は370件（前年度386件）で公害苦情総件数の50.1%（同50.2%）を占めています。典型7公害以外の苦情件数は368件（同383件）で公害苦情総件数の49.9%（同49.8%）でした。（図-1、2、3、表-1）



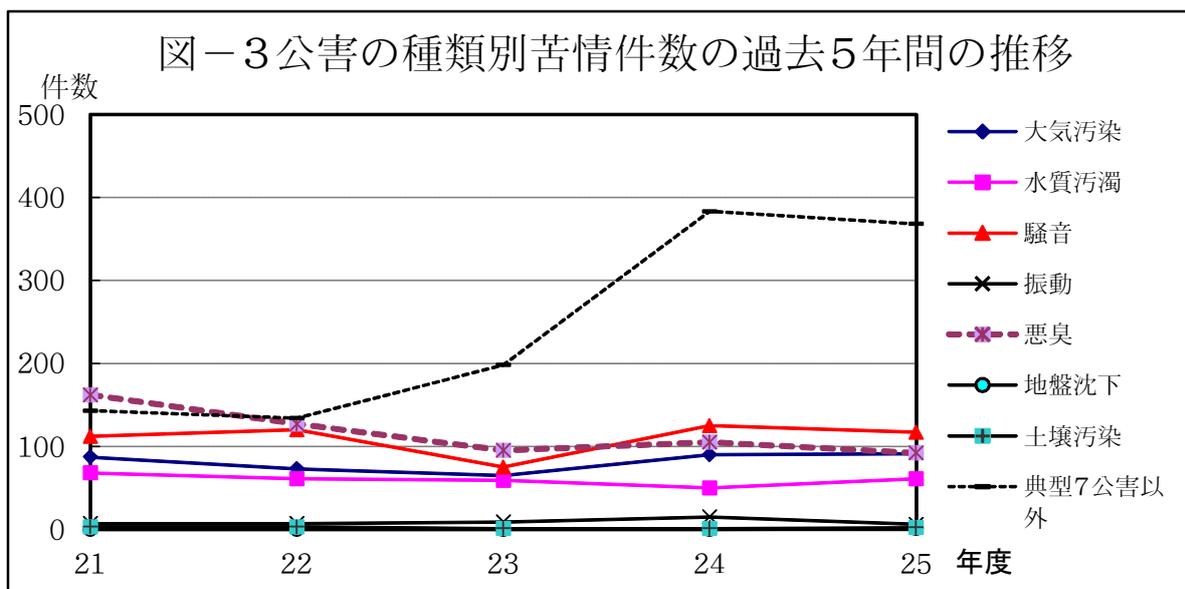


表-1 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類	年度	典型7公害							典型7公害以外			合計	前年比 (%)	
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	小計	廃棄物投棄	その他			小計
苦情件数	21	87	69	112	7	163	0	3	441	25	116	141	582	△5.1
	22	73	61	120	7	127	0	3	391	14	120	134	525	△9.8
	23	65	59	75	9	95	0	1	304	6	192	198	502	△4.4
	24	90	50	125	15	105	0	1	386	70	313	383	769	53.2
	25	91	61	117	6	92	1	2	370	127	241	368	738	△4.0
構成比	21	14.9	11.9	19.2	1.2	28.0	0.0	0.5	75.8	4.3	19.9	24.2	100	
	22	13.9	11.6	22.9	1.3	24.2	0.0	0.6	74.5	2.6	22.9	25.5	100	
	23	12.9	11.8	14.9	1.8	18.9	0.0	0.2	60.6	1.2	38.2	39.4	100	
	24	11.7	6.5	16.3	2.0	13.7	0.0	0.1	50.2	9.1	40.7	49.8	100	
	25	12.3	8.3	15.9	0.8	12.5	0.1	0.2	50.1	17.2	32.7	49.9	100	

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

2 公害の種類別苦情件数

(1) 典型7公害の種類別苦情件数

典型7公害の種類別の苦情件数は、「騒音」が117件（公害苦情総件数の15.9%）で最も多く、次いで「悪臭」が92件（同12.5%）、「大気汚染」が91件（同12.3%）、「水質汚濁」が61件（同8.3%）、「振動」が6件（同0.8%）、「土壌汚染」が2件（同0.2%）、地盤沈下が1件（同0.1%）でした。（表-1）

(2) 典型7公害以外の種類別苦情件数

典型7公害以外の苦情件数を種類別に見ると、「廃棄物投棄」が127件（公害苦情総件数の17.2%）、「その他」が241件（同32.7%）となっています。

「その他」の苦情内容は、雑草等の繁茂や害虫の発生に関する苦情などです。

3 公害の発生源別苦情件数

(1) 典型7公害の発生源別苦情件数

典型7公害の苦情件数を発生源別に見ると、「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの以外では、「建設業」に関するものが74件と最も多く、次いで「製造業」に関するものが68件、「飲食店・宿泊業」に関するものが25件などとなっています。（表-2）

ア 「大気汚染」の発生源別苦情件数は、「建設業」に関するものが25件で最も多く、次いで「製造業」に関するものが10件などとなっています。

イ 「水質汚濁」の発生源別苦情件数は、「製造業」に関するものが19件で最も多く、次いで「飲食店・宿泊業」に関するものが5件などとなっています。

ウ 「騒音」の発生源別苦情件数は、「建設業」に関するものが36件で最も多く、次いで「製造業」が20件などとなっています。

エ 「悪臭」の発生源別苦情件数は、「製造業」に関するものが18件と最も多く、次いで「農業」に関するものが11件などとなっています。

(2) 典型7公害以外の発生源別苦情件数

典型7公害以外の公害に関する苦情を発生源別に見ると、「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの以外では、「建設業」、「サービス業」に関するものが5件、次いで「飲食店・宿泊業」に関するものが4件などとなっています。

表－2 公害の発生源別苦情件数

発生源	典型7公害								典型7 公害以 外	合計	構成比
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計			
農 業	2	3	0	1	0	0	11	17	0	17	2.3%
林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
漁 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
鉱 業	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2	0.3%
建設業	25	4	0	36	4	0	5	74	5	79	10.7%
製造業	10	19	0	20	1	0	18	68	1	69	9.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	2	0	0	0	2	1	3	0.4%
情報通信業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0.1%
運輸業	7	4	0	0	0	0	0	11	0	11	1.5%
卸売・小売業	1	0	0	2	0	0	5	8	1	9	1.2%
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
不動産業	0	1	0	3	0	0	1	5	1	6	0.8%
飲食店・宿泊業	2	5	1	12	0	0	5	25	4	29	3.9%
医療・福祉	0	1	0	2	0	0	0	3	0	3	0.4%
教育・学習支援業	0	0	0	2	0	0	0	2	3	5	0.7%
複合サービス事業	1	0	0	1	0	0	1	3	1	4	0.5%
サービス業	0	3	0	10	0	0	4	17	5	22	3.0%
公 務	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.3%
分類不能の産業	0	1	0	3	0	0	0	4	1	5	0.7%
発生源が「個人」、「不明」	43	20	1	20	1	1	42	128	343	471	63.8%
合 計	91	61	2	117	6	1	92	370	368	738	100.0%

※ 構成比については端数処理の関係で合計と内訳が一致していません。

4 公害苦情の被害の種類別件数

典型7公害の被害の種類別苦情件数は、「煙い、きたない、うるさい、臭い」といった「感覚的・心理的被害」が316件(典型7公害の苦情件数の85.4%)と大半を占めています(表-3)。

表-3 典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比

年度		種類	健康被害	財産被害	動・植物被害	感覚的・心理的被害	その他	典型7公害の苦情件数
苦情件数	21年度		24	9	1	386	21	441
	22年度		23	7	2	342	17	391
	23年度		17	10	4	250	23	304
	24年度		23	3	6	323	31	386
	25年度		6	6	4	316	38	370
構成比(%)	21年度		5.4	2.0	0.2	87.5	4.8	100.0
	22年度		5.9	1.8	0.5	87.5	4.3	100.0
	23年度		5.6	3.3	1.3	82.2	7.6	100.0
	24年度		6.0	0.8	1.6	83.7	8.0	100.0
	25年度		1.6	1.6	1.1	85.4	10.3	100.0

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

5 地区別公害苦情件数

地方振興局別の公害苦情件数は、県中地方が353件(公害苦情総件数の47.8%)と最も多く、次いで、相双地方の162件(同22.0%)、いわき地方の119件(同16.1%)の順となっています。(表-4)

表-4 地区別公害苦情件数の推移及び構成比

地区年度	件数								構成比(%)							
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
21	45	188	31	66	6	108	138	582	7.7	32.3	5.3	11.3	1.0	18.6	23.7	100
22	32	208	20	64	2	95	104	525	6.1	39.6	3.8	12.2	0.4	18.1	19.8	100
23	49	235	10	44	3	83	78	502	9.8	46.8	2.0	8.8	0.6	16.5	15.5	100
24	70	301	18	45	4	228	103	769	9.1	39.1	2.3	5.9	0.5	29.6	13.4	100
25	44	353	16	44	0	162	119	738	6.0	47.8	2.2	6.0	0.0	22.0	16.1	100

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

6 市町村別公害苦情件数

市町村別の公害苦情件数は、須賀川市が174件（公害苦情総件数の23.6%）と最も多く、次いで、郡山市の172件（同23.3%）、南相馬市の123件（同16.7%）の順となっています。（表－5）

表－5 市町村別公害苦情件数（平成25年度）

	市町村名	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	7公害以外	合計
県北	福島市	3	12		12	1		6		(0) 34
	二本松市									(0) 0
	伊達市		2		2			2	4	(0) 10
	本宮市									(0) 0
	桑折町									(0) 0
	国見町									(0) 0
	川俣町									(0) 0
	飯野町									(0) 0
	大玉村									(0) 0
	小計	(0) 3	(0) 14	(0) 0	(0) 14	(0) 1	(0) 0	(0) 8	(0) 4	(0) 44
県中	郡山市	25	4		30	1		13	99	(0) 172
	須賀川市	9	4		10	1	1	7	142	(0) 174
	田鏡町				2			1		(0) 3
	石川町									(0) 0
	天栄村									(0) 0
	玉川村									(0) 0
	平田村									(0) 0
	浅川町									(0) 0
	古殿町		3		1					(0) 4
	三春町									(0) 0
小野町									(0) 0	
小計	(0) 34	(0) 11	(0) 0	(0) 43	(0) 2	(0) 1	(0) 21	(0) 241	(0) 353	
県南	白河市		2	2	4			(1) 3		(1) 11
	西郷村									(0) 0
	泉崎村									(0) 0
	中島村									(0) 0
	矢吹町		1		(1) 1			(1) 1		(2) 3
	棚倉町							(2) 2		(2) 2
	矢祭町									(0) 0
	塙町									(0) 0
鮫川村									(0) 0	
小計	(0) 0	(0) 3	(0) 2	(1) 5	(0) 0	(0) 0	(4) 6	(0) 0	(5) 16	
会津	会津若松市	(2) 11	(1) 7		11			7	4	(3) 40
	喜多方市									(0) 0
	北塩原村	(1) 1								(1) 1
	西会津町									(0) 0
	磐梯町	(1) 1								(1) 1
	猪苗代町	(1) 1								(1) 1
	会津坂下町									(0) 0
	湯川村									(0) 0
	柳津町									(0) 0
	三島町									(0) 0
金山町									(0) 0	
昭和村									(0) 0	
会津美里町		(1) 1							(1) 1	
小計	(3) 12	(4) 10	(0) 0	(0) 11	(0) 0	(0) 0	(0) 7	(0) 4	(7) 44	
南会津	下郷町									(0) 0
	檜枝岐村									(0) 0
	只見町									(0) 0
	南会津町									(0) 0
小計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
相馬	相馬市	6	1		4	1		11	14	(0) 37
	南相馬市	4	(3) 3		9			3	104	(3) 123
	広野町									(0) 0
	楢葉町									(0) 0
	富岡町									(0) 0
	川内村									(0) 0
	大熊町									(0) 0
	双葉町	(1) 1								(1) 1
	浪江町									(0) 0
	葛尾村									(0) 0
新地町									(0) 0	
飯館村	(1) 1								(1) 1	
小計	(0) 10	(5) 6	(0) 0	(0) 13	(0) 1	(0) 0	(0) 14	(0) 118	(5) 162	
いわき市	32	17		31	2		36	1	(0) 119	
計	(3) 91	(9) 61	(0) 2	(1) 117	(0) 6	(0) 1	(4) 92	(0) 368	(17) 738	

※ ()内は県の各地方振興局で受け付けた件数です。(内数)

7 公害苦情処理係属件数

(1) 公害苦情処理係属件数

平成25年度に処理することとなった公害苦情処理係属件数（平成25年度に県又は市町村の公害担当機関が新たに受理した件数に、前年度からの繰越件数を加え、これから他の機関へ移送した分を差し引いた件数）は746件でした。（表-6）

そのうち、平成25年度中に公害苦情窓口で直接処理された苦情は606件で、その処理率は81.2%となっています。

(2) 公害苦情長期未解決件数

平成25年度末現在、受理後3年以上経過（平成23年3月31日以前に受理）しても未解決となっている、長期未解決件数は8件となっています。その内訳は、騒音が5件（低周波騒音1件含む。）、悪臭が3件です。

表-6 公害苦情処理係属件数の推移

区分 年度	公害苦情 処理係属 件数 (A) (B)+(C)-(E)	受 理 件 数		処 理 件 数				処理率 (D)÷(A) ×100 (%)
		新規受理 件数 (B)	前年度 から繰越 (C)	直接処理 (D)	他へ移送 (E)	翌年度へ 繰越 (F)	その他 (G)	
21	622	582	51	566	11	40	16	91.0
22	554	525	37	497	8	36	21	89.7
23	535	502	44	483	11	34	18	90.3
24	793	769	34	744	10	27	22	93.8
25	746	738	19	606	11	22	118	81.2

※1 (G)欄の「その他」の主なものは、「原因又は加害行為をした者が不明のとき」などです。

※2 前年度の(F)欄の「翌年度へ繰越」と翌年度の(C)欄の「前年度から繰越」の件数の差は、繰越で処理していたが、苦情が全く発生しないため既に解決したこととして取り扱ったものなどです。

平成25年度

化学物質の排出量・移動量の
集計結果

平成26年10月

福島県

この結果は、県内における化学物質の環境への排出量等を把握するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項に基づき県を經由して国に届け出られた第一種指定化学物質(462物質)の排出量等を、国が集計・公表し、県に通知されたものについて、本県分排出量等を集計し、同法第8条第5項に基づき公表するものです。

※集計結果の留意点

- ・表中の物質番号は「新物質番号(旧物質番号)」と表示しています(物質番号は平成20年1月より変更)。
- ・排出量、移動量は小数点第1位を四捨五入して(t)単位で表示しています。
- ・端数処理のため、見かけの合計値等と表記が合わない場合があります。

1 対象年度等

対象年度 平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

届出期間 平成25年4月1日～平成25年7月1日(通常は6月30日までですが、日曜日だったため、次の月曜日の7月1日までとなっております。)

2 結果

(1) 届出状況

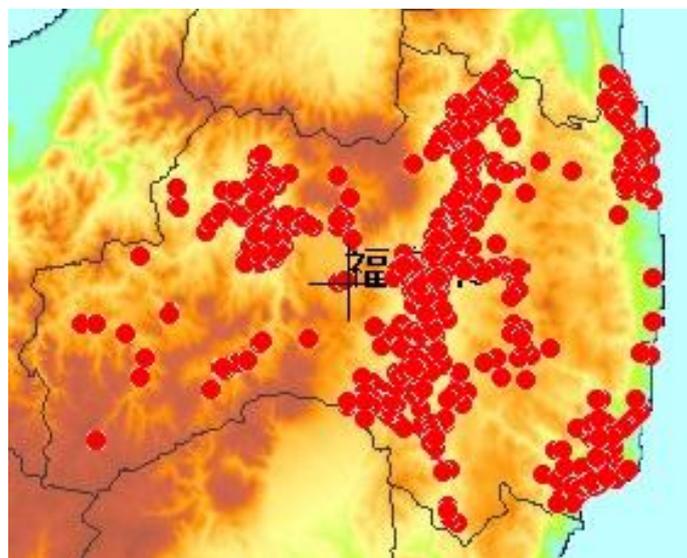
届出のあった事業所は県内で923事業所でした。これは、全国の届出事業所(36,504事業所)の2.5%(全国第14位)でした(表-1、図-1)。

業種別にみると燃料小売業が429事業所(県内の届出事業所の46.5%)で最も多く、次いで製造業の352事業所(県内の届出事業所の38.1%)の順でした。製造業のうち最も多かったのは、化学工業の54事業所(県内の届出事業所の5.9%)で、次いで電気機械器具製造業の47事業所(県内の届出事業所の5.1%)でした。

届出のあった化学物質は、第一種指定化学物質462物質のうち235物質でした。

表-1 福島県内における業種別届出事業所数

業種名	事業所数	割合(%)	業種名	事業所数	割合(%)
金属鉱業	0	0	鉄道車両・同部分品製造業	0	0
原油・天然ガス鉱業	0	0	船舶製造・修理業、船用機関製造業	1	0.1
製造業	352	38.1	精密機械器具製造業	17	1.8
内訳			医療用機械器具・医療用品製造業	4	0.4
食料品製造業	4	0.4	武器製造業	1	0.1
飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	その他の製造業	0	0
酒類製造業	0	0	電気業	9	1
たばこ製造業	2	0.2	ガス業	0	0
繊維工業	0	0	熱供給業	1	0.1
衣服・その他の繊維製品製造業	2	0.2	下水道業	40	4.3
木材・木製品製造業(家具を除く)	6	0.7	鉄道業	2	0.2
家具・装備品製造業	8	0.9	倉庫業	2	0.2
パルプ・紙・紙加工品製造業	11	1.2	石油卸売業	19	2.1
出版・印刷・同関連産業	7	0.8	鉄スクラップ卸売業	0	0
化学工業	54	5.9	自動車卸売業	0	0
塩製造業	0	0	燃料小売業	429	46.5
医薬品製造業	7	0.8	洗濯業	1	0.1
農薬製造業	4	0.4	写真業	0	0
石油製品・石炭製品製造業	14	1.5	自動車整備業	0	0
プラスチック製品製造業	21	2.3	機械修理業	1	0.1
ゴム製品製造業	18	2	商品検査業	0	0
なめし革・同製品・毛皮製造業	3	0.3	計量証明業	2	0.2
窯業・土石製品製造業	22	2.4	一般廃棄物処理業	47	5.1
鉄鋼業	6	0.7	産業廃棄物処分業	11	1.2
非鉄金属製造業	21	2.3	特別管理産業廃棄物処分業	0	0
金属製品製造業	28	3	医療業	2	0.2
一般機械器具製造業	16	1.7	高等教育機関	1	0.1
電気機械器具製造業	47	5.1	自然科学研究所	4	0.4
電子応用装置製造業	0	0			
電気計測器製造業	1	0.1	合計	923	100
輸送用機械器具製造業	27	2.9			



(環境省のホームページから引用)

図-1 福島県内の届出事業所の分布状況(923 事業所)

(2) 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量の合計は 3,796t でした。これは、全国の排出量(162,239t)の

2.3%でした。環境への排出量の大部分は大気への排出(届出排出量の91.9%)で、次いで公共用水域への排出(8.1%)でした(表-2)。

事業者から届出のあった移動量の合計は4,380tでした。これは、全国の移動量(219,128t)の2.0%でした。移動量の大部分は事業所外への廃棄物としての移動であり(移動量全体のほぼ100%)、全国の状況と同じ傾向でした。

届出排出量・移動量の合計は8,176tでした。これは、全国の届出排出量・移動量(381,368t)の2.1%でした。

表-2 届出排出量・移動量の内訳等

	環境への排出量 (t)					移動量 (t)			排出・移動量計 (t)
	排出量計	大気	公共用水域	土壌	埋立	移動量計	事業所外(廃棄物)	下水道	
福島県	3,796 <2.3>	3,489 (91.9)	307 (8.1)	0 (0.0)	1 (0.0)	4,380 <2.0>	4,380 (100.0)	0 (0.0)	8,176 <2.1>
全国順位	19位	18位	10位	24位	12位	18位	18位	45位	19位
全国	162,239 (100.0)	147,000 (90.6)	7,720 (4.8)	2 (0.0)	7,517 (4.6)	219,128 (100.0)	217,761 (99.4)	1,368 (0.6)	381,368

(注) ア 排出量等の下段の()の数値はそれぞれ排出量計、移動量計に対する割合(%)

イ 福島県の排出量計、移動量計、排出・移動量計の下段の< >の数値は全国合計に対する割合

(3) 届出排出量・移動量の多い物質

県内で届出排出量・移動量の多い上位5物質の届出排出量・移動量の合計は5,590tであり、県全体の届出排出量・移動量の合計8,176tの68.4%でした(表-3)。

全国で届出排出量・移動量の多い物質は、トルエン(92,625t)、マンガン及びその化合物(51,491t)、キシレン(37,885t)、ジクロロメタン(塩化メチレン)(18,568t)、エチルベンゼン(17,591t)の順でした。

届出の対象物質となっている第一種指定化学物質462物質のうち、届出がなされた物質は235物質(全国では436物質)あり、都道府県別にみると本県は、兵庫県の259物質、山口県の254物質、茨城県の237物質に次いで4番目に多くの種類の物質の届出がありました。

表-3 届出排出量・移動量の多い上位5物質(物質番号の()内は旧物質番号)

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)	移動量(t)	排出量・移動量(t)
300 (227)	トルエン	合成原料、溶剤	1,731	1,308	3,039
186 (145)	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤	370	471	841
80 (63)	キシレン	合成原料、溶剤	640	194	834
412 (311)	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池	57	471	528
332 (252)	砒素及びその無機化合物	合成原料、半導体原料	3	344	348

(4) 届出排出量の多い物質

県内で届出排出量の多い上位5物質の届出排出量の合計は3,063tであり、県全体の届出排出量の合計3,796tの80.7%でした(表-4)。また、大気、公共用水域への排出量の多い上位5物質は表-5、表-6のとおりでした。

全国で届出排出量の多い物質は、トルエン(54,678t)、キシレン(30,144t)、エチルベンゼン(14,087t)、ジクロロメタン(塩化メチレン)(11,400t)、ノルマルーヘキサン(10,408t)の順でした。

表-4 届出排出量の多い上位5物質(物質番号の()内は旧物質番号)

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)	うち大気への排出量(t)
300 (227)	トルエン	合成原料、溶剤	1,731	1,731
80 (63)	キシレン	合成原料、溶剤	640	640
186 (145)	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤	370	369
53 (40)	エチルベンゼン	合成原料、溶剤	172	172
245 (181)	チオ尿素	医薬原料、農薬、樹脂加工等	150	0

表-5 大気への排出量の多い上位5物質(物質番号の()内は旧物質番号)

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)
300 (227)	トルエン	合成原料、溶剤	1,731
80 (63)	キシレン	合成原料、溶剤	640
186 (145)	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤	369
53 (40)	エチルベンゼン	合成原料、溶剤	172
392 (-)	ノルマルーヘキサン	食用油脂抽出溶剤、溶剤	121

表-6 公共用水域への排出量の多い上位5物質(物質番号の()内は旧物質番号)

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)
245 (181)	チオ尿素	医薬原料、農薬、樹脂加工等	150
412 (311)	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池	57
374 (283)	ふっ化水素及びその水溶性塩	合成原料、金属、ガラスの表面処理	45
405 (*)	ほう素化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料	32
1 (1)	亜鉛の水溶性化合物	金属表面処理、乾電池、殺菌剤	5

* 対象物質の変更あり。ほう素化合物は平成21年度まで(302)ほう素及びその化合物

(5) 届出移動量の多い物質

県内で届出移動量の多い上位5物質は次のとおりでした(表-7)。

また、その移動先のほとんどが事業所外への廃棄物としての移動でした。

届出移動量の多い上位5物質の届出移動量の合計は2,788tであり、県全体の届出移動量の合計4,380tの63.7%でした。

全国で届出移動量の多い物質は、マンガン及びその化合物(48,360t)、トルエン(37,947t)、クロム及び三価クロム化合物(15,391t)、塩化第二鉄(9,032t)、ふっ化水素及びその水溶性塩(9,032t)の順でした。

表-7 届出移動量の多い上位5物質(物質番号の()内は旧物質番号)

物質番号	物質名	主な用途	移動量(t)
300 (227)	トルエン	合成原料、溶剤	1,308
412 (311)	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池	471
186 (145)	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤	471
332 (252)	砒素及びその無機化合物	合成原料、半導体原料	344
80 (63)	キシレン	合成原料、溶剤	194

(6) 業種別の届出排出量・移動量

県内で届出排出量・移動量の多い上位5業種は次のとおりでした(表-8)。

全国で届出排出量・移動量の多い業種は、化学工業(104,327千t)、鉄鋼業(61,217t)、輸送用機械器具製造業(42,006t)、プラスチック製品製造業(30,132t)、金属製品製造業(23,893t)の順でした。

表-8 届出排出量・移動量の多い上位5業種

業種名	排出量・移動量(t)	排出量(t)	移動量(t)
化学工業	3,052	707	2,345
輸送用機械器具製造業	913	767	145
窯業・土石製品製造業	812	494	318
非鉄金属製造業	509	50	459
電気機械器具製造業	452	148	304

(7) 業種別の届出排出量

県内で届出排出量の多い上位5業種は次のとおりでした(表-9)。

全国で届出排出量の多い業種は、輸送用機械器具製造業(36,897t)、化学工業(20,361t)、プラスチック製品製造業(18,622t)、金属製品製造業(13,529t)、一般機械器具製造業(9,602トン)の順でした。

表-9 届出排出量の多い上位5業種

業種名	排出量(t)	移動量(t)
輸送用機械器具製造業	767	145
化学工業	707	2,345
窯業・土石製品製造業	494	318
プラスチック製品製造業	235	60
ゴム製品製造業	228	37

(8) 届出外排出量

経済産業省及び環境省では、対象事業者から届出のあった第一種指定化学物質の排出量以外の排出量(届出外排出量)について、次のとおり算出しています。

対象業種要件未満：対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

非対象業種：対象業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者からの排出量

家庭：家庭からの排出量

移動体：移動体(自動車、二輪車、特殊自動車、鉄道車両、船舶、航空機)からの排出量

経済産業省及び環境省が推計した福島県内における届出外排出量の合計は 4,508t で、全国の届出外排出量(243,578t)の 1.9%でした。

県内における届出外排出量の内訳は次のとおりでした(表-10)。

表-10 届出外排出量の内訳等

	届出外排出量 (t)					<再掲> 届出排出量 (t)	届出・届出外 排出量計 (t)
	届出外排出量計	対象業種 要件未満	非対象業 種	家庭	移動体		
福島県	4,508 < 1.9 >	911 (20.2)	1,194 (26.5)	1,161 (25.8)	1,242 (27.6)	3,796	8,304 < 2.0 >
全国順位	20位	16位	26位	15位	21位	19位	20位
全国	243,578 (100.0)	44,215 (18.2)	83,406 (34.2)	51,809 (21.3)	64,149 (26.3)	162,239	405,817

(注) ア 排出量等の下段の()の数値はそれぞれ排出量計に対する割合(%)

イ 福島県の届出外排出量計、届出・届出外排出量計の下段の< >の数値は全国合計に対する割合(%)

(9) 届出外排出量の多い物質

県内で届出外排出量の多い上位5物質は次のとおりでした(表-11)。

表-11 届出外排出量の多い上位5物質(()内は旧物質番号)

物質番号	物質名	主な用途	届出外排出量(t)
300 (227)	トルエン	合成原料、溶剤	817
407 (307)	ホリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	洗浄剤	667
80 (63)	キシレン	合成原料、溶剤	607
30 (24)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	界面活性剤	289
53 (40)	エチルベンゼン	合成原料、溶剤	286

(10) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量、届出外排出量の集計結果

人に対して発ガン性のある特定第一種指定化学物質の状況は、次のとおりでした（表－12）。

表－12 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量等（()内は旧物質番号）

単位:t

物質番号	物質名	主な用途	届出排出量	届出排出量 (大気)	届出外排出量	届出排出量・ 届出外排出量	届出移動量	合計
33 (26)	石綿	断熱材	0	0	0	0	0	0
56 (42)	エチレンオキシド	合成原料、殺菌剤	0	0	1	1	0	1
75 (60)	カドミウム及びその化合物	顔料、電池、合金	0	0	0	0	6	6
88 (69)	六価クロム化合物	メッキ、顔料、触媒	0	0	0	0	10	10
94 (77)	クロロエチレン(塩化ビニル)	合成樹脂原料	3	3	0	3	0	3
243 (179)	ダイオキシン類	非意図的生成物	5	2	1	6	41	47
305 (*)	鉛化合物	バッテリー、光学ガラス、顔料	1	1	2	3	82	85
309 (232)	ニッケル化合物	顔料、メッキ、電池	1	0	1	2	14	16
332 (252)	砒素及びその無機化合物	殺虫剤、半導体、木材防腐・防蟻剤	3	1	0	3	344	347
351 (268)	1,3-ブタジエン	合成樹脂原料、合成原料	0	0	34	34	0	34
385 (287)	2-ブロモプロパン	合成原料	0	0	0	0	0	0
394 (294)	ベリリウム及びその化合物	電子機器用バネ剤、X線管	0	0	0	0	0	0
397 (295)	ベンジリジジシ=トリクロリド	合成原料	0	0	0	0	0	0
400 (299)	ベンゼン	合成原料、ガソリン成分	19	19	155	174	1	175
411 (310)	ホルムアルデヒド	合成樹脂原料	7	7	128	135	48	183

(注)ダイオキシン類の単位はg-TEQ

* 対象物質の変更有り(平成21年度まで:(230)鉛及びその化合物、平成22年度から:(304)鉛、(305)鉛化合物に分割)

3 推移状況

(1) 排出量・移動量等の推移

県内における排出量・移動量等の推移状況は、次のとおりでした（表－13）。

届出排出量について平成24年度と届出が始まった平成13年度の結果を比較すると、大気への排出量は6,721t減少し、平成13年度の排出量の34.2%になります。これは、事業者による自主的な排出削減が進んだためと考えられます。

また、届出事業所数と届出排出量等の経年推移は、次のとおりでした（図－2）。

なお、届出外排出量については、推計方法の見直しがなされていることから、単純に比較はできません。

表－13 排出量・移動量等の推移

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H24/H13
届出事業所数	912	852	1,084	1,133	1,182	1,128	1,107	1,089	1,043	955	936	923	101.2%
届出排出量・移動量 (t)	20,276	16,233	18,416	17,660	16,290	16,496	16,249	14,083	12,559	10,901	8,826	8,176	40.3%
届出排出量 (t)	10,732	8,123	8,235	7,230	6,305	6,445	6,483	5,968	5,377	5,068	4,450	3,796	35.4%
一事業所当たり届出排出量 (届出排出量/届出事業所数) (t)	11.8	9.5	7.6	6.4	5.3	5.7	5.9	5.4	5.2	5.3	4.8	4.1	34.9%
届出排出量(大気へ)(t)	10,210	7,614	7,111	6,179	5,261	5,406	5,428	4,976	4,525	4,195	3,788	3,489	34.2%
届出排出量(公共用水域へ)(t)	521	508	1,122	1,050	1,042	1,037	1,049	988	853	868	661	307	58.9%
届出移動量 (t)	9,544	8,110	10,181	10,430	9,985	10,051	9,765	8,115	7,181	5,833	4,376	4,380	45.9%
届出外排出量 (t)	9,998	10,580	6,293	6,689	5,948	5,435	5,021	5,266	4,935	5,089	4,421	4,508	45.1%

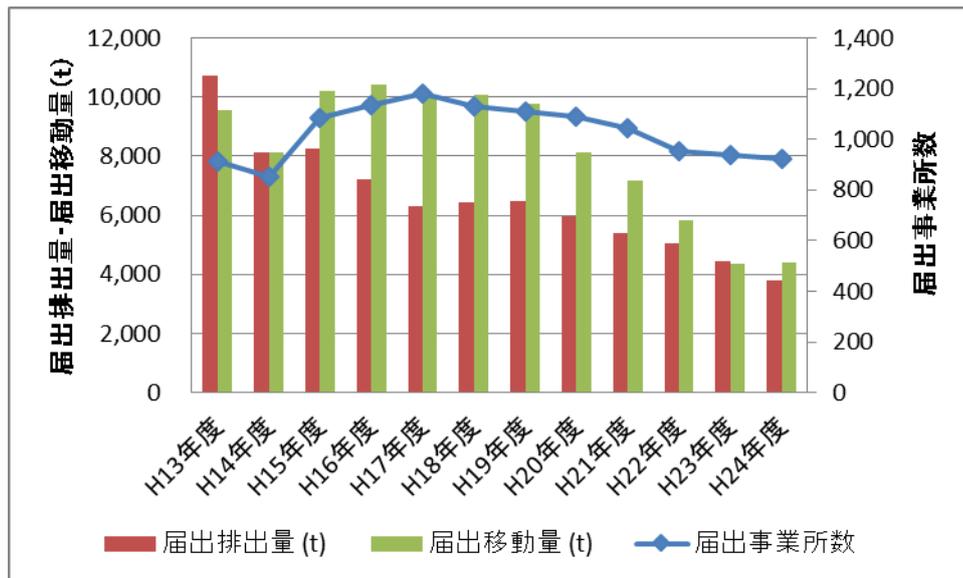


図-2 届出事業所数と届出排出量、届出移動量の経年推移

(2) 業種別届出排出量の経年推移

平成24年度の業種別届出排出量の上位3業種の経年推移は、次のとおりでした（表-14、図-3）。

届出が始まった平成13年度の結果と比較すると、いずれの業種も減少しました。

表-14 届出排出量の多い上位3業種の推移

H24 順位	業種名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H19年度 (t)	H20年度 (t)	H21年度 (t)	H22年度 (t)	H23年度 (t)	H24年度 (t)	H24/H13
1	輸送用機械器具製造業	1,212	1,127	1,198	1,136	732	772	814	772	727	848	767	767	63.3%
2	化学工業	1,896	1,319	1,218	1,059	971	1,054	974	821	734	900	577	707	37.3%
3	窯業・土石製品製造業	1,925	1,630	1,630	1,705	1,561	1,256	955	863	840	711	757	494	25.7%

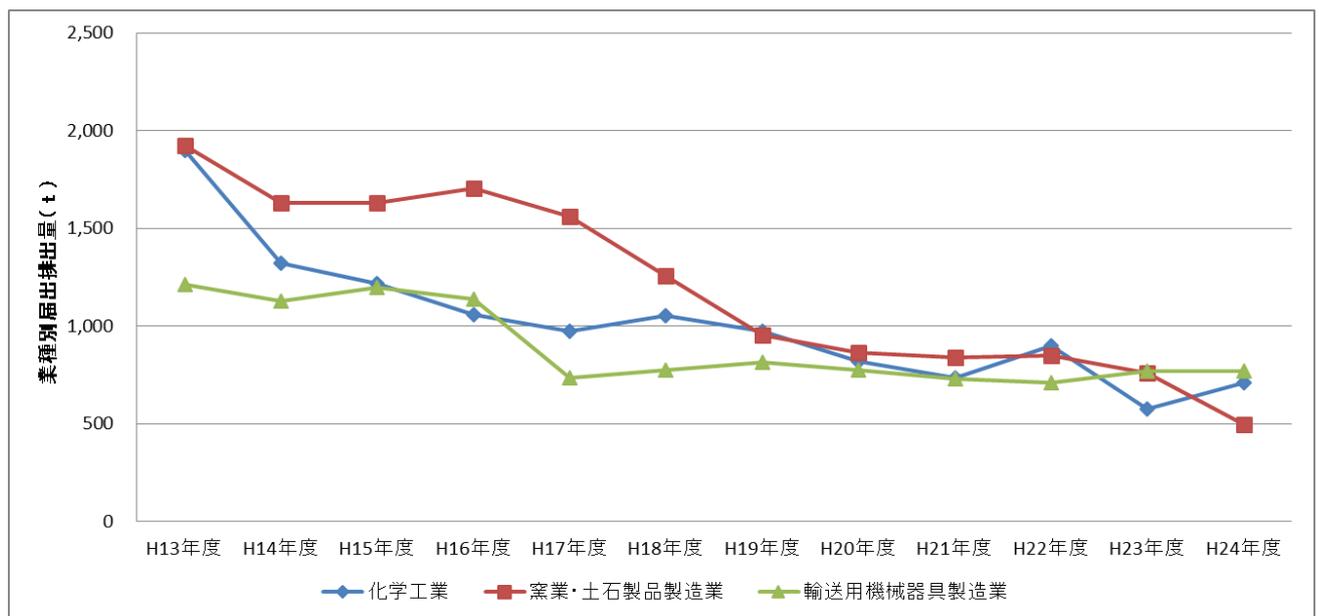


図-3 業種別届出排出量の上位3業種の経年推移

(3) 物質ごとの推移状況

ア 届出排出量(大気への排出)の多い上位5物質

平成24年度に大気への排出量が多い上位5物質の経年推移は、次のとおりでした(表-15、図-4)。

届出が始まった平成13年度の結果と比較すると、1物質の排出量が増加し、3物質が減少しました。なお、ノルマル-ヘキサンについては、対象物質となった平成22年度と比較すると、排出量は減少しました。

表-15 届出排出量(大気への排出量)の多い上位5物質の推移()内は旧物質番号)

H24 順位	物質名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H19年度 (t)	H20年度 (t)	H21年度 (t)	H22年度 (t)	H23年度 (t)	H24年度 (t)	H24/H13
1	300 (227) トルエン	5,463	4,145	3,966	3,080	2,434	2,672	2,799	2,684	2,443	1,853	1,783	1,731	31.7%
2	80 (63) キシレン	953	838	918	1,034	946	973	817	718	695	743	721	640	67.2%
3	186 (145) ジクロロメタン (塩化メチレン)	1,542	1,083	1,010	817	706	718	894	791	626	592	444	369	23.9%
4	53 (40) エチルベンゼン	87	114	146	180	189	185	187	149	176	199	192	172	197.7%
5	392(-)ノルマル-ヘキサン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	134	144	121	90.3%

※ ノルマル-ヘキサンは平成22年度より対象物質であり、比較はH24/H22としている。

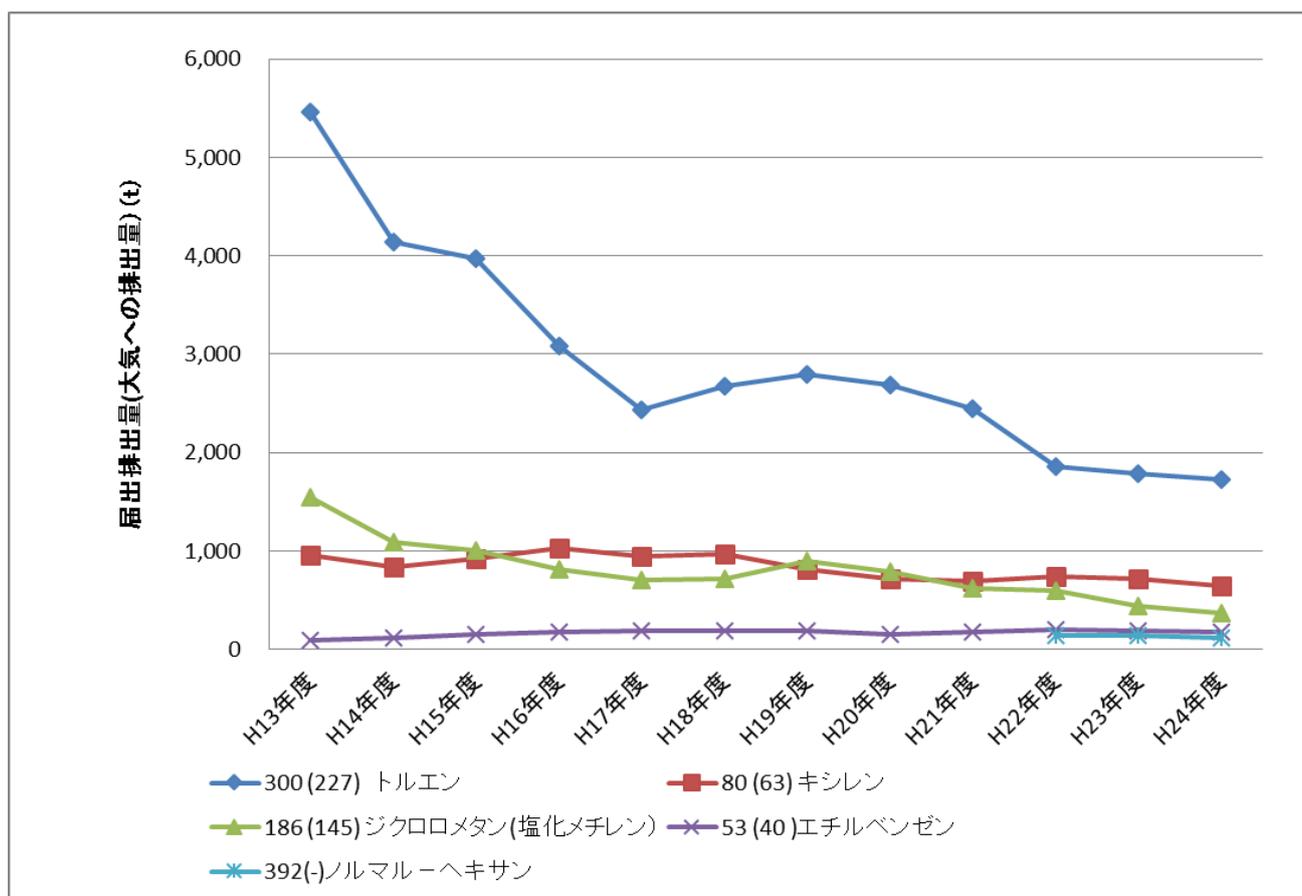


図-4 届出排出量(大気への排出)の多い上位5物質の経年推移

イ 届出排出量(公共用水域への排出)の多い上位5物質

平成24年度に公共用水域への排出量が多い上位5物質の経年推移は、次のとおりでした(表-16、図-5)。

届出が始まった平成13年度の結果と比較すると、1物質の排出量が増加し、3物質が減少しました。

表-16 届出排出量(公共用水域への排出)の多い上位5物質の推移(()内は旧物質番号)

H24 順位	物質名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H19年度 (t)	H20年度 (t)	H21年度 (t)	H22年度 (t)	H23年度 (t)	H24年度 (t)	H24/H13
1	245 (181) チオ尿素	110	170	220	170	140	140	150	95	94	150	49	150	136.4%
2	412 (311) マンガン及びその化合物	243	174	174	123	135	174	156	170	74	74	54	57	23.5%
4	374 (283) ふっ化水素及びその水溶性塩	45	55	187	191	192	198	210	199	212	179	152	45	100.0%
3	405 (*) ほう素化合物	38	40	479	486	495	451	456	451	438	424	377	32	84.2%
5	1 (1) 亜鉛の水溶性化合物	12	13	12	14	16	28	28	24	13	13	10	5	41.7%

* 対象物質の変更有り(平成21年度まで:(304)ほう素及びその化合物、平成22年度から:(405)ほう素化合物)

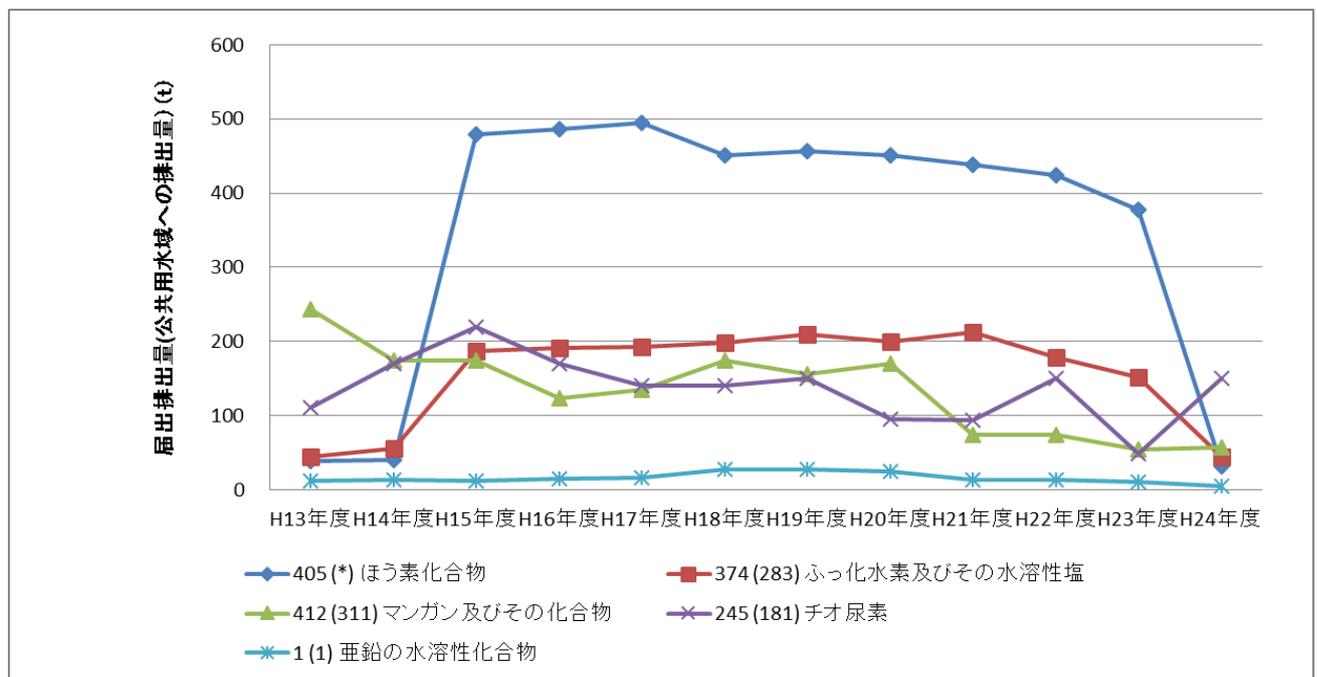


図-5 届出排出量(公共用水域への排出)の多い上位5物質の経年推移

ウ 届出移動量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質

平成24年度に廃棄物としての事業所外への移動量が多い上位5物質の経年推移は、次のとおりでした(表-17、図-6)。

届出が始まった平成13年度の結果と比較すると1物質の移動量が増加し、4物質の移動量が減少しました。

表-17 届出移動量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質の推移(()内は旧物質番号)

H24 順位	物質名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H19年度 (t)	H20年度 (t)	H21年度 (t)	H22年度 (t)	H23年度 (t)	H24年度 (t)	H24/H13
1	300 (227)トルエン	2,247	2,464	2,596	2,943	2,832	2,713	2,858	2,400	2,118	2,044	1,228	1,308	58.2%
2	412 (311) マンガン及びその化合物	1,255	1,511	1,856	1,630	1,792	2,143	1,502	1,085	744	579	448	471	37.5%
3	186 (145) ジクロロメタン(塩化メチレン)	808	339	303	373	327	523	1,262	408	399	569	306	471	58.3%
4	332 (252) 砒素及びその無機化合物	9	4	8	10	8	8	4	2	2	3	3	344	3822.2%
5	80 (63) キシレン	604	323	369	789	807	821	911	845	760	362	253	194	32.1%

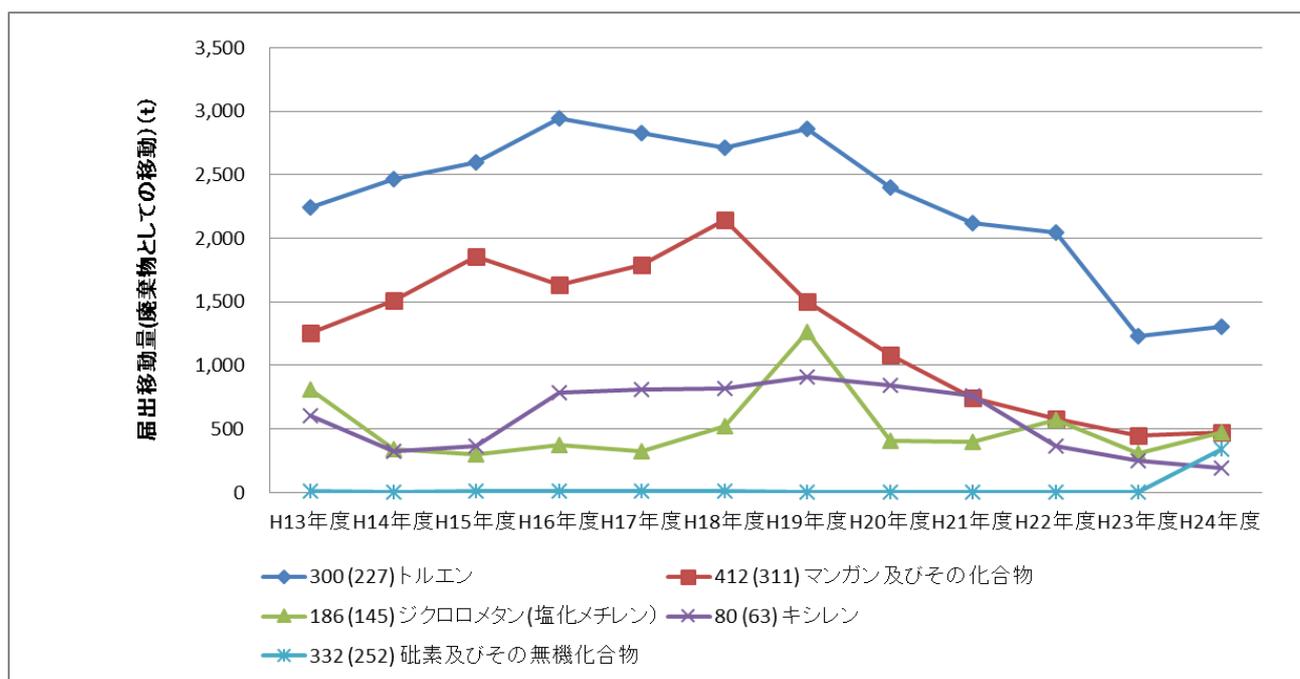


図-6 届出移動量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質の経年推移

4 まとめ

(1) 平成24年度は923事業所(全国36,504事業所、第14位)から届出があり、環境への排出量・移動量は8,176t(全国381,368t、第19位)で、その内訳は排出量が3,796t(全国162,239t、第19位)、移動量が4,380t(全国219,128t、第18位)でした。

なお、届出のあった化学物質は、届出対象化学物質462物質のうち235物質(全国第4位)でした。

(2) 届出排出量・移動量の多い上位5物質は、トルエン、ジクロロメタン(塩化メチレン)、キシレン、マンガン及びその化合物、砒素及びその無機化合物でした。

(3) 届出排出量の多い上位5物質は、トルエン、キシレン、ジクロロメタン(塩化メチレン)、エチルベンゼン、チオ尿素でした。

(4) 届出排出量・移動量の上位5業種は、化学工業、輸送用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、電気機械器具製造業でした。

(5) 国が推計した福島県内の届出外排出量は4,508t(全国243,578t、第20位)でした。

(6) 届出外排出量の多い上位5物質は、トルエン、ポリ(オキエチレン)=アルキルエーテル、キシレン、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、エチルベンゼンでした。

(7) 平成24年度の届出排出量は、届出が始まった平成13年度の35.4%に減少し、大気への排出量は34.2%に減少しました。

また、一事業所当たりの排出量は、平成13年度の11.8tから平成24年度は4.1tに減少し、事業者による自主的な排出削減が進んでいるものと考えられます。

平成25年度

猪苗代湖の
水質測定結果等

平成26年10月

福島県

1 猪苗代湖の水質測定結果

猪苗代湖（湖心）の水質測定結果（生活環境項目）は以下のとおりであり、大腸菌群数を除き、環境基準を達成しました（表－1）。

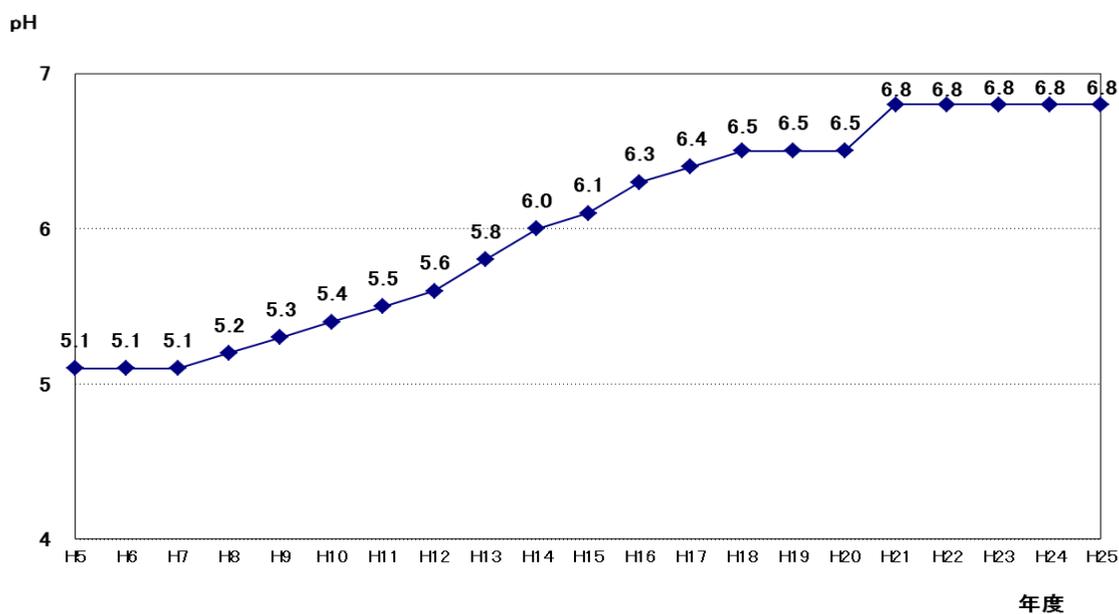
表－1 平成25年度の猪苗代湖(湖心)における水質測定結果（生活環境項目）

項目	年間平均	75%値	最小～最大	環境基準
pH(水素イオン濃度)	6.8	—	6.5～6.9	6.5～8.5（適用外）
COD(化学的酸素要求量)	0.9	<u>1.0</u>	0.5～1.3	3mg/L 以下
SS(浮遊物質)	<1	—	<u><1</u>	5mg/L 以下
DO(溶存酸素量)	11	—	<u>8.2～12</u>	7.5mg/L 以上
大腸菌群数	370	—	<u>0～2,400</u>	1,000MPN/100mL 以下

※ 環境基準は下線部の値で評価する。

(1) pH

pHは、平成7年度までは5.1以下の酸性でしたが、平成8年度以降、その値が上昇し、平成25年度の年間平均は6.8と、湖水の中性化が継続しています（図－1）。



図－1 猪苗代湖（湖心）のpH（全層年間平均）の推移

※ pHは7が中性、7より小さいほど酸性が強くなることを示す。

(2) COD

CODについては、平成25年度は1.0mg/Lと前年度と同じでした（図-2）。

COD上昇の要因として、湖水の中性化による自然の浄化機能（汚濁物質を湖底に沈めるメカニズム）の低下や湖内における生産（プランクトン等の水生生物の繁殖）の増大などが考えられます。

かつては水質日本一を誇った水質を取り戻すために、継続した水質保全活動が必要です。

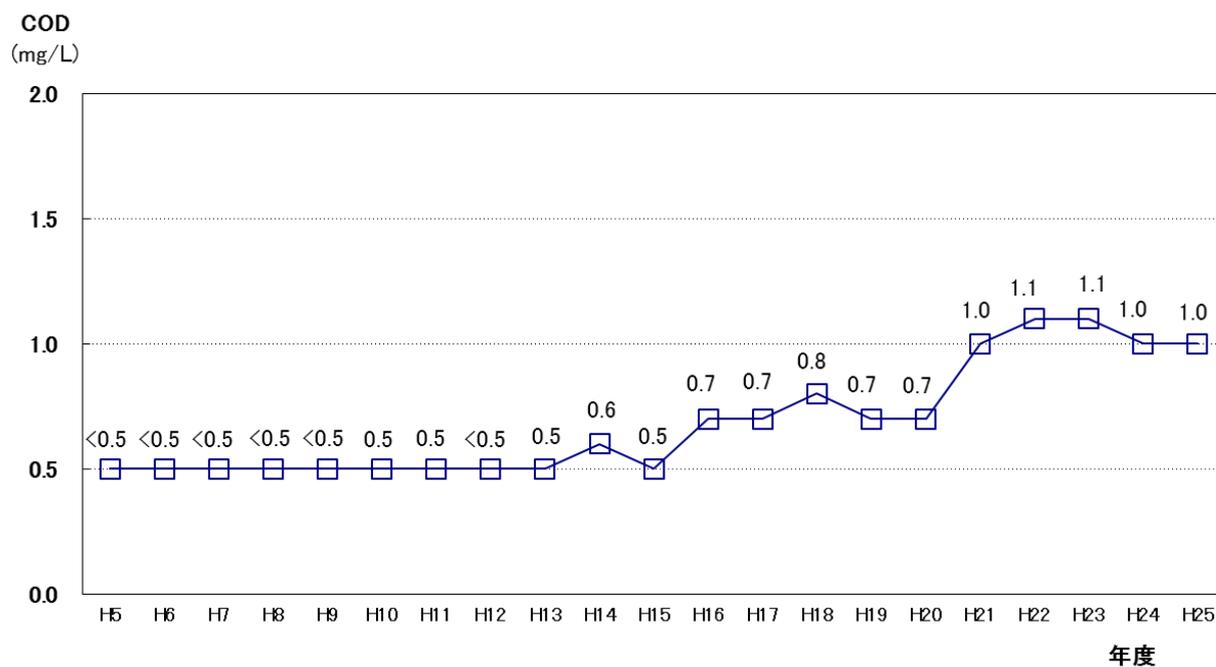


図-2 猪苗代湖（湖心）におけるCOD（全層75%値）の推移

※ CODの測定下限値は0.5mg/L、環境基準値は3mg/Lである。

(3) 大腸菌群数

大腸菌群数は、平成21年度以降、環境基準を超過しています（図-3）。

湖水の中性化に伴い、微生物の生存しやすい環境になってきているものと考えられますが、平成22、23年度をピークに減少傾向が見られます。

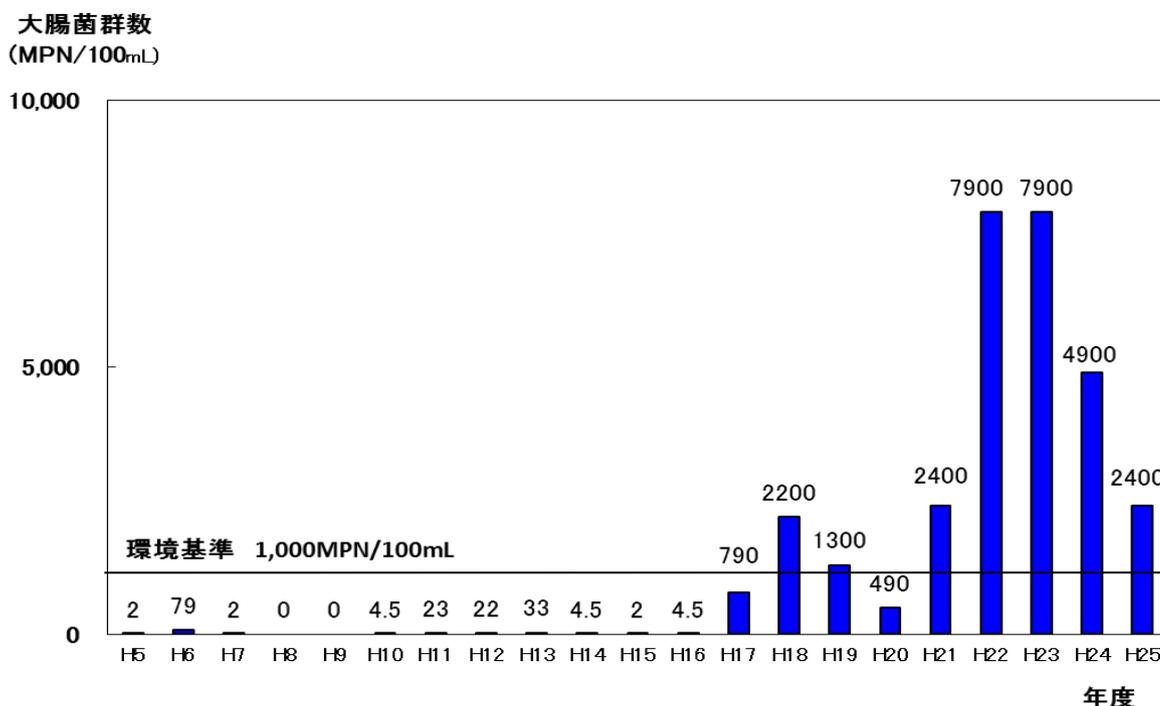


図-3 猪苗代湖（湖心）における大腸菌群数最大値の推移

大腸菌群数年最大値	平成20年度	10月	490	MPN/100mL
	平成21年度	9月	2,400	MPN/100mL
	平成22年度	8月	7,900	MPN/100mL
	平成23年度	9月	7,900	MPN/100mL
	平成24年度	8月	4,900	MPN/100mL
	平成25年度	9月	2,400	MPN/100mL

2 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画進捗状況

これは、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第7条第6項に基づき水環境保全推進計画の進捗状況について公表するものです。

本県では、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域を美しいまま未来の世代に引き継いでいくことが今を生きる私たちの責務であると考え、平成14年3月、全国で初めて「未然防止」の視点に立った「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定し、平成15年4月から全面施行しました。

また、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の喫緊の課題に重点的に取り組むため「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」（平成14年3月に策定）を平成23年3月に改定し、水環境保全目標「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖裏磐梯」の実現に向けた生活排水対策、水生植物による水質改善、観光地対策、県民が一体となった水環境保全活動などの取り組みを進めてきました。

このような中で発生した東日本大震災は、本県に甚大な被害をもたらし、その影響は猪苗代湖・裏磐梯湖沼周辺にも及んでおります。

そこで、平成25年3月に「猪苗代湖・裏磐梯湖沼の水環境の安全・安心の確保」と猪苗代湖の「水質日本一」への復活を目指し「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」の見直しを行いました。

計画の推進状況を把握する事業達成水準は次のとおりです。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画における事業達成水準

1 自然汚濁・面的汚濁の低減

(1) エコファーマー認定件数

面的汚濁の低減のため、環境保全型農業を推進しており、その推進状況を把握する指標として、エコファーマー認定件数を使用しています。

エコファーマーは、たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行っています。

項目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	目標達成状況の推移	
				平成24年度	平成25年度
エコファーマー認定件数(件)	1,110	1,180	1,260	1,071	1,080

(2) 除じんスクリーン設置基数

河川などからの除伐草の流入防止のため、農業用排水路への除じんスクリーン設置への協力を呼びかけ、除じんスクリーンの設置基数(累計)を事業達成水準とします。

項目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	目標達成状況の推移	
				平成24年度	平成25年度
除じんスクリーン設置基数(基)	0	1,011	1,811	211	324

(3) 水生植物回収量

猪苗代湖北岸部では湖岸に漂着した水生植物やヒシの枯死体が汚濁負荷源の一つになっており、生態系への影響等を配慮しながらそれらの回収を行うことで猪苗代湖の水環境改善を図ります。

項目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	目標達成状況の推移	
				平成24年度	平成25年度
水生植物回収量(m ³)	123	1,900	1,900	284	221

2 人為汚濁の低減

人為汚濁低減のため下水道及び農業集落排水処理施設等の整備、窒素・りん除去型浄化槽の設置促進、事業場に対する指導などに努めており、その推進状況を把握する指標として次の指標を使用しています。

(1) 窒素・りん除去型浄化槽設置基数

項目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	目標達成状況の推移	
				平成24年度	平成25年度
窒素・りん除去型 浄化槽設置基数(基)	5	405	805	9	30

(2) 浄化槽法第11条の定期検査の実施率

項目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	目標達成状況の推移	
			平成24年度	平成25年度
実施率 (%)	27.6	100	31.8	31.9

(3) 汚水処理人口普及率

項目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	目標達成状況の推移	
			平成24年度	平成25年度
汚水処理人口普及率 (%)	78.8	95.1	80.2	82.1

※汚水処理人口普及率 = (下水道整備人口 + 農業集落排水処理施設整備人口 + 合併処理浄化槽整備人口) / 区域内総人口 × 100

(4) 排水基準適合率

項目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	目標達成状況の推移	
			平成24年度	平成25年度
排水基準適合率 (%)	66.7	100	55.0	84.6

※排水基準適合率 = (基準適合事業場数 / 立入排水規制対象事業場数) × 100

※下水道整備区域内における既設の排水指定施設等(猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例対象施設)に係る全窒素及び全りんの排水基準については、平成19年4月1日から適用

3 県民参加による水環境保全活動の活性化・水環境保全意識の啓発

県民参加による水環境保全活動の活性化を図るため、家庭や地域での実践活動の促進などに努めており、その推進状況を把握する指標として「水生生物による水質調査(せせらぎスクール)」への参加団体数、ボランティアによるヨシ刈取り・清掃活動・水草回収等の参加者数を使用しています。

項目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	目標達成状況の推移	
			平成24年度	平成25年度
せせらぎスクールへの参加団体数	- (募集していない)	モニタリング 指標	- (募集していない)	- (募集していない)
ボランティアによるヨシ刈取り・清掃活動・水草回収等の参加者数（延べ人数）	3,423人	12,000人	6,380人	5,331人

4 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質状況及び水質保全目標達成率

(1) 水質の状況

ア 猪苗代湖

項目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	目標達成状況の推移		
				平成24年度	平成25年度	
湖心	COD	1.1	0.9	0.5以下	1.0	1.0
	全窒素	0.23	—	0.20以下	0.25	0.24
	全りん	0.003未満	—	0.003以下	0.003未満	0.003
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	7,900	—	1,000以下	4,900	2,400
北岸部	COD	2.6	—	1.0以下	1.9	2.0
	全窒素	0.38	—	0.20以下	0.30	0.43
	全りん	0.028	—	0.005以下	0.012	0.023
南岸部	COD	1.4	—	1.0以下	1.6	1.4
	全窒素	0.25	—	0.20以下	0.32	0.30
	全りん	0.005	—	0.005以下	0.008	0.006

※COD：全層年間75%値、全窒素及び全りん：表層年間平均値、単位：mg/L

※大腸菌群数：表層年間最大値

イ 裏磐梯湖沼

項 目		計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	目標達成状況の推移	
				平成24年度	平成25年度
桧原湖	COD	2.4	2.0以下	2.3	2.2
	全窒素	0.13	0.10以下	0.13	0.13
	全りん	0.005	0.005以下	0.006	0.006
小野川湖	COD	2.7	2.0以下	2.6	2.5
	全窒素	0.17	0.10以下	0.15	0.14
	全りん	0.006	0.005以下	0.007	0.006
秋元湖	COD	3.1	2.0以下	2.9	2.9
	全窒素	0.16	0.10以下	0.16	0.13
	全りん	0.005	0.005以下	0.005	0.005
曾原湖	COD	2.9	2.0以下	2.8	2.7
	全窒素	0.15	0.10以下	0.17	0.13
	全りん	0.007	0.005以下	0.009	0.006
毘沙門沼	COD	1.8	1.0以下	1.7	1.8
	全窒素	0.07	0.10以下	0.06	0.05
	全りん	0.006	0.005以下	0.006	0.005

※COD：全層年間75%値、全窒素及び全りん：表層年間平均値、単位：mg/L

(2) 湖沼の透明度

項 目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	目標達成状況の推移	
			平成24年度	平成25年度
猪苗代湖湖心 (m)	9.8	10以上	9.7	11.0
裏磐梯湖沼 (m)	4.1	5以上	3.6	4.1

※裏磐梯湖沼は、桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼の5湖沼の平均値

(3) 水質保全目標達成率 (%)

項目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	目標達成状況の推移		
			平成24年度	平成25年度	
猪苗代湖	COD	0	100	0	0
	全窒素	0	100	0	0
	全りん	66.6	100	33.3	33.3
裏磐梯湖沼	COD	0	100	0	0
	全窒素	20.0	100	20.0	20.0
	全りん	40.0	100	20.0	40.0

※猪苗代湖水質保全目標達成率 = (目標達成水域数 / 3) × 100

目標設定水域：湖心、北岸部、南岸部

※裏磐梯湖沼水質保全目標達成率 = (目標達成湖沼数 / 5) × 100

目標設定湖沼：桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼

平成26年10月

平成25年度 環境等測定調査結果

福島県生活環境部水・大気環境課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7258 / 024-521-7261

FAX 024-521-7927

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/tyosakekka1.html>
